會社興業

求スル機械買得費	製藥場機械買得費	金壹千七百八拾六圓五拾錢
	撚糸場機械及水車用具費	金壹千百拾圓七拾六錢
	小計	金壹万九千八百貳拾壹圓七拾六錢
敷地買得並建築修繕費	織物整理染物ノ他所購入費	金參千貳百圓拾八錢參厘
	撚糸場敷地購入費	金貳百四拾五圓
	織殿拂下並修繕費	金貳万壹千圓
	地平均入費	金六百圓
	汽關室並圓筒及倉庫事務所建築費	金七千五百貳拾圓
	織場及絹糸漂白室建築費	金貳万八千參百圓
	整理室建築費	金貳千百七拾圓
	染物用諸建築費	金壹万七千八百八拾貳圓
	製藥場建築費	金貳千百八拾圓
	撚糸場及水車建築費	金九万四千九百參拾四圓四拾八錢參厘
	小計	金貳千貳百貳拾壹圓五拾貳錢 第二着 金貳万四千百六拾四圓六拾錢 第三着
機械組立並試檢費	汽關室機械並滑車等組立費	金七百貳拾圓
	織物機械組立費	金壹千貳拾圓
	整理機械組立費	金四百圓
	染物機械組立費	金參百八拾圓
	撚糸機械組立費	金六百圓
	機械組立需要品購買費	金貳百七拾參圓八拾錢
	小計	金四百九拾圓 第二着 金壹千貳百圓 第三着

豫算表

試檢費	參考品購入費	金壹千圓
	事務所備付品費	金拾四圓
	事務所諸雜費	金參百五拾圓
	撚糸場備付品費	金百七拾壹圓八拾錢
	撚糸水車場各室備付費	金百參拾五圓九拾錢
	創業費	金壹千五百圓
	株券調製費	金五百圓
	起工中諸俸給	金參千六百圓
	準備金	金壹千四百圓
	小計	金八千六百七拾壹圓七拾錢
機械購入洋行旅費並滯在費	支度料	金七千貳百圓
	交際費	金四百圓
	外人雇入費	金貳百圓
	雇入ニ關スル準備金	金貳千貳百五拾圓
	小計	金壹千壹百圓 金壹万壹千貳百五拾圓
豫備金		金八千百七拾七圓拾五錢五厘

合計	金參拾万圓		金四万六千〇四拾壹圓五拾貳錢
參考	金五拾万圓	豫算金額	金參拾万圓
		撚糸第二第三着	金四万六千〇四拾壹圓五拾貳錢
		營業費	金拾五万參千九百五拾八圓四拾八錢

豫算金額募集豫定期日

一金五萬圓　第一回

明治二十年七月二十日徴收

內

金貳萬壹千圓　織殿拂下幷修繕費
金參千貳百圓拾八錢參厘　織物整理染物敷地買入
金貳百四拾五圓　撚糸場敷地買入費
金壹千五百圓　撚糸場水車購入費

小計貳萬五千九百四拾五圓拾八錢參厘

金拾四圓　事務所用備付品
金百圓　事務用諸雜費ノ內
金七百圓　創業費ノ內
金五百圓　株券調製費
金九百圓　起工中俸給ノ內三ヶ月分
金參百五拾圓　諸費準備中ノ內

小計貳千五百六拾四圓

金參百圓　洋行支度料ノ內
金貳千七百圓　洋行旅費滯在費ノ內
金百五拾圓　洋行交際費ノ內
金四百圓　洋行準備金ノ內

小計參千五百五拾圓

通計金參萬貳千〇五拾九圓拾八錢參厘

殘金壹萬七千九百四拾圓八拾壹錢七厘　明治二十年九月二十日徴收

一金五萬圓　第二回

前殘金ト合セテ六萬七千九百四拾圓八拾壹錢七厘

內

金參萬九千百四拾八圓八拾錢八厘　機械購入費拾壹萬七千四百四拾六圓四拾貳錢五厘三分ノ一

小計參萬九千百四拾八圓八拾錢八厘

金六百圓　敷地平均入費
金貳萬貳千七百九拾六圓四拾參錢　建築費六萬八千參百八拾九圓參拾錢ノ三分ノ一
小計貳萬參千參百九拾六圓四拾參錢
金壹千圓　參考品購入費
金百圓　事務所諸雜費ノ內

金壹千五百圓
金五百五拾圓
小計參千百五拾圓
金百圓
金四千五百圓
金五拾圓
金貳千貳百五拾圓
金八百圓
小計七千七百圓
通計金七萬參千參百九拾五圓貳拾參錢八厘
差引金五千四百五拾四圓四拾貳錢壹厘
一金拾萬圓　第三回　明治二十一年二月二十日徵收
前不足金ト差引　不足
殘金九萬四千五百四拾五圓五拾七錢九厘
內
金七萬八千貳百九拾七圓六拾壹錢七厘　機械費殘額
小計七萬八千貳百九拾七圓六拾壹錢七厘
金貳萬貳千七百九拾六圓四拾參錢　建築費六萬八千參百八拾九圓參拾錢ノ三分ノ一
起工中俸給ノ內五ヶ月分
諸費準備金ノ內
洋行支度料ノ殘額
洋行旅費滯在費ノ殘額
交際費ノ殘額
外人雇入費
洋行準備金ノ殘額

小計貳萬貳千七百九拾六圓四拾參錢
金五拾圓
金六百圓
金貳百五拾圓
小計九百圓
通計拾萬千九百九拾四圓〇四錢七厘
差引金七千四百四拾八圓四拾六錢八厘
一金五萬圓　第四回　明治二十一年四月二十日徵收
前不足金ト差引　不足
殘金四萬貳千五百五拾壹圓五拾參錢貳厘
內
金壹萬貳千九百〇參圓七錢四厘　事務所用諸雜費ノ內
金貳萬六百壹圓六拾錢參厘　起工中俸給二ヶ月分
小計參萬參千五百四圓六拾七錢七厘　起工中準備金ノ內
金九千九百拾圓八拾八錢
小計九千九百拾圓八拾八錢
金貳萬貳千七百九拾六圓四拾四錢
小計貳萬貳千七百九拾六圓四拾四錢
運送費幷陸揚賃共
金利幷關稅海上保險手數料共
內地購求機械代半額
建築費殘額

金參千九拾六圓九拾錢
小計參千九拾六圓九拾錢
金百圓
金六百圓
金百五拾參圓八拾五錢
小計八百五拾參圓八拾五錢
通計七萬百六拾貳圓七拾四錢七厘
差引金貳萬七千六百拾壹圓貳拾壹錢五厘
一金五萬圓　第五回
前不足金ト差引
殘金貳萬貳千參百八拾八圓七拾八錢五厘

內

金九千九百拾圓八拾八錢
小計九千九百拾圓八拾八錢
金參千〇九拾六圓九拾錢
小計參千〇九拾六圓九拾錢
金百五拾參圓八拾五錢
金八百圓

機械組立幷試驗費ノ半額
諸雜費ノ殘額
俸給ノ殘額
撚糸場用備付器ノ半額

不足

明治二十一年七月徵收

內地購求機械代殘額
機械組立幷試驗費ノ殘額
撚糸場用備付品ノ殘額
創業費ノ殘額

金貳百五拾圓
小計壹千貳百〇參圓八拾五錢
金八千百七拾七圓拾五錢五厘
通計金貳萬貳千參百八拾八圓七拾八錢五厘

諸費準備金ノ殘額

豫備金

京都織物會社創業費一覽表

合併以前之分										
染物會社										
給料	什器購入費	郵便電信			證券印紙	雜費	計	給料
		郵便	電信	小計				
金拾七圓八拾四錢	金六圓四拾六錢	金五圓拾錢	———	金五圓拾錢	金七圓〇六錢	金四拾九圓拾參錢壹厘	金八拾五圓五拾九錢壹厘	金拾六圓五拾錢

合併以前分之會社物織																					合併以後分之會社物織																					合織
旅費	什器購入費	郵便電信			證券印紙	雜費			借家賃	計	給料	旅費	什器購入費	郵便電信			證券印紙	雜費			借家賃	計	旅費	什器購入費	郵便電信			證券印紙	雜費			借家賃	計	給料	旅費	什器購入費	郵便電信			證券印紙	雜費			借家賃	計	
		郵便	電信	小計		集會費	事務費	小計						郵便	電信	小計		集會費	事務費	小計						郵便	電信	小計		集會費	事務費	小計						郵便	電信	小計		集會費	事務費	小計		
———	金參圓參錢五厘	金武圓五拾錢	金參圓五拾參錢	金六圓〇參錢	金六拾七錢五厘	金六拾五圓四拾八錢	金六圓五拾五錢	金七拾貳圓參錢	金七圓	金百五圓貳拾七錢	金參拾貳圓貳拾四錢	金貳百圓	金六圓四拾九錢	金九拾七錢	金五圓八拾貳錢	金四圓八拾五錢	金貳拾錢	金九拾七圓九拾七錢	金六拾五圓四拾壹錢貳厘	金百六拾參圓參拾八錢貳厘	———	金四百八圓拾參錢貳厘																						

— 66 —

總計金五百九拾八圓九拾九錢參厘

役員選擧

濱岡光哲は是より委員五名幷に東京株主中より相談役三名を選擧することにせんとて投票用紙を配付す。卽ち其票數當選者の姓名は左の如し。

一千三百九十八票　（當選）　內貴甚三郎

一千三百七十票　同　田中源太郎
一千二百八十三票　同　濱岡光哲
九百五十一票　同　渡邊伊之助
八百〇九票　（辭　選）　高木齊造
七百三十四票　（當　選）　熊谷辰太郎

右當選の委員五選して內貴甚三郎を委員長に推選す。

一千二百八十三票　相談役　大倉喜八郎
一千二百六十四票　同　澁澤榮一
一千二百〇三票　同　益田孝

濱岡光哲曰、此場合に於て一寸相談したき事あり、其は此會社は銀行や商業會社とは趣を異にするを以て、同一の方法に據るべからざるものあり。然るに先に議決したる定款に據れば必ず年に兩度の總會を開かざるを得ず、而して此會社は暫くの間は利益なきやと云へば多少の利益あり。卽ち織殿に於ては東京にても好評を博し續々注文あるを以て、其爲すべきの業は充分之あり、來年六月迄は暫くの間も手を休めざるなり。左すれば定款に據れば來年一月には必ず總會を開かざるを得ざれども、前にも述べし如く銀行や商業とは其趣を異にするを以て、必ず之を開く程の必要を見ず、且つ來年七月迄には機械も略整頓し建築も稍成功するを以て、旁一月の總會を七月に延ばしては如何。

淺井文右衞門曰、開かずして可ならん。

田中源太郎曰、一月の總會は利益配當の事なるを以て、之を開きしとて別に多分の費用を要するにはあらざるを以て、報告旁之を開くも可なれども、起業中の諸件は是を結了する迄は其報告をなすに頗る困難なるものあらん、左すれば之を變則とし規則に在る故必ず之を開くとせずして、營業の都合に據り或は之を開き、或は之を開かずと定め置けば、後の委員も大に便利ならん。

三木安三郎曰、織殿營業に係る分のみをなして起業に係るものは延ばしては如何。

濱岡光哲曰、只今織殿の部分のみの報告をなすとの說もあれど、自今の注文品中來年一月迄には成功如何と危むものあり、故に利益あれば之を報告し、然らざれば七月迄に延ばしては如何。現に陶器會社の如きは外國人との關係もありて、仕切の都合も之あるを以て、年に一度と定めたる程なれば、之を一度とするも格別差支はなかるべし。

田中源太郎曰、元來定款なるものは營業を始めたる上に施行して相當するものにして。起業中に適するもの少なく、然るに起業中に之を適用せんとすれば頗る混雜なり。卽ち右定款に據りて報告することゝすれば、假令僅少なりとも賞與金も入れば積立金も入用なり、其他凡て定款通に行はざるべからず、左すれば半途にて報告し難きものありて甚だ困難なるべし。

川勝光之助曰、別に總會を開くに及ぶまじ。

三木安三郎曰、利益あれば報告し然らざれば報告せずとしては如何。

田中源太郎曰、利益の有無に據て開否を定むるときは、試業に對する僅々の利益あるも之を開かざるを得ず。若かず或は開き或は開かざることゝし、其時の都合は役員に任しては如何。

濱岡光哲曰、織殿の營業は單に試驗工場と見れば可なり。

安盛善兵衞曰、七月にて可なり。

淺井文右衞門曰、或は開き或は開かざる事と定め置けば其にて結構なりと。

衆議一致に依り營業の都合により或は之を開き或は之を開かざる事とするに可決。

右畢て一同散會す、時に午後六時三十分なり。

「興業費豫算作成の苦心」 興業費豫算は前掲創立願書に示され、又株主總會に提出されてゐるが、洋式規模の大工場組織を有する同業會社の無かつた當時のことゝて、企業豫算は全く獨創的に屬し、創立委員は之を作成するに苦心を重ねた。當時農商務省技師であり、當社創立に當り大に斡旋し、後も當社專務取締役に就任した荒川新一郎氏に意見を求めたので、同氏は參考資料として興業費豫算一覽と所見を送附してゐる、この興業費豫算は詳細なる內譯表を附されたものであるか、こゝにはその大綱を掲げる。

京都織物會社興業費豫算一覽

但シ會社ノ資本五拾萬圓ニ對スル起業費豫算ナリ

一金貳拾九萬五千七百五拾八圓五拾錢六厘

內譯

金拾四萬四百貳拾八弗九拾壹仙七	海外ヨリ買得スル機械購求費金額
金壹萬六千九百貳拾四圓五拾錢	內地ニテ買得スル機械購求費金額
金五萬八千九百七拾貳圓	敷地買得及建築費
金貳千五百貳拾圓	機械組立費

金千七百九拾參圓八拾錢	機械組立需用品幷ニ試驗用石炭等購買費
金拾四圓	事務所据付器具買入費
金參百五拾圓	事務所諸雜費
金千貳百八拾圓	試驗費
金四千五百圓	器械買入洋行費
金貳千貳百五拾圓	外國人三名雇入費
金參千六百圓	起工中役員俸給
金貳萬圓	織殿買受費
外ニ千圓	織殿修繕費
金貳萬四千五百貳拾七圓七拾六錢	撚糸場起業費
金五千五百六拾八圓六拾八錢五厘	製藥所起業費
金五千圓	起業準備金
外ニ金壹萬圓	染材買入費

但シ西洋着ノ上營業使用ノ目的ヲ以テ買入ノ分故此金員ハ營業費ヨリ支拂ノツモリ其中試驗用ニ消費スル分ハ起工費中ニ入算スル見込

一金貳拾〇萬四千貳百四拾壹圓四拾九錢四厘　營業費

今日の實況に就き觀察を下し聊か平生の持論を提出する左の如し

一、費さずして執業上に差支なき事に資本を冗費し、過度に起業の費用を高むるときは、今後他方に發起する事業の起業經費の低度を極むるものと、他日市場に於て市利を競爭する事難かるべし。況や本會社事業の如きは業派多種に渉り、且つ未だ確實の經驗を有せず、隨て開業後數年間は試驗上に要する所の費用、果して想像外に出る者あるに於てをや。

一、此起案に基き考慮を下すときは、今日の情勢に抑制され、姑息曖昧に決行する果して會社營利の本旨なるや、拙は敢て明言する能はざるなり。

一、依頼に由り今茲に起業の豫算書を提出すと雖も、業種頗る多端に渉るを以て一時に之を使用し。各業に着手し果して營利の見込確然たるや否や、拙敢て保證する能はざるなり。凡そ起業は營業經濟の範圍内に在る以上は、小より大に及ぼし一業の整頓を俟つて次業の起設に渉り順次歩を進め、最初企畫する所の目的を達すべし。若し世況の狂態に惑ひ其擧措を誤るときは、獨り會社の不利のみならず、全國の事業に病毒を及ぼすこと亦大なるべし。

一、凡そ事業は爲さゞれば止む。爲して其擧を失すれば其禍害爲さゞるの不利よりも亦大なり、擧措最も愼むべきなり。拙の愚考に由れば最初議定する所の順序に基き、今日は先づ染色と整理の二業に着手し、其の結果を鑑査し而して後機織業に着手するを以て全勝の策なりと確信す。此の間調査を内外に極め經驗を實例に積めば、他日着手の時に於て起工の難易得失亦同日の論に非らざるべし。夫れ水を好む者は溺るゝの危きあり、鳥を逐ふ者は山を見ざるの癖あり、拙を始め積年の艱苦を嘗め業術に熱心勉磨せるものは、動もすれば速かに之を實業に施行せんと欲するの志鋒より、單見直行亦自他の經驗得失利害に念及せざるの患あり。能く之を抑制し普く之を利害に照鑑し、確然不拔

の見込在る所に依り規模計圖を定むべきなり。今直に志望を果さずとて豈夫他日果すべきの機なきの理あらんや。將た夫れ理なきのみならず、會社の目的に汽織機設置の明文あるを以て他日起工する言を俟たず唯遲速前後の差あるのみ。故に今囘織物技術者の洋行は實況及び織物機械の調査に止り、之を起設するや否やは調査報告の上熟議を遂げ、始て裁定するを以て良策なりと愚考す。

一、機械買入に於ても亦然り、機械の原理を審にせず、又使用上彼我職工巧拙の差異修繕難易の分界を顧みず、啻に其精巧を羨望し之を買得するときは果して臍を噬むの悔なきを免れず。又欲望多端に渉り種々の織機を一時に買試んと欲するときは、恰も職工學校の體裁に陷り、決して營利の目的を實際に試驗する能はざるべし。染色整理及び撚糸の事業に於ても亦同一の理なるべし。

一、此豫算中建築組立費等は拙が從來の實驗に由り調定する所に出づと雖も、若し指揮意の如くならず、之に關する人に緩慢不周到にして然かも過量の品物を浪費するあるが如きに於ては、此豫定算額に超越する幾倍なる果して知る可からざるなり。元來現業を負擔する者と雖も、皆會社營業の經濟を以て其責に當らしめざる可からざるは固より言を俟たず、決して現技者は品物を製出すれば足るとの感想を抱かしむ可からざる事最も緊要なり。今や起業豫算概費成り之を提出するに當り、聊か愚考を陳し以て諸君の參鑑に供する此の如し。

荒川新一郎

第六節　濱岡委員及び三技師歐米視察

明治二十年八月三日本社新工場諸機械購入並に歐米各國における織物染物整理業狀態視

察として、技師近藤德太郎、稻畑勝太郎、高松長四郎の三氏に派遣を命じ、又同日委員濱岡光哲氏が商工業視察のため歐米諸國を巡回するを以て、當社各部の機械購入建築製圖取調および技師監督等の件を囑託した。かくて濱岡氏は同月十四日近藤稻畑高松の三技師を伴ひ、横濱より英船「ベルチック」號に搭じて桑港に向ひ、米國より歐洲を巡回具さに斯業の狀態を視察するとゝもに、機械の購入について努力し、濱岡委員と近藤技師は翌二十一年七月十一日佛國郵船「イラウワジー」號にて歸朝し、濱岡委員は同年八月六日の第一回株主總會席上歐米各國における織物染物整理の景況、および諸機械購入の順序を報告した。また稻畑技師高松技師は同年十二月十四日佛國郵船「ナタル」號にて歸朝した。

第七節　舊織殿地所建物賣却

明治廿年七月一日府立織殿の拂下許可を受け、同八月一日より引繼の職工を本社へ雇入れ、河原町工場として假營業を開始したが、當時織殿は主として高貴顯官の注文品を製織し、當社經營に屬してより、一般の注文品も引受け相當繁忙を呈し、この間皇居御造營用品御下命の光榮に浴し、明治廿二年五月廿日には、宮内省調度局長の命令により當社製造品の見本六、拾餘種を供具した。同年五月十六日には　小松宮彰仁親王殿下台臨あらせられ、

事業の景況等を親しく台覽あり、その前々日十四日には澳國親王バルデイ、アンリー殿下も臨覽された。本社工場の新築落成に近づくや、同年六月一日事務所を新工場内に移したので、河原町工場は分工場として殘務を處理し、九月廿六日新工場染物部機械据付竣成につき、河原町分工場内染物部を同所に移し、分工場の地所建物は壹萬貳千八百圓を以て、大阪市高麗橋通一丁目桑原深造氏へ賣却した。

「**織殿の製織品**」（明治二十年二月二十日日出新聞記事）此程御滯京中なる　有栖川宮殿下と伊藤大臣以下諸貴顯の御注文にて目下京都織殿にては紋繻子、綾等女洋服地及び窓かけを織立てるよし。

「**御用織地**」（明治二十一年四月二十二日日出新聞記事）皇居御造營用につき今度京都織物會社へ御注文相成りし窓掛は丈一千五百尺、巾二尺五寸物にて、地質は毛糸と金糸を用ひ、唐草に鳳凰の模様を附けたるものと、今一つは丈二千五百尺、巾二尺五寸の五色の繻子地なるが、その代價は前後通じて一萬五千圓にて、去る二十日より織立に着手し、來る九月上旬まで織立る筈なりと。

「**河原町分工場賣却益金**」（第四回定時株主總會錄事より）明治二十二年下半期損益勘定收入之部に河原町分工場建物地所賣却益金貳千五百六拾壹圓貳拾九錢を計上す。内貴委員長の説明に曰く、元織殿は貳萬圓にて買受け之に修繕費金壹千八拾八圓七拾壹錢を加へたる内より機械代金及南手工場代金壹萬八百五拾圓とし、地所及建物を金壹萬貳百參拾八圓七拾壹錢と定めたるを以て、賣却代金壹萬貳千八百圓に對し、則ち貳千五百六拾壹圓貳拾九錢の利益となれり云々。

第八節　創立當時の株主及株金拂込徵收

明治廿年七月から廿一年六月に至る株式名義書換數は三千五株で、この讓渡人員四百四十四名、讓受人百五十名であつた。第一回考課狀に揭げられた廿一年六月末現在株主數は二百五十八名で、壹百株以上の株主は左の通りである。

株主氏名表

（明治廿一年六月末現在　壹百株以上）

住所	姓名	株數
東京	澁澤榮一	四〇〇
同	西邑虎四郎	三八〇
同	今村清之助	二八〇
同	大倉喜八郎	二八〇
京都	三木安三郎	二〇四
東京	益田孝	二〇〇
京都	尾崎半兵衛	二〇〇
同	渡邊七	二〇〇
同	內貴甚三郎	一九五
京都	西村治兵衛	一九五
同	熊谷市兵衛	一九〇
同	岡本治助	一八八
同	濱岡光哲	一八五
同	渡邊伊之助	一八五
同	曾和嘉兵衛	一八五
同	中井三郎兵衛	一八五
同	井上治門	一七一
東京	西園寺公成	一五〇
京都	磯野小右衛門	一四五
同	池田長兵衛	一四五
同	村田嘉兵衛	一四五
大阪	熊谷辰太郎	一四五
京都	山中利右衛門	一四五
同	船橋繁之助	一四五
同	三越得右衛門	一四五
同	杉本新左衛門	一四五
京都	田中源太郎	一三五
同	芝原嘉兵衛	一三五
同	廣畑久兵衛	一一五
同	河村清七	一一〇
東京	深川亮藏	一〇〇
同	淺野總一郎	一〇〇
京都	淺井文右衛門	一〇〇
同	下村忠兵衛	一〇〇

明治廿年五月より廿三年四月卅日に至る假營業期間に於て、資本金五拾萬圓、株數壹萬株に對し八回にわたり拂込を徵收した。かくして本社新工場を完成せしめたのである。則ち廿年七月二十一日より二十五日までに第一回株金一株に付五圓を徵收、次いで同年九月第二回拂込一株に付五圓、廿一年二月第三回一株に付拾圓、同年六月第四回一株に付五圓、同年十月第五回一株に付五圓、廿二年四月第六回一株に付五圓、同年十月第七回一株に付五圓、廿三年四月第八回一株に付五圓、拂込となつた。又當社株式は京都取引所に於て廿二年六月定期賣買の認許を得七月一日より之を開始した。

「**第一回拂込金徴集廣告**」（明治二十年七月十三日日出新聞掲載）

第一回株金拂込廣告

一、當社第一回拂込金本月二十一日より二十五日迄の間を以て徴集致候間該日限内に當會社へ一株の拂込金五圓（申込保證金を差引殘金四圓）曩に渡置候保證金受取書及雛形の如き印鑑一枚御持參御拂込有之候へば引換に株式券狀相渡申上候此段廣告候也

明治二十年七月十二日　　京都織物會社

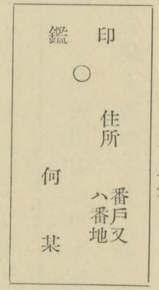

竪　四寸五分

横　二寸二分

「**定期賣買廣告**」（明治二十二年六月二十日日出新聞掲載）

京都織物株式會社株式（參拾五圓拂込）

右株式今般其筋の御認許を得候に付來る七月一日より定期賣買開始候事

明治二十二年六月十八日　　京都株式取引所

「**京都織物會社株**」（明治二十二年七月九日日出新聞記事）去る一日より初賣買を始めた京都株式取引所に於ける京都織物會社株（參拾五圓拂込）は、同所の内氣配にて參拾壹圓五拾錢より參拾貳圓位の景氣なりしも、取引實現をなすに至り、案外に人氣惡く最低貳拾七圓貳拾五錢迄の場況となり、

其後チリ〴〵と景氣を持直し、昨日同所移轉初の相場にては參拾貳圓貳拾錢まで騰貴し尚追々騰貴の見込なりと。

第九節　創立當時の從業員

創立當時における役員並に社員職工數は、明治廿一年六月末現在において左表の如くである。職工は新工場建築の進捗に伴ひ新規に募集したが、特に養成部を設置して年少男女工の養成に努め、二十二年三月さらに工女三十餘名を募集したので、同年四月十一日聖護院町園子爵邸を借入れ、新工場寄宿舍の竣工するまで同所を工女寄宿舍に當てた。

役名	等級	俸級	人員
委員長	特等	—	一人
委員	特等	—	四人
技術部長	一等	五拾圓	三人
副支配人	二等	參拾圓	一人
工務掛	三等	拾八圓	一人
同	四等	拾五圓	一人
同	五等	拾貳圓	一人
書記兼出納簿記方	六等	拾圓	一人

書記兼株式係　八等　七圓　一人

受附工務係　十等　四圓五拾錢　一人
　　四圓　一人

小供　　參圓　一人
　　貳圓貳拾五錢　一人

小使　　等外　四圓　一人
　　貳圓五拾錢　一人

總計　　二十名

男女工

指圖畫工　給料月給八圓一人、壹圓貳拾五錢三人計四人

工男　日給、五拾錢二人、參拾五錢一人、參拾錢四人、貳拾五錢六人、貳拾錢四人、拾五錢六人、拾貳錢十人　計　三十三人

工女　日給、拾七錢二人、拾五錢二人、拾四錢一人、拾參錢一人、拾貳錢五厘一人、拾貳錢五人、拾錢二人、九錢二人、八錢一人、七錢二人、六錢五厘一人、六錢一人、五錢四人、四錢四人　計　二十九人

總計　六十六人

男工は多く織工にして製造品位により尺に付幾干と工銀を定む、故に其平均の大略を茲に掲ぐ。

女工は糸繰下拵等にして總じて日給なり。

「**職工養成**」（明治二十一年二月二十一日日出新聞記事）京都織物會社にては、現時同社員の歐洲行ありて、歸朝の上には多數の職工を要する事故、今の內より養成し置かざれば後日事業に差支へを來すならんと、今度同社內に養成部といへるを置き、十二歲より十七歲迄の男女を募集して、之に織業の初步を敎ふることゝなりたりと。

「**工女雇入**」（明治二十一年三月三日日出新聞記事）同會社は今度十一二年より十四五年迄は女子を雇用する事となれり。之は海外特派員の通知にして、外國にては汽織機に從事する者は、何れも十一年位より十二三の女子に限ると、然るに同會社は近く新工場設立の上、是非汽織機を据付ける筈なれば、今より右年齡に適し、織物に志ある女子にして雇入れを望む者、當分の中三十人計り雇入れ、機械据付迄は現在の工場にて手藝を傳習せしむる筈にて、往々は五六十人計りも使用する目的なりと。

「**女工募集**」（明治二十二年二月十九日日出新聞廣告）

廣告

今般本社織物部女工年齡十二歲以上十八歲迄ノ內當分三十名ヲ限リ募集候間志望ノ人ハ本月中ニ本社事務所ニ申出有之度候也

二十二年二月十八日　　京都織物會社

第十節　假營業當時の收支狀態

創立當初假營業期においては、河原町工場の製織を主とし、本社新工場の完成に鋭意努

力した。諸機械の据付等は、多く洋行技師の歸朝後、注文品の到着を俟ちて着手したが、何分當時における新設備は前例なきことゝて、一方ならざる苦心を費し、投下資本の効率を發揮するまでには、實に三ヶ年の日子を要した。この間における收支狀態を見るに、第一期廿年五月より廿一年六月末の收入壹萬四千九百九拾九圓餘、支出壹萬壹千貳百五拾壹圓餘、差引純益參千七百四拾八圓餘、第二期廿一年七月一日より十二月末收入壹萬七千七百參拾九圓餘、支出壹萬參千拾貳圓餘、差引純益四千七百貳拾七圓餘、第三期廿二年一月一日より六月末收入壹萬八千八百圓餘、支出壹萬四千九百貳拾貳圓餘、差引純益參千八百七拾七圓餘、第四期廿二年七月一日より十二月末收入貳萬五千六百九拾壹圓餘、支出貳萬貳百六圓餘、差引純益五千四百八拾五圓餘を示し、廿三年一月一日より四月卅日に至る開業前四ヶ月間の收入は壹萬九千八百四拾六圓餘、支出貳萬壹千貳百四拾參圓餘にして、差引壹千參百九拾六圓餘の損失となつてゐる。創業期における業態を偲ぶため、第一期末及び開業前の第四期末資產負債を掲げる。

明治二十一年六月三十日資產負債計算

資產	金額
生糸現在高（五十五貫六百三十五匁）	一、九四一、八九九圓
絹紡績糸現在高（一貫七百匁）	四七、一七五
毛糸現在高（百七貫八百八十一匁）	九七九、八五三
綛糸現在高（六十五貫五百匁）	二五二、一一一
金糸現在高（千六百十束）	一四一、〇〇〇
染原料品現在高（四十七種）	三八八、六五一
製品現在高	二、二八五、五九六
織工場仕掛物現在高	三、七一九、三六二
織工場要具現在高	三五六、六七八
製品要具現在高	一、七五〇
吉田町地所及ビ南禪寺村地所購入代金	五、一七一、四六四
織殿拂下及ビ修繕費	二一、〇八八、七一〇
內地ニテ購入織物用機械代金	一、〇四八、四二二
外國ニテ購入機械代金及ビ技師洋行旅費並ニ建築費假拂	一〇七、七一〇、七五六
試驗費	一三三、七二七
參考品費	九、七〇七
株券調製費	五七二、八七〇
創業費	五、四一六、〇三二
雜勘定	一二、八七五、〇〇〇
拂込未濟株金	九二〇、〇〇〇

掛賣金　二、〇〇八、六五八
各銀行預金　八六、七六二、六三四
金銀現在高　二二〇、九二四
合計　二五四、〇五二、九七九

負債

株金　二五〇、〇〇〇、〇〇〇
掛買金　三〇四、六〇〇
純益金　三、七四八、三七九
合計　二五四、〇五二、九七九

純益金處分

差引純益　三、七四八、三七九

內

積立金　二、五〇〇、〇〇〇
但起業資金百分ノ一既集株金貳拾五萬圓ニ對シ
準備金　三七四、八三八
但純益金百分ノ十
賞與金　一八七、四一九
但純益金百分ノ五　但百分ノ十ノ處此度限リ百分ノ五トス

差引後季へ繰越高　六八六、一二二

明治二十二年十二月三十一日資産負債計算

地所機械建築費　二四三、八九五、七三三圓
織物原料現在高　四、〇九五、九〇七
染物原料現在高　一、六八五、七二九
再整原料現在高　五、五四九、四七三
製品現在高　五、二五七、八三五
撚糸現在高　五、七一五、五七六
織工場仕掛物現在高　四、三一五、六七四
撚糸工場仕掛物現在高　一、二二八、六七三
用度品現在高　五六四、〇〇九
雜勘定　二〇、六〇〇、〇〇〇
興業基金　六九、二六一、二二〇
原料買入基金未決算高　三二、三〇七、一五六
創業入費　四、四〇七、八一二
掛賣勘定　一八、四〇六、四八四
各銀行預金　一四九、二九二
金銀勘定

合計	四一七、四四〇、五七三
負債	
株金	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金	九、〇〇〇、〇〇〇
準備金	一、二三五、三一五
掛買金	二二〇、〇〇〇
前季繰越益金	一、五〇〇、一八七
純益金	五、四八五、〇七一
合計	四一七、四四〇、五七三
純益金處分	
差引純益金	五、四八五、〇七一
內	
積立金	四、〇〇〇、〇〇〇
但起業資金四拾萬圓ノ百分ノ一	
準備金	五四八、五〇七
但純益金百分ノ十	
賞與金	二七四、二五三
但創業中ニ付前例ニ倣ヒ百分ノ五トス	

差引	六六二、三一一
前季繰越金	一、五〇〇、一八七
合計後季繰越金	二、一六二、四九八

第十一節　本社工場敷地買收と建築工事

本社ならびに新工場用地は、各方面にわたり調査の結果、吉田下阿達（當時愛宕郡吉田村）の官有地を最も適當とし、明治二十年五月十九日坪數壹萬七千八百九拾四坪貳合の拂下願書を府知事に提出、同年十一月十九日許可を受けた。代價は七千餘坪は壹坪に付金拾五錢、殘餘は一坪に付貳拾錢、合計參千貳百餘圓であつた。さらに同年十二月二日撚糸工場用地として南禪寺（當時愛宕郡南禪寺村）所有の土地五千百參拾七坪を同寺より購入した。

本社並に新工場用地として拂下げを受けた吉田下阿達の地は、すなはち現在の本社所在地である。この地は維新前聖護院領に屬し、元治元年四月荒蕪地を開いて幕府および各藩の兵員洋式訓練場とし、川東練兵場と稱した。後甲子の變亂に遭ひ、禁衞の守備を嚴にし、兵員を增加したので、こゝに假兵營を建て京都守護職松平容保が管理した。明治初年再び練兵場となり、各藩こゝに洋式訓練を行ひ、明治天皇の行幸を仰ぎしばゝ〳〵叡覽を賜ひ、

府兵たりし平安隊もこの練兵場で洋式訓練を受けた由緒ある地である。明治五年京都府は官營牧畜場をこゝに施設し、その前年十月用地として兵部省から二萬九千二十六坪を借用、次いで五年二月三千二百九十九圓で買收した。十三年六月牧畜場は民間事業に移り、當社が用地拂下げを受けた時代は、大部分が荒蕪地であつた。

かくて新工場建築は進められた。こゝに織物染物整理の三部を設置することゝし、機械購入並に斯業視察のため洋行せる濱岡委員近藤稻畑高松三技師の通信に基き豫め計畫を樹て、一行の歸朝後直に着工した。建築工事は織物部を二十一年八月十日、次いで染物整理の二部を十月廿五日何れも日本土木會社（大倉組系統）へ委託契約し、建築監督として古賀政二氏を臨時雇用した。かくて織物部整理部染物部の建築は翌二十二年二月大畧竣工し、この間前年十二月四日機械据付のため雇入れたる佛國人機械師「アントワントリヱ」氏到着出社し、內部工事の進捗とともに漸次機械の据付をなし、概要左の如き順序を以て竣工した。

織物部は二十二年四月に入り汽織機を据付け、六月にいたり手織機の組立に着手し、七月十八日蒸汽々鑵の焚初をなし、八月十九日蒸汽機關の試運轉、九月十八日汽織機內糸繰を始め、同三十日瓦斯工場落成により試點し、十一月二十七日汽織機の運轉を試みた。

整理部は二十二年六月中機械過半の裝置を了つた。

染物部は基礎工事に日子を要し、六月に入り機械据付に着手、九月十日蒸汽々鑵の焚初をなした。以上各工場の外本社事務所倉庫食堂等一切の附屬工事も併行して進捗した。

建築工事のほゞ落成するや、二十二年六月十一日事務所を新工場內に移轉、手織機數臺の運轉に着手し、河原町工場（舊織殿）は當分の內分工場とし、殘務の取扱に從事した。又染物部の內部機械据付大略竣成とゝもに、同年九月廿六日河原町分工場內の染物部を新工場染物部に移轉、新に雇入れたる染物技師佛國人「ウイクトル、メニール」氏は同年十二月十四日より業務に從事した、又當期にいたり稻垣喜多造氏支配人に任命された。

本社各工場の設備一切の工程は明治二十三年四月中において全く整頓し、その二十七日を以て光輝ある開業式を擧行した。

「京都織物會社の土地」（明治二十年五月二十五日日出新聞記事）同社は過日より會社適當の地を選定中なりしが洛東吉田村東下川邊といふ所は加茂川の清流に沿ひ、空氣の流通よく、四圍廣濶にして最も適當の地なるを以て、同處に於て官有地二萬三千九百餘坪の拂下を出願する事に決定したる由なるが、其地價は凡そ五千圓なりといふ。

「會社創立地の測量」（明治二十年七月十四日日出新聞記事）京都織物會社は織物部、染物部、再整部、撚糸部の四部に分ち、その他製藥場は染物部の附屬とするよし、右織物、染物、再整の三部は愛宕郡吉田村字下川邊の地卽ち西は鴨川に沿ひて地質高燥にして空氣の流通よく、該場に適當のよ

しに付今度京都府へ拂下を願出でしが、この地へ間口八十九間、奥行二百間の建物を新築するとのよしにて、昨今同會社より此地に測量に着手したるに、其高低は大凡四尺程もあるよし、又撚糸部を同郡南禪寺村字下川原の地所八千坪を買入れ、建設する事になりたるよし、是れは疏水の分水力による見込なりといふ。

「**地質は適當**」（明治二十一年四月二十一日日出新聞記事）同會社はさきに洛東吉田村に於て一萬七千坪の地所を購ひたる事は既に報道せしが、一昨日同社の内貴甚三郎氏が工學士田中豐助氏と共に地質檢査に出張せしに同地は極適當の地質なりとの事故、彌々此地に建築するに決し、本月中には新築の繪圖面も到着するにつき、來る六月より新築に着手し、その成功を七ケ月として、二十二年一月を以て開業式を行ふ豫定なりと。

「**織物會社の機械**」（明治二十一年一月十四日、同三月十一日日出新聞記事）京都織物會社にては、さきに技師が洋行する際は、手機百臺（内三十臺は織殿より譲受けし分）と蒸汽機百臺を据付ける目的なりしにつき、その後材木其他附屬の機械等の新調に取掛れるに、技師が佛國里昂に於て、夫々各工場を熟覽せしに、四五年前とは意外に進歩して、「メカニツク」即ち空引機械及び附屬の「紋紙」等にも種々改良せしところあれば、當時京都織物會社にて使用する「メカニツク」には必ず改良を加へざれば不充分なりと電報にて報じ來りしにより、手機七十臺の新調を中止し、技師より再び通知し來るを待て新調する目的なりと、且蒸汽機は洋行者が里昂にて整へ歸る筈なりといふ。（以上一月十四日記事）京都織物會社にては、工場新築の上、蒸汽機械と手織機械とを二つながらに据付る筈なりしに、海外派出員よりの通報によれば、目下織物の最も隆盛なる佛國里昂にても、之までは手織機に限るものゝ如く言做せしも、近來他國にて汽機の追々行はるゝにつれ、同地にても亦其使用を一變して、遂に汽機を用ふるに至れり。故に同社に於ても此際汽機の方を增し、而して手織機械の方を減じたらんには、其利益鮮少ならざるべしとありて、其汽機に用ふる主なる製造場は繻子蝙蝠傘地等の無地のものより、其他は天鵞絨類の紋織、チリメン、羽二重なるが、就中紋織は天鵞絨等の如き汽機を用ふれば、殆ど三倍乃至四倍より、無地のものゝ類に至りては七八倍の多額を製出する利益ありとて、株主中にも贊成者ありしが、今之を增す時は豫定費額を增加せざるべからずとの議ありて、彼是れ未だ決せざる折柄、派出員より新規機械を購入する時は、内外國に拘はらず、各會社の手を經ざるべからずして、其部一を拂ふが上に、彼地の例として其紹介人に報酬をなさゞるべからざるを以て、支拂代價の多額を要するは勿論なれども、茲に京都織物會社が將に僥倖なるは、其派出員中稻畑勝太郎氏は染物に、近藤德太郎氏は織方につき、先年永らく洋行して技術を傳習せし技術を以て一大會社を起さんとするは、更に彼國の人にありても名譽の事なりとて、殊に兩氏を教授せし「セシジュル」氏の如き、尤も此事に盡力して、其他の人々と謀り、親切に世話し呉れるより、謂はれなき無駄費を省き、良品を安價に求め得る樣斡旋し、現に幾十臺の機械購入費に就ても、豫定より三分の一强ばかり安きを得たり。然るに追々時日の遷延するは、染物部と再整部とに供する機械が少しく面倒なると、餘り周旋人が親切過ぎて繪圖面等の精査に時日を取りて、其到着が遲れたるとによると雖も、最早此事も落着したるに付、不日構造繪圖面に着すべき旨再報ありたるにより、繪圖面の到着次第建築に從事する筈なりと云ふ。

「**本社工場移轉**」（明治二十二年六月四日日出新聞廣告）本社建築工事昇落成致候ニ付來ル十日事務所移轉仕候此段廣告致候也

但舊事務所ハ殘務取扱ノタメ當分ノ內分工場ト致置候事

京都市川端通御幸橋東詰吉田町

京都織物會社

第二章　營業開始

第一節　光輝に滿てる開業式

明治廿三年四月中を以て、本社各工場の設置一切の工程を終り、五月一日を以て營業を開始す。御幸橋東芷々たりし荒地には、堂々たる洋式新工場が出現し一偉觀を呈した。四月十七日　皇后陛下には本月廿七日を以て當社に行啓あらせらるゝ御豫定の御趣、宮內書記官並に京都府知事より內達あり、當社にてはこの絶大なる光榮に感激し、內貴委員長はじめ各役員以下從業員一同は、至誠を竭し奉迎準備に萬全を期した。

四月廿七日　皇后陛下には本社へ行啓あらせられ、親しく各工場を御覽の後、御機嫌麗はしく御還啓あらせられた。當日特別の御思召を以て金貳百圓を御下賜あらせらる。當社は恩賜金を拜受し、一同恐懼感激措く處を知らず、これを社員職工扶助料基金として、永く光榮を記念した。

皇后陛下御還啓の後、當社は至大の光榮に感激しつゝ、こゝに光輝ある本社開業式を擧行す。招に應じて來臨する者六百六十二名の多きに上り、稀有の盛大を呈した。

第二節　開業當時の概況

開業當時の機臺數は、汽織機五十五臺、手織機八十臺にして、製造品は主として紋織無地織及び「ハンカチーフ」類で、多くは注文品にかゝり第四期（廿二年七月一日より十二月末）には宮内省御用御召服地調達の命を蒙り、又墺國へンリー親王殿下御注文品も成功を得た。廿三年二月十八日において汽織機色繻子の製造に成功し、之を錦里繻子と名づけた。本邦繻子反染の製造はこれを以て嚆矢となす。廿三年に入り宮内省より御召服地調達の下命を拜すること數回に及び、又帝國議事堂及び芝離宮装飾品織立方は皆當社の入札に落札した。再整部、染物部の製造高も漸增を示したが、染物部はその規模宏大であるため、收支償ふに至らなかつた。

撚糸機械はさきに佛國に注文した分が、廿三年九月以後大半到着せるも未だ工場の新設を見ないので、染物工場内を區劃し、その北部に据付け、附屬諸品一切の到着を得て、廿四年十月一日より試運轉をなし好結果を得た。撚糸工場敷地として、すでに南禪寺所有地所を購入したが、賣買約定履行に關し本社より訴訟を提起するのやむなきに至り、その結果本社の勝訴となりしも、其後營業方針の變更により同所に撚糸工場を新設する當初の計

畫を中止し、明治廿七年二月同所有地壹萬六百五坪五合及び吉田町所有地の内四千五百貳拾六坪を大阪中村彌吉氏へ賣却した。

宮内省御用納品の取扱其他の販賣については、當初より主として曾和商店之に當り、次いで東京杉田幸五郎商店と販賣の契約を結んだ。

「開業當初の懷ひ出」（曾和嘉一郎氏談）明治二十一年春、兄嘉兵衞が出資し、私は勞働出資の下に㋐組を組織しました。私方も從來 皇宮御造營品の御用を承つてをりました。舊織殿製品が福山技師（前京都府勸業課技手）時代から、相當ストツク品がありますが、之を織物會社が直接賣ると云ふ譯にゆかぬので、私の方がこの販賣に當りました。御造營御用品を一手に引受けるべく、關係業者は織殿の拂下を計畫したが不成功に終り、且つ御用品も分割して御下命になつたので、兄嘉兵衞は織物會社の株を持ちて㋐組を開業するとともに、會社の代理店的に販賣に當りました。そこで東京尾張町二丁目に店舗を構へて、毎日宮内省へ御用伺ひに參りました。當時馬場先（會議所附近）御濠内から二重橋までは舊屋敷町で、大名屋敷の空家が並んでゐました。三間位な廣さの道路で籠で行きました。御用品は車で持ち込みました。御造營事務局は舊屋敷町に在つて、その附近には龍ノ口勸工場（現在の百貨店の如き陳列場）などがありました。馬場先一帶が取拂はれ、公園風になつたのは、皇居が御造營になつてからで、ズツと後年であります。

御用品を一手で御引受けするといふ樣なことは出來ません、それは製造が至難なからです。當時製織仕易いものは、飯田、川島、伊達の各氏が持ち仕難いのを織物會社が承つてゐました。皇居の

御天井は大したものであるから、御下命品も随分大ものが多く、數々納品した中に、特に多く且つ立派なのは、豐明殿の御裝飾に用ひられた金糸交織のもので、外國品のモールがないため、本金糸を使はれました。幅は五尺の長丈物で、これが最高權威の製品でした。その他立派な柱卷き、壁張りなどを納めましたが、柱卷といつても、檜の太い大きな柱ですから、實に立派なものでした。

皇居御造營御用品の裏地は、すべて繻子でありました。初め荒川造營局技師が桐生の成愛社に下命しましたが、經も緯も染めたもので、これは私の方で納ました。その頃後練り後染めの繻子が現はれ出し、一般的にも需要が多いので、織物會社でもこの完成に苦心し、遂に汽織機色繻子の生産に成功されました。これが錦里繻子であります。

會社の近藤技師が歸朝された時の土産見本に、兩綾風の無地で紋の押されたものを見ましたので御造營御用の仕事を終つて何をやらうかと考へてゐた私は、この見本から思ひついて、洋服地の絹裏地を作つて貰ひました。紋織は織殿時代から廿四年頃までつゞき、紋織の「ハンカチーフ」などは、織物會社が織り初めたもので、內地向としてよく賣れました。藝妓などが之を持ち、洋服を着た人は、胸前のポケットに入れて。少し見せることが流行したのです。羽二重の「ハンカチーフ」は、橫濱の下野商會に勤めた堀越氏が澁澤さんにすゝめ、織物會社で織りました。これもよく賣れましたが、後に他に模倣者が續出し遂に粗製濫造に陷つて勢ひを失ひました。

帝國議事堂及び芝離宮の御用品は、㋐組から納めました。

憲法發布に當り官等による金モール入の大禮服を、織物會社で織りましたが、佛蘭西から金モールを取寄せて參考とし、大に苦心されました。針金を使ふことがうまくゆかず、細いカタン糸で間

に合せて納めました。

皇后陛下の御召御洋服が會社へ御下命になつたことがあります。紅葉模樣のもので、大和錦風の織方では不可ぬ、洋服地であるから洋畵風にせよとのことでありましたが、なか〳〵それがうまく織れないので、遂に阪田屬官が入洛して俵屋に投宿せられ、製織について調査に來られました。私も隨行致しました。稻垣支配人が幾種類のもの五六十反を持參して訪問し、阪田屬官に見せましたが、何れも通らなかつたのです。日が切迫してゐるので、大に叱られました。その時阪田屬官から觀櫻觀菊御會に召された御服を拜觀致し、よく研究して漸く御用を完ふ致しました。

高輪の伊藤公（當時總理大臣）の御邸に伺つた際奥樣（梅子夫人）にお目にかゝりました。私は「御所の御用だけで、まだ市中に賣れませぬが　どうすればよろしいでせうか」と御尋ねすると、梅子夫人は「今に全體が洋服になると思ふから、やがて賣れることにならう」と申されました。當時所謂鹿鳴館時代の歐化主義全盛の時で、年一回天長節には外務省主催の大夜會があり、舞踏が催されてゐました。梅子夫人は「一度見せてやらう」と便宜を與へられたので、たしか第二回目の大夜會の時に參觀致し、その華やかときらびやかに唯々驚きました。然し日本婦人の洋裝はどうも格好が悪い。その時分は袖も丈も長く、スタイルや色彩の具合が、なつてゐなかつたのです。梅子夫人は洋裝運動のため、馬車に乘つて山內、毛利、島津さんなどの各大名華族の方々を訪ひ、織物會社の洋裝地見本を持つて行かれました。伊藤さんの邸が洋裝地の取次所のやうなことになつて、代金もちやんと伊藤さんのところへ集つてゐました。梅子夫人の洋裝運動は實に熱心なものでしたが、歐化主義の侵透で、今にも日本中の人が洋裝になるのかと思ふ程に、一般的にも盛んでありました。

それから間もなく鹿鳴館事件が發生し、歐化主義反動時代に入つて、洋風は全く姿を隱してしまひました。

明治廿一年十一月十九日織物會社製品の販賣店となつた杉田幸五郎氏（東京市京橋區出雲町）は元道具屋で、その當時は家具裝飾店でありました。伊藤公と緣故があり、皇居御造營の際にも御用を承つた一人です。

第三節　開業當時の重役並に從業員

營業開始當時（廿三年六月末現在）における重役以下社員は三十八名、職工は男女合計三百十名にして、詳細は左の如し。

役員以下社員

等級	俸給	人員
特等委員長	—	壹人
同　委員	—	四人
壹等支配人	百圓	壹人
同　技師	八拾圓	參人
貳等	參拾圓	貳人
參等	自貳拾圓至貳拾五圓	參人
四等	拾五圓	貳人
五等	拾貳圓	貳人
六等	八圓	貳人
八等	七圓	參人
九等	六圓	參人
拾等	自四圓五拾錢至五圓	參人
等外	自壹圓五拾錢至四圓五拾錢	九人
合計		參拾八人

男工

日給	人員
六拾五錢	貳人
六拾錢	貳人
五拾五錢	五人
五拾錢	四人
四拾八錢	貳人
四拾五錢	四人
四拾參錢	四人
四拾錢	四人
貳拾貳錢	八人
貳拾錢	拾四人
拾九錢	壹人
拾八錢	八人
拾七錢	七人
拾六錢	七人
拾五錢	八人
拾四錢	貳人

參拾六錢	壹人		
參拾五錢	四人		
參拾四錢	四人		
參拾錢	七人		
貳拾八錢	貳人		
貳拾七錢	五人		
貳拾六錢	壹人		
貳拾五錢	六人		
貳拾四錢	壹人		
貳拾參錢	參人		
女工			
日給	人員		
貳拾七錢	壹人		
貳拾錢	四人		
拾九錢	壹人		
拾八錢	六人		
拾七錢	四人		
拾六錢	參人		
拾參錢	參人	日給	人員
拾貳錢	四人	九錢五厘	壹人
拾壹錢	參人	九錢	四人
拾錢	壹人	八錢五厘	參人
九錢	貳人	八錢	拾參人
八錢	六人	七錢五厘	壹人
七錢	六人	七錢	參人
六錢	壹人	六錢五厘	參人
五錢	六人	六錢	拾壹人
四錢	壹人	五錢五厘	七人
參錢	拾四人	五錢	九人
貳錢	拾壹人	四錢五厘	壹人
壹錢	參拾人		

拾五錢	八人
拾四錢	七人
拾參錢	貳拾壹人
拾貳錢	七人
拾壹錢	六人
拾錢	貳拾七人
男女工合計	參百拾名

第四節　營業規則

營業規則は創立に關する株主總會直後の委員會（明治二十年七月十日）において議定されたが、その後明治二十四年六月にいたり改正を加へて確定的のものとした。こゝに當時の營業規則の一部を摘錄する。

營業規則

第壹章　總則

第壹條　毎月二回九日、廿四日ヲ以テ本社委員ノ會議ヲ開キ諸般ノ事務ヲ議決ス可シ

第貳條　委員ノ內壹名ハ檢査係リニ任シ會社工商販賣ノ事務ヲ督視シ幷ニ毎月一回諸帳簿及金錢出納

其他ノ事務ヲ詳細監査ス可シ

第參條　本社諸計算及諸物品ノ出納ヲ精確嚴正ナラシム可キ爲メ一定ノ表式ヲ設ケテ要件表、月表、季表ヲ調製ス可シ

第四條　要件表ニハ每月製出ノ成品材料諸物品ノ遺拂高及殘高金錢出納職工ノ現員等重要ナル項目ヲ擧ケテ每月末日ニ登記シ工務主監及商務支配人ノ名印ヲ具シテ委員長委員ノ査閱ヲ經テ其檢印ヲ受ク可シ

第五條　月表ニハ每月營業實況ノ摘要並ニ貸借總勘定及損益勘定ヲ記載シ第四條ノ手續ニ從テ委員長委員ノ檢印ヲ受ク可シ

第六條　季表ニハ每半期間營業ノ摘要幷ニ貸借總勘定及損益勘定ヲ記載シ月表ニ準シテ各名印ヲ具シ而シテ株主總會ニ於テ報告ス可シ

第七條　每季季表編製ノ際同時ニ當半季營業ノ事項ヲ叙述シテ考課狀ヲ製シ季表ト共ニ株主總會ニ報告ス可シ

第八條　要件表月表季表考課狀ハ皆貳通ヲ製シ其壹通ハ相談役ノ回覽ニ供ス可シ

第九條　當會社株券讓替手數料ハ壹株ニ付金五錢ヲ差出サシム可シ

第拾條　當會社ノ執務時間ハ通常午前六時ヨリ午後六時迄トス

但營業ノ都合ニ依リ晝夜兼業ヲナス事アル可シ

第拾壹條　當會社ノ休業日ハ大祭祝日及每月一日十五日兩回トス

但晝夜兼業ヲ爲ストキハ每日曜日ヲ以テ一日十五日兩回ニ換フ可シ

第拾貳條　當會社ニ於テ社員ヲ採用スルトキハ左ノ文例ニ倣ヒ入社證書ヲ差出サシム可シ

美濃罫紙
壹錢印紙貼用

入社證書

一、拙者儀此度御社へ御採用被下候上ハ御社則確ク相守聊カ違背仕間敷候事

一、御社へ勤務中私利ヲ謀リ又ハ他事ニ心ヲ委スル等ノ事決シテ不仕候事

一、勤務上萬一不都合ノ儀有之其行爲上ヨリ御社ノ御損亡相釀シ或ハ引負等致シタル節ハ資產限リ速ニ辨償可仕尙ホ不足有之候節ハ引受人ニ於テ辨償致シ聊カ御迷惑相懸申間敷候事

一、御雇年限ノ儀ハ明治何年何月何日ヨリ何年何月何日迄何年間御約束仕候然ル上ハ右年限中何等ノ事故アルモ退社等決シテ申出間敷候右年限中御改革又ハ自己勤務上不都合等有之解雇相成候トモ聊苦情申出間敷候事

族籍住所

本人姓名印

年月日

右之通相違無之萬一本人前顯ノ行爲ヨリ御社ノ御損失ヲ釀シ又ハ引負等致シ本人賠償ノ義務ヲ果サザル節ハ拙者ニ於テ辨償可致其他御社ニ對シ本人身上ノ儀ニ就キ如何樣ノ儀出來候トモ拙者引受聊カ御迷惑相懸申間敷候仍テ爲後日奥書如件

族籍住所

引受人姓名印

年月日

京都織物會社御中

第拾參條　當會社ノ社員事故アリテ退社スル者ハ左ノ例ニ倣ヒ退社證書ヲ差出サシム可シ

退社證書

一、拙者儀今般退社仕候ニ付テハ拙者勤務中貴社ヱ對シ負擔ノ事務引繼キ金錢受渡等悉皆完了致候ニ付右件ハ勿論向後御社營業上ノ件ニ付異論可申立儀聊カ無之候仍テ爲後證如件

年　月　日

京都織物會社御中

本人姓名㊞

第拾四條　當會社々員ニ採用スル者及各地出張又ハ在勤ヲ申付ケル時ハ左ノ文例ニ遵ヒ辭令書ヲ渡ス可シ

（辭令書文例）

何等社員申付候事

但月給何圓支給之事

年　月　日

何某

何々掛（兼務）（專務）申付候事

年　月　日

京都織物會社

何某

某地何用ノ爲メ（出張）（在勤）申付候事

年　月　日

京都織物會社

何某

第拾五條　工場構內非常ヲ警戒スル爲メニ工務主監以下二名ヨリ少ナカラサル人員ヲ以テ交番宿直ス可シ

第拾六條　當會社重役及社員ノ給料旅費日當割合ハ左ノ規定ヲ以テ之ヲ支給ス可シ

科目＼等級		特等	壹等	貳等	參等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	拾等
			委員長	委員	支配人 工務長	副支配人 工務係	傭員以下	同	同	同	同	同
			拾圓ヨリ百五拾圓迄	五圓ヨリ百圓迄	五十圓ヨリ百五拾圓迄	廿圓ヨリ五拾圓迄	拾六圓ヨリ參拾圓迄	拾五圓	拾貳圓	拾圓	八圓	七圓	六圓
旅費	滯在日當											三圓以上五圓迄
特等	壹圓五拾錢	一等										
貳等	壹圓廿五錢	二等										
參等	七拾五錢	三等										
四等	六拾錢	四等										
五等	四拾錢	五等										
六等	參拾五錢	六等										
七等		七等										
八等		八等										
九等		九等										
拾等		拾等										

科目＼等級		特等	貳等	參等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	拾等
旅費	滯在日當										
一里ニ付參拾錢	壹圓五拾錢	上等賃倍	上等賃倍半	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍半
一里ニ付貳拾五錢	壹圓廿五錢	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	中等賃倍	中等賃倍	中等賃倍	中等賃倍	中等賃倍	中等賃倍	中等賃倍
一里ニ付貳拾錢	七拾五錢	上等賃倍	上等賃倍	中等賃倍	中等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍
一里ニ付拾六錢	六拾錢	中等賃倍	中等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍
一里ニ付拾貳錢	四拾錢	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍
一里ニ付拾錢	參拾五錢	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍
汽車賃往返		上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍	上等賃倍
汽船賃往返		上等賃倍半	上等賃倍	上等賃倍	中等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍	下等賃倍割增

但鐵道往返ノ地ニテ汽車賃ヲ給スルトキハ一里當リノ旅費ヲ給セス又汽船アル地ノ旅行モ其船賃ヲ給スルトキハ之ニ準シ而シテ若シ實地中等ノ賃錢ナキ汽船ニ乘ス可キトキハ上下等折半ノ貳倍ノ割合ヲ以テ給スルモノトス最モ海外派出ノ節ハ其都度重役ノ協議ヲ以テ之レヲ定ム可シ

第貳章　社員事務取扱章程

第壹條　會社ハ事務ノ暢達整頓ヲ謀リ左ノ職制ヲ設ク可シ

但事務ノ繁閑ニ依リ一員ニシテ二職以上ヲ兼務セシムルコトアル可シ

本社

工務主監
商務支配人
購買係
販賣係
倉庫係

但倉庫ハ原料倉庫、製品倉庫工品倉庫ノ三種ニ類別シ各其主任ヲ置ク可シ

會計係
出納係
職工係
庶務記錄係

用度係
參考品係
出張店員

工場

圖案部

圖案長
圖案係
圖案仕組方

撚糸部

工務係

簿記兼工銀兼工品方

染工部

工務長
工務係

但工務長アルトキハ工務係ヲ置カザルコトアル可シ

簿記兼工銀兼工品方
藥品方

織工部

工務長
工務係
但工務長アルトキハ工務係ヲ置カザルコトアル可シ
原糸方
繰糸方
染糸方
繰経方
経緯方
製品方
工銀兼工品方
簿記方
再整部
工務長
工務係
但工務長アルトキハ工務係ヲ置カザルコトアル可シ
簿記兼工銀兼工品方
機械部
工務係

簿記兼工銀兼工品方

第貳條　工務主監ハ工務ヲ支配シ業術ノ指揮機械ノ運轉職工ノ使用等工務上一切ノ事務ヲ擔任シ能ク商務支配人ト協議シテ以テ會社ノ庶務ヲ幹理ス可シ

第參條　商務支配人ハ注文取組原品買入製品賣捌等商務ニ屬スル一切ノ事務ヲ擔當シ能ク工務主監ト協議シテ會社ノ庶務ヲ幹理ス可シ

第四條　購買係ハ商務支配人ノ指揮ヲ受ケ原料藥品買入文書ノ往復應接照議等ヲ掌ル

第五條　販賣係ハ商務支配人ノ指揮ニ從ヒ製品賣捌文書ノ往復應接照議及賣揚勘定等ノ事ヲ掌ル

第六條　出納係ハ主任委員ノ指揮ニ從ヒ金錢ノ出納ヲ掌リ其帳簿ヲ嚴正ニシ檢査ノ際明晰亮然ナルヲ要ス

第七條　會計係ハ工務主監商務支配人ノ指揮ニ從ヒ簿記統計及貸借勘定損益勘定ノ報告事務ヲ掌リ規定ノ帳簿表式ニ遵據シテ計算ヲ精確ニシ檢査ノ際明晰亮然ナルヲ要ス

第八條　倉庫係ハ工務主監商務支配人ノ指揮ニ從ヒ原料製品廢屑物及之レニ附帶セル諸物品幷ニ工場日用ノ要具ヲ始メ工業用諸要品ノ收出保管ヲ掌リ表式ニ遵ヒ收支數量ヲ詳記シ檢査ノ際明晰亮然ナルヲ要ス

但原料主任及工品主任ハ時宜ニ依リ商務支配人ノ指揮ニ從ヒ工務主監ノ檢定ヲ經テ廢屑物賣捌及工具工品買入ノ事務ヲ取扱フコトアル可シ

第九條　職工係ハ工務主監ノ指揮ニ從ヒ門衞及工銀方ヲ督統シ職工ノ精粗勤怠ヲ視査シ職工雇入放免及進退工銀ノ計算支拂等一切ヲ掌ル可シ

第拾條　庶務記錄係ハ主任委員ノ指揮ニ從ヒ令達株式營業上官私文書ノ往復應接照議及議案起草等ヲ掌リ及營業上ノ要件ヲ記錄シ能ク簿冊ノ種類ヲ區別シテ整然秩序アルヲ要ス

第拾壹條　用度係ハ商務支配人ノ指揮ニ從ヒ事務所雜品ノ收出ヲ掌リ表式ニ遵ヒ收支ノ數量ヲ詳記シ檢査ノ際明晰亮然ナルヲ要ス

第拾貳條　參考品係ハ工務主監商務支配人ノ指揮ニ從ヒ見本ノ調製集配及參考品ノ保管ヲ掌ル

第拾參條　出張店員ハ商務支配人ノ指揮ヲ受ケ規定ノ店則ニ從ヒ各一定ノ取扱ヲナス可シ

第拾四條　圖案長ハ工務主監之レニ任シ圖案仕組ノ事務ヲ管轄ス

第拾五條　圖案係ハ織工部工務主任之レニ任シ圖案長ノ立案ニ基キ圖案仕組ノ指揮算定ヲ掌ル

第拾六條　圖案仕組方ハ圖案係ノ指揮ニ從ヒ圖案指圖ヲ調製シ規定ノ帳簿表式ニ據リテ圖案仕組ノ要領ヲ摘記シ併セテ紋揚紋彫改穿紋編ノ諸工ヲ管理ス

第拾七條　燃糸部工務係ハ工務主監ノ指揮ニ從ヒ同部ノ工務ヲ擔當シ原糸精查職工監督工場整理技術精練ノ責ニ任ス可シ

第拾八條　撚糸部簿記兼工銀兼工品方ハ本社會計係職工係倉庫係ノ配下ニ屬シ規定ノ帳簿表式ニ遵フテ帳簿ノ精確工銀ノ計算工品ノ受給ヲ掌ル

第拾九條　染工部工務係ハ工務主監ノ指揮ニ從ヒ同部ノ工務ヲ擔當シ染料精查職工監督工場整理技術精練ノ責ニ任ス可シ

第貳拾條　染工部工務係ハ同部工務長ノ指揮ニ從ヒ同部ノ工務ヲ補擔シ工務長不在又ハ缺員ノトキハ其任務ヲ代理ス可シ

第貳拾壹條　染工部簿記兼工銀兼工品方ハ本社會計係職工係倉庫係ノ配下ニ屬シ規定ノ帳簿表式ニ遵フテ帳簿ノ精確工銀ノ計算工品ノ受給ヲ掌ル

第貳拾貳條　染工部藥品方ハ本社倉庫係ノ配下ニ屬シ藥品ノ受給保管ヲ掌リ規定ノ帳簿表式ニ遵フテ其帳入ヲ精確ニシ毎月定期受給報告ノ責務ニ任ス可シ

第貳拾參條　織工部工務長ハ工務主監ノ指揮ニ從ヒ同部ノ工務ヲ擔當シ糸質查別染糸檢查職工監督工場整理技術精練ノ責ニ任ス可シ

第貳拾四條　織工部工務係ハ同部工務長ノ指揮ニ從ヒ規定ノ表式ニ據リテ經緯方ノ請求ニ適スル原糸ノ受給事務ヲ掌ル

第貳拾五條　織工部原糸方ハ同部工務主任ノ指揮ニ從ヒ規定ノ表式ニ據リテ經緯方ヨリ回付スル原糸ノ繰出繰入及經緯方ヘ繰上糸送付ノ事務ヲ掌ル

第貳拾六條　織工部繰糸方ハ同部工務主任ノ指揮ニ從ヒ繰經場ノ工務ヲ分擔シ職工監督場內整理技術ノ染出染入及經緯方ヘ染上糸送付ノ事務ヲ掌ル

第貳拾七條　織工部染糸方ハ同部工務主任ノ指揮ニ從ヒ規定ノ表式ニ據リテ經緯方ヨリ回付スル原糸精練ノ責ニ任シ經緯方ヨリ回付スル經緯糸ノ繰上、經理、管捲、及受渡證明ノ事務ヲ掌ル

第貳拾八條　織工部經緯方ハ同部工務主任ノ指揮ニ從ヒ圖案部ヨリ回付スル仕組表ニ遵ヒ原糸方ヨリ請入ル原糸ヲ繰糸方染糸方及繰經方ヘ歷送シ帳入レヲ精確ニシテ織機ニ給出スルノ事務ヲ掌ル

第參拾條　織工部製品方ハ同部工務主任ノ指揮ニ從ヒ規定ノ帳簿表式ニ據リテ織場小頭ヨリ請取ル製品ヲ檢査帳入シ再整部又ハ本社倉庫係ヘ廻送スルノ業務ヲ掌リ併セテ糸質染色ノ良否撚製仕組ノ巧拙架歷織技ノ精粗ヲ吟味シ同部工務主任ヘ警告スルノ責ヲ有ス

第參拾壹條　織工部工銀兼工品方ハ本社職工係倉庫係ノ配下ニ屬シ規定ノ帳簿表式ニ遵フテ工銀ノ計算工品ノ受給ヲ掌ル

第參拾貳條　織工部簿記方ハ本社會計係ノ配下ニ屬シ原糸方繰糸方染糸方繰經方經緯方及製品方ノ報告ニ依リ規定ノ帳簿表式ニ遵フテ簿記計算ノ事務ヲ掌ル

第參拾參條　再整部工務長ハ工務主監ノ指揮ニ從ヒ同部ノ工務ヲ擔當シ職工監督工場整理技術精練ノ責ニ任ス

第參拾四條　再整部工務係ハ同部工務長ノ指揮ニ從ヒ同部ノ工務ヲ擔當シ工務長不在又ハ缺員ノトキ其任務ヲ代理ス可シ

第參拾五條　再整部簿記兼工銀兼工品方ハ本社會計係職工係倉庫係ノ配下ニ屬シ規定ノ帳簿表式ニ遵フテ帳簿ノ精確工銀ノ計算工品ノ受給ヲ掌ル

第參拾六條　機械部工務係ハ工務主監ノ指揮ニ從ヒ同部ノ工務ヲ擔當シ機關ノ運轉機械ノ調製保繕ヲ掌ル

第參拾七條　機械部簿記兼工銀兼工品方ハ本社會計係職工係倉庫係ノ配下ニ屬シ規定ノ帳簿表式ニ遵ヒテ帳簿ノ精確工銀ノ計算工品ノ受給ヲ掌ル

第參章　工務主監商務支配人心得

第壹條　職工雇入放免及黜陟等ハ職工規則ニ準シテ工務主監之レヲ斷行スルヲ得ベシト雖モ職工小頭以上ノ放免黜陟ハ每時重役會議ヲ以テ決行ス可シ

第貳條　原料等ノ買入製品賣捌キハ時價ノ高低ニ依リ臨機賣買ヲ要スベキ場合ト雖モ其金額五百圓以上タルモノハ委員長又ハ主任委員ノ許可若クハ重役會議ノ決議ヲ得テ取扱フ可シ

第參條　凡ソ日常營業ノ事務定款及營業規則ニ於テ工務主監商務支配人ノ職權內ニ在ル事項ハ決行ノ後委員長又ハ主任委員ニ具申スルヲ得ベシト雖モ會社全體ニ關スルモノ例ヘハ官府又ハ他方ニ對スル重要ノ書面ヲ發シ又ハ條約ヲ訂正スル如キモノハ委員長又ハ常任委員ノ許可若クハ重役會議ノ決議ヲ得テ取扱フ可シ

第四條　官府ニ上申スル諸願伺屆ノ重要ナラザルモノ及他店ト往復スル營業上普通ノ文書等均シク至急ヲ要スルモノハ委員長代理ノ名義ヲ以テ工務主監商務支配人自ラ取扱フコトヲ得ヘシ

第四章　役員慰勞金規則

第壹條　定款第五拾參條ニ依リ每季賞與金中ヨリ積立タル慰勞積立金ハ委員長委員ニ於テ之レヲ保管シ五ケ年以上勤續シタル者ニ限リ給ス可シ

但慰勞金給與ハ雇入初年ヨリ起算ス

第貳條　此慰勞金ハ拾等以上左ノ表式ニ準シ現勤務中ノ等給ニ割合給與ス可シ

壹等	金百圓（一ケ年分以下倣之）	參等	金六拾圓
貳等	金八拾圓	四等	金五拾圓
五等	金四拾圓	六等	金參拾圓
七等	金參拾圓	八等	金貳拾五圓

九等　金貳拾圓　　拾等　金拾五圓

第參條　此慰勞金ハ左ノ場合ニ於テ之レヲ給與ス可シ

一、會社營業年限滿期ノ時

一、本人勤務中死去シタル時

一、本人老衰又ハ疾病等ニテ事務ニ耐ヘザルニヨリ解職シタル時

一、本人過失ナク會社ノ便宜ヲ以テ解職シタル時

第四條　此慰勞金ハ五ケ年以上勤續シタル者ト雖モ左ノ場合ニ於テハ給與セザル可シ

一、本人勝手ヲ以テ辭職シタル時

一、過失又ハ不都合ノ行爲アリテ免職シタル時

但第壹項ハ委員長委員審査ヲ遂ケ其情萬已ムヲ得ザルニ出ルト認定スルモノハ第貳條定額ノ全數又ハ幾分ヲ給與スルコトアル可シ

第五條　社員中不幸ニシテ五ケ年未滿中ニ死亡シ其生前勉勵衆ニ超ヘタル者ハ委員長委員ノ考見ヲ以テ第壹條慰勞積立金ノ內ヨリ祭資料ヲ給與スルコトアル可シ

第六條　社員中水火其他非常ノ變災ニ遭遇シタルトキハ委員長委員ノ考見ヲ以テ第壹條慰勞積立金ノ內ヨリ手當トシテ適宜給與スルコトアル可シ

此營業規則ハ委員長委員ノ協議ヲ以テ決定シタルモノナリ他日改正增補ヲ要スルトキハ尙其協議ヲ經テ之レヲ行フヲ得ヘシ

右ノ條々確定シタル證據トシテ重役各姓名ヲ自記シ調印致候也

明治二十四年六月

重　役

（營業規則、職工之部は省略）

第三章　業績

第一節　第一期　（明治二十一年より同三十年に至る）

當期においては明治二十三年の經濟界動搖と、本社設立の一大要素たる洋風家屋の新築上流婦人服裝の流行異變に業態一頓挫を來たし、營業開始匆々一大打擊を被り遂に重役の總辭職、社員の同盟辭職を見る等の一大受難に遭遇したが、鋭意內部改革に努力し、且つ營業方針を變更した結果、漸く順調に向ひ、創業第九期に至り、年一分五厘の處女配當をなし、やがて日淸戰役の財界好況に惠まれ、年一割から一割二分の配當をなすとともに、倍額增資を行つた。

一、明治二十一年——二十三年

業況、當社は明治二十年五月五日設立せられ、同二十三年五月一日を以て營業を開始した。假營業期たる二十二年および營業開始當時の業況については、第二章第二節において記述せる如くである。開業當時明治二十三年の我が經濟界は前年來企業過度の反動と前年の凶作とにより金利大に昂騰し、株式は下落して各人困憊の折柄、米國銀貨條例の變更ありて銀貨の暴騰を來たし、我が外國貿易は非常に影響を蒙り、生糸の輸出停滯して三萬梱

を橫濱埠頭に堆積せしむる等慘憺たる狀況に陷つた。當社においては織物製造の方針を改正し專ら汽織機運轉に從事し、漸次好轉を見たが、手織部に至りては未だ實効を得ず、その製造高は前期に比し二割五分を增加したにとゞまる。賣上高も幾分增加せるも、財界の不況前述の通りとて好結果を擧げ得なかつた。再整染物兩部は共に製造高やゝ進步し、前期に比し一倍の額を增進したが、再整部の收支相償ふに對し、染物部にありてはその規模殊に宏大なるため未だ收支相償ふに至らない。結局上半期は參千七百四拾參圓拾貳錢貳厘の損失を計上し、前期繰越益金貳千百六拾貳圓四拾九錢八厘を差引金千五百八拾圓六拾貳錢四厘を總損金とし、別途積立金を以て之を補塡した。下半期においても六千參百六拾七圓拾八錢七厘の損失金を計上し、別途積立金を以て補塡した。

社業改革聲明　前述上半期の損失金內譯は、織物部五拾五圓、染物部參千參百圓、再整部貳百八拾圓、撚糸部百七拾餘圓、其他五六兩月分營業費壹千百八拾壹圓等である。これは各工場の職工不熟練のため、充分の操業をなし得なかつた——と八月貳拾六日の株主總會に報告されてゐる。なほ同總會において內貴委員長、田中委員から之等に關し說明あり、又株主は技師解雇について要望してゐる。（明治二十三年八月廿六日第五回定時株主總會錄事より）

（内貴委員長）汽織機運轉上第一に必要なるは織工の熟練にして、佛國製造所の如きも一日の製品高一丈乃至二三丈なりしも、近時織工の熟練を來し一日製品額六丈に達するを得るに至りたり。本社の如きは現時漸く一丈七尺前後にして漸次進歩の傾向ありと雖も、完全の地位に達するは尚容易の業にあらず。

（株主）染物部には雇佛國人もあり、且つ完全なる技師をも有しながら、斯の如く損失を來たしたるは解する能はず。

（内貴委員長）織物部の如きは織殿以來引續き熟練の織工を有するも、染物部に至つては多くは素人なるが故に、雇西洋人及技師等にあつても、未だ其手足を伸ばす能はざるに依る。

（株主）染物部の雇佛國人と技師何れが巧みなるや。その給料は何程なるや。

（田中委員）素より一長一短其巧拙言ひ難しと雖も、給料は佛國人百五拾圓、技師八拾圓なり。

（株主）この不景氣の時節において八拾圓の給料は實に多額と言はざるを得ず。然れども營利會社においては給料の如きはその損益の多少により論ぜざるべからず。染物部今日の如き場合において、斯の如き高給者を買ふは不利益の甚しきものなれば、速に解雇せられんことを望む。

（田中委員）目下會社に利益なく、且將來甚だ憂苦に堪へざるものあるは、其仕掛宏大度に過ぎたる事にて、最初創立の際に於ては斯の如き困難の事業ならんとは思惟せざりしなり。然れども今日に於ては只々歎じて止むべきにあらされば、至急に之が救濟の策を講ぜさるべからず。且技術師の件に就て議論もある事なるが、抑も本社の創立を計畫したる所以のもの、曩に京都府知事槇村正直氏が勸業奬勵の主旨よりして生徒を海外に送り、實業を講究せしめたる技師等のあるを以て、現

時の相談役澁澤榮一氏來京發意せられたるものにて、氏は創業以來引續き相談役たるを以て、去る四月來京の節親しく本社の景況を取調べ、屢々技師等を會して氏が經驗上より懇諭せられたる處あるも、實際上今日の如き結果を呈したれば何とか相當の改革を執行せざる可からず。委員に於ても過日來焦心苦慮、屢々會合談判中にして現に本日は東京に於て濱岡委員は相談役と會合の旨通知ありたり。しかして染物の如き往々京都同業者に劣る處あるは、同業者は主に實驗上より成立ち、洋式の染法は主に學理上より成立ち居るを以て、佛國里昂に於けると同一の方法同一の藥料同一の分量を以てするも同一の結果を呈せず。此頃に至り全く水質の作用にある事を發見したる次第にして、猶他に空氣の作用に異なる處尠なからざるによるなり。去り乍ら又技術師の如き、日本在來の同業者に優る特有の技術あるも未だ充分に發揚するの場合に至らず。救濟策に付ては第一、第二、第三と種々の方法を設け目下試驗考究中なるを以て、一二ヶ月の中に技師を其儘据置くか廢するか、又は給料を低減するか、孰れにしても改革を施行し、明年二月總會に於て株主各位に報道する處あるべし云々。

改革を斷行す　九月に入り三技師長を解雇し、支配人以下社員一同の俸給を二割程度減給し、且つ社員數を減じた。

二、明治二十四年

業況、上半期における業況は專ら汽織機に從事し、前期に比し八割六分強を增加し、手織機は注文に應ずるの外は、つとめて規模を縮少し、五割八分五厘強減少した。再整部製

造高は前期に比し二割強を增加し、製造高に對し二割三分強の純益を得た。染物部は前期と大差ないがやゝ收支相償ふに至つた。然し上半期においては結局五千六百四拾九圓五拾九錢參厘の純損金を計上し、別途積立金を以て之を補塡した。下半期に入り汽織機製品高は前期に比し三割二分強を增加し、八月より十月に至る多物仕入季節においては南京繻子氣配最も好況を呈し、前期來の織留品も頓に賣盡し、就中中等品は多量の注文を受け、一時機數を增し製織せるもなほ要求に應じ得なかつたが、尾濃震災のため東國筋仕入客の氣配挫折し、やゝ不景氣を示した。手織機製造は前期に比し三割二分弱を增加した。これは主として琥珀地肩掛地綾織エコス縞類にて、震災以後は氣配やゝ萎縮したが、注文以外の見込製造をなさゞりしため、製品の澁滯を見るに至らなかつた。撚糸等においては機械新設日尙ほ淺く職工も未だ習熟せぬので、未だ營業景況の記すべきものがない。染物賃金上り高は前期に比し五分三厘强を增加した。この增加の原因中最も著しきものは、黑糸染、反染、及本社特有の練染業である。再整賃金上り高は前期に比較し十一割六厘强を增加した。この增加原因は繻子再整と琥珀杢目出しにおいて著しく、前期末始めてこの杢目出しの業を開いたところ好結果を奏し、爾來陸續注文あり、一時要求に應じ得なかつた。機械部收入高は前期に比し九分四厘强を減少した。この減少は本社工場の用に應じ、他方の注文に對

しては充分見込あるものゝ外、要求に應せなかつたゝめである。

會社現狀に關する內貴委員長の演說、經濟界の不況と歐化反動時代のため且つ當時においては理想的宏大に過ぎたる工場設備により、投下資本効率を發揮し得ざるため、重役はその局面打開策に勘からざる苦心を重ねた。當時四拾五圓拂込の當社株價は時價拾壹圓五拾錢に低下し、二十三年下半期決算報告の第六回定時株主總會（二十四年二月二十五日）は株主の質問相次ぎ一波瀾を呈した。同總會席上會社現狀に關する內貴委員長の演說並に田中委員の補足的說明は、いかに當社の營業が困難に陷りつゝあつたかを語つて餘りがある。（明治二十四年二月二十五日第六回定時株主總會錄事より）

（議長內貴甚三郎）前回に於て株主諸君より當時の技師も隨分高給に過ぎ、且技術上餘り評判も宜しからざるに付き、一日も早く處置すべしとの請求あり。予も亦多少此事柄に關しては處置の考按も抱き居れり。去りながら其三名の技師は當會社創立以前より關係せし者にして、其創業費四萬圓の內より殆んど半額貳萬圓計りも費消しをれば、其れを直に處置するに於ては或は又會社の爲め惜むべき事も有らんかと思ひ、予に在りても知りつゝ多少は躊躇せしものの如し。然し昨年九月末に至り斷然一の改革を行ひ、各技師を解雇し社員を減じ又社員の俸給を減じ、假令ば從來百圓給の支配人を八拾圓となし、參拾圓給の者を貳拾五圓とするが如く、或は貳拾五圓を貳拾圓と各減給し、加之假令減員するも事業上格別差閊なき迄は夫々技師と共に解雇せり。就ては其後事業上の實況を

視察するに、改革以前と以後とを比較すれば、毫も差間なきのみか反つて技術なり經濟に多少進歩せるの姿を呈せり。就中著しきは、改革以前に在つて染物部原料消費高の如き、賃金收入高より一割乃至二三割も超過し居りしものが、今日に至りては其原料消費高は、反つて其收入高の二割乃至四割を漸次減少する事となれり。尙其他凡ての經費に於ても大に減少を來たせしのみか、工場内の取締も其後餘程の好結果を得るに至れり。是等詳細の事柄は殊更考課狀には登載せざりし譯なれば、前季總會に御約束もあれば一應御報告致したき事は嘗て當會社より馬港日本名譽領事「ジュリー」氏に囑託し、佛國へ注文せし彼の撚糸機械も、昨年九月以降糸繰機械其他大半は來着せしも、今其の主要なる撚糸機械の如きは未だ到着せざるなり。而して其工場未だ新設に至らざりしを以て、幸ひ該機械は染物工場内に假設し、本年三月中にはなるべく運轉せしむるの見込なり。然し乍ら先に述べたる如く、今日迄到着せざるものもある事なれば、或は一二ヶ月間位延引する事あるかも圖られざるべし。次に當會社が是迄執り來たれる營業上の模様を少しく述べん。實は現在の株主諸君中以前の發起人なる方々は、充分御承知の事なり御記憶もあらん、併し近頃新に御加入の株主方も多少あれば、此場合當會社を設立せし最初の目論見及び成立を概略御話申すも不必要に非ずと信ず。元來當會社は明治十九年冬澁澤、大倉、益田、西邑の諸氏來京せられし際、當地の有志者と種々相談の上漸く成立せし處の一の織物會社にして、此の會社の起るや實に最も大なる原因のあればなり。當時世上の風潮は日本流の家屋並に衣服も、今や悉く歐洲風に傾き改まらんとする程の極點迄其流行を來たしたり。

明治十八九年前後の頃は　皇居御造營もあり。皇族方の宮殿、諸官衙及大臣の官邸、華族紳士の

邸宅より學校病院等の如きものゝ新築は、悉く歐洲風の家造りとはなれり。之れに附隨する必要品は家具裝飾に供する織物にして、其當時には餘程多額の需用ありしが、如何せん之れに應ずるの織物製造所なきは甚だ遺憾の至りなりき。加之婦人の衣服の如きも同時に洋服流行の有様となり、上　皇后陛下は申し奉るに及ばず、皇族大臣の貴夫人方より知事書記官及屬官等の夫人に至る迄、衣服は悉皆歐風を以て裝飾するの風潮とはなれり。殊に　皇后陛下には我邦古來よりの婦人衣裳の制度沿革等に就ての御諭旨もあり、旁々婦人洋服の流行は益々隆盛の有様とはなれり。其當時の景況にては將來必ず其流行に應じ、是れが供給を爲す織物製造所なかるべからず、是れ卽ち爰に當會社を創設するの必要を感じたるものにして、强ち無謀の計畫に非ず。且つ幸ひ我京都府には勸業資金を以て佛國に派遣留學せしめし各專門の技師、卽ち織物に近藤德太郎、染物に稻畑勝太郎、高松長四郎撚糸に今西直次郎等、皆彼地に於て專門の技術に、多年學理と實地とを練磨し、各々業を修め歸朝せし專門の技術家ありて、歐風織物の製造所を興すの機關全く此際に於て備れり。夫れ斯くの如く流行の時機と云ひ資本金と云ひ、專門の技術家と云ひ、宜なる哉爰に當會社を創立したるの所以なり。然るに不幸にして間もなく其婦人洋服流行の風潮は二十年頃より一變し、今日に至りては實に其形跡だも殘さず、宮殿官衙の新築改造は勿論、宴會の席上に於ても洋服を着する夫人は殆んどこれなきに至りたり。且それのみならず創立の際會社に聘用せし各專門の技師も、技術上の都合に據り解雇を爲すの不幸なる結果を來たしたり。是等は實に大に會社創立の目的と相反するものにして、既に此有様に成行たる上は又順つて將來の方針をも變更し、時機に應じて處置すべきは當然の事なり。然るに亦近來種々なる困難あり。諸會社の恐慌内國商業の沈滯並に外國爲替相場の昇降

常ならずして、大いに輸出販賣に弛緩を來たせし等、此の三原因は實に會社の爲め一大困難なる點と言はざるを得ず。是を以て當會社の現狀を例すれば、恰も暴風激浪の中に漂ふ處の船舶に異ならざるなり。船中石炭及飲料等の缺乏するの恐れも有り、殊に乘組員及水夫も多人數乘込めり、果して然らば此の場合に於て强て資本僅少なる石炭を焚き、方針の指定もなく怒濤を衝き、航海を試みんとするが如きは、實に無謀無定見極まる事にして、不得策なる處置と云はざるを得ず。若し假令資本なる石炭あり迚此の激浪怒濤を遮て航海を爲さんか、然るときは會社なる船體は忽ち暴風激浪の爲めに破碎せられ、其乘組員なる株主は共に魚腹に葬らるゝが如き不幸に陷るやも計り知るべからざれば、斯る海洋の浪荒き時は程善き港灣を撰び、爰に寄りて碇舶し姑らく此の暴激なる風浪の鎭靜するを待ち、然る後其の方針を確定し、徐々に航海を始むる方危險なくして反つて穩當なる處置ならんか、故に會社に在りては今暫くは事業上充分保守的を主とし、大いに節險を守り、工場は凡て今夕織製して翌朝賣行きする物品を撰擇し、以て製造の目的となさんとするに在り。要するに最早今日は歐風の家具裝飾、卽ち窓掛、椅子張地及び婦人洋服地等の如き仕入品を織らんとするは時機遲れたりと云はざるを得ず。若し果して其遲れたるものなりと知りつゝも、强て此儘織製する時は矢張倉庫に積置くの外なきなり。又本社製造の「ハンカチーフ」の如きもの迄も、今日の處にては餘程需用の減少を見るに至れり。故に將來に於ては販路少なき者は之れを斷然中止し、手織機は二十四五臺に止め、汽織機は可成全部を運轉せしめ、南京繻子生繻子其他成丈ケ需用の多くして販路の廣きものを撰擇織製する事とせば、事業を保續するには充分の策略なりと信ず。就中南京繻子の如きは假令幾何を製造し置きたりとも、格外なる損失を蒙る事なきのみか、若し製品の不捌

に遭遇するとも唯利潤の尠なき位に止むるならば、何程の反數にても少しも販路に差閊なし。因て會社製造品中汽織機を以て第一の事業となし、次に染物部、再整部、撚糸部等の事業の如きは、其要する處の原料も僅少にして出來得るものなれば、是亦將來充分盛大に遣り遂げる積りなり。先づ事業の順序を斯の如くなし、耐忍して時機の到るを待たんとす。尤も其間は主として汽織機を運轉せしめ、之れによりて得たる利益をして其他の損失を生ぜしものゝ不足を補ひ、尙ほ其の餘の損失は積立金より補塡する事とし、而して姑らく此暴風激浪の鎭靜する時期を待ち居れば、一兩年の間には亦順風に帆を揭げ黑煙を吐き、愉々快々として進航し得べき時機にも遭遇するに至らん。先づ我々委員の執る處の主義方針の概畧は、以上述べたるが如き次第なり。

（委員田中源太郎）委員長の說明せられし如く、創立の當初は日本家屋は悉く歐風と改まり、順つて衣服も凡て歐風に粧ふの風潮なりしも、其後何となく家屋の建築は云ふに及ばず、夫人にして歐風の粧をなす者絕えて見ざるに至りし爲め、今日會社の不振を致せし譯なれば致し方なし。去り迚現在の機械を以て西陣風の織物は出來ざるべし。假令出來得るとするも、或は體裁惡くして同樣の價値に行かざるべし。惟ふに株主諸君の內には學校或は會社に御關係の方もあらんが、全體一巳人の商業と集合體なる事業とは大いに違ふものなれば、その一巳人なる商業の方針を變更するが如く易く行かざる事は豫て御承知ならん。又誰にても賣れ口良き商品を製造せんとするは人情の常なれども、悲しいかな現在の機械を以て西陣風の織物を製するは容易の業に非ざる譯なるにも拘らず、諸君にして役員の處置尙惡しと云はるゝに於ては予等は何時にても辭する考なり、只今迚も已むなく勤め居る譯なれば、今此會社へ立入りて遣ると云ふ人さへあれば誰にても御代り申し、幾何の給

料なりとも與ふる事とせん。併し誰にても此の儘爲さんとするは隨分六ケ敷き事と思ふ。要するに斯の如き議論の起るも畢竟利益の配當なきが故に原因せざるか。尤も事業の點に至りては先に述べられし如く、技師の出でたる後は反つて好都合となれり。又損失金に對して論ぜらるゝ方あれども這は不景氣に依る事なれば如何共致し難しとは云へ、上半季よりは下半季の方反つて好結果を呈せり。何となれば上半季に於ては假令損失あるも、凡て之れを創業入費へ繰込みし故明かに知り得ざるも、下半季は反つて之を盡く營業費へ繰込みし爲め、著しく損失せしものゝ如く見ゆ、然し其實損失は餘程減少し居るものならん。以上は概畧を述べたるに過ぎざれども、諸君に於て御不滿の廉あれば、別に遠慮して改選とか何とか云ふに及ばず、辭すべしと云はれて可なり。

重役總辭職澁澤榮一氏委員長就任　二月二十五日臨時株主總會において、定款第三章第十二條を更正して委員三名を增員すべき件が提案せられたが、討議の結果六十日間以内に延期して再議することに決し、越えて三月二十二日臨時株主總會を開き、委員三名增員の件を再議のところ原案を否決した。同日委員長内貴甚三郎氏辭職、同月二十四日委員會において委員一名の補缺選擧を行ひ、相談役澁澤榮一氏當選、互選を以て同氏委員長に當選した。同日委員田中源太郎、濱岡光哲、渡邊伊之助、熊谷辰太郎の四氏辭職した。次いで三月二十七日臨時總會を開き、委員四名相談役一名の補缺選擧を行ひ、荒川新一郎、磯野小右衞門、辻川新三郎。中井三郎兵衞の四氏委員に、西邑虎四郎氏相談役に當選、翌二十八

日委員會の互選を以て、澁澤榮一氏を委員長に荒川新一郎氏を專務委員に、中井三郎兵衞氏を檢査掛に選任、辻川新三郎氏支配人を兼任した。

重役總辭職經緯　内貴委員長、田中委員はじめ各委員は、すでに辭職を決意しつゝあつたが、會社内外の動搖に乘じて策するものなきにあらざるを以て、株主一部の攻撃反對を意に介せず、會社將來のために信任し得る適當なる後繼候補者を求めつゝあつたが、漸く之を得たので總辭職を決行したものである。この間の經緯は三月二十七日開會の臨時總會席上において、田中前委員並に内貴前委員長の陳述によつて明かである（明治二十四年三月二十七日臨時株主總會錄事より）

（二十六番、田中源太郎）株主諸君に一言致さん、尤も私は只今株主と申す資格でなくして、前役員の資格より述べんと欲するにあり。全體當春通常會以後引續き再三の臨時會を開設し、尚ほ且つ創立以來斯様に役員の一時に辭職する場合に立至りし事情について少しく陳述せんとす。抑も今回の辭職は全く私共が信認する適當の後任者を得たるが爲めなり。而して私共當會社創立後屢々諸君の叱咤を蒙りしとは云へ、其創業事務の事柄に付ては格別不都合はなかりしと思ふ。去り迚其内機械購入等の如きに至りては、或は幾分か高價に過ぎしものありしかは知らざるなり。併し何分重なる建築事業等に付ては他に隨分種々のごだ〳〵あるものなれども、幸にして當會社の如きは是等にかゝる不都合は格別なくして、漸く茲に落成を告げ、爾來營業を爲すことゝ成れり。然れど

も是れ迚何分試業同様の仕事振なれば、さぞ商工業上に對し株主諸君も御目だるき事ありしならんが、畢竟營業は始めたるも其の試業期日は僅々なれば、仲々充分なる見込も立つ可き筈なきのみか、其方針も未だ確定致し居らざりし、然れども近頃に至り稍々其見込も立ち、假令目ざましく利潤なくとも半季間に貳參千圓位は得るに至らんと思ふに依り、將來少しく方針を改め進む處あらんとせしに、遂に委員長と支配人との間に、少しく意見を異にするの結果となりしものゝ、要するに委員長並に支配人等の會社に對し、常に忠實を旨とし職を盡されし事は公衆に對し毫も恥づる處なく、而して委員長並に支配人の意見に就き何れを是なりとせんか、私共及東京相談役に於ては委員長の意見に贊成せり。將來果して其の方針を採りしならば、假令少くとも貳千圓若くは參千圓位の利益は得らるゝならん。左れば殆んど收支相償ふに至る譯なりと思ひ居れり。然るに其內株券は非常に下落を來たし、是に依り株主諸君の御心配を愈々增し種々盡力せらるゝ事とはなれり。尤も役員にありては去十二月に於て其方針を改めんとせし處、或はそれに關したるものか、冀に社員中同盟辭職の擧あり、恰も其の當時は私共東上中なりしを以て、東京の相談役にも篤と相談を遂げ、會社の爲め其適任者を得んと欲したり。尤も其際私濱岡、澁澤と種々協議の末、遂に荒川氏の入社を乞ふ事とせり。然れども一方株主諸君に於ては、尙ほ彼處此處に集り種々議せらるゝ事となれり。亦役員に在りては假令株主より如何に思はるゝとも、なるだけ適任の候補者を求むるに勤め、且つ今日迄の德義を全ふせん事を希望したり。然れども昨年以來は實に役員の勉勵も德義も一として株主諸君に感ぜざる事となりしのみならず。終に相反するが如き姿とはなれり。素より役員に於ても辭職の決心は致したるものゝ、凡そ大家の衰微に赴く際は必ず夫れを奇貨とし、種々の弊害を生ぜ

しむるの恐れもある事なれば、之を憂慮せざるを得ず。左れば假令今日の如き不信用を蒙りしとは雖も、些々たる事柄に拘泥し適當の後任者をも求め置かずして辭職せんとするは、誠に會社へ對し不親切の所爲なりと思ひ、如何に株主諸君より攻擊せらるゝも之を厭はず、熱心に其候補者を求めし譯なり。左れど不幸にして姑らく見附からざりしが、前會に於て某氏の如きは最早委員一同辭すも爲さゞる譯にてありし、然るに其後漸く澁澤氏に後任を願ひし處、同氏に於ては再三辭退せられるる者の樣誤解されしも、其際は未だ私共の信認を置くべき後任者も確定し居らざりし故殊更御披露しも、種々事情を陳述し、强て相談役なる澁澤氏に委員たることを願へり。茲に於て私共希望する適當の後任者を得るの見込立ちし故一同辭職する事とはなれり。就ては澁澤委員長の御話に同氏が將來採らんとする主義方針も、殆んど前任役員と同樣の見込を抱き居れりと。果して然りとせば本日茲に選ばるゝ新任委員にありても御迷惑乍ら之れを承諾せられ、當會社の事業に從事せらるゝ事を希望す。私共は茲に適任の候補者として辻川新三郎、荒川新一郎、磯野小右衞門、中井三郎兵衞の四氏を委員に推薦し、並に澁澤氏を委員長とし以て組織せんとするにあり。左すれば假令今日に利潤なくとも必ず其目的は二、三年の內に達するならん。以上陳述せし通りなれば私共一時に辭したり迚、決して無暗の所爲に非ず、茲に其理由の概略を御話致せし次第なり。

（四十六番、內貴甚三郎）只今當選せられし新任委員諸氏に對し一言申上度きは、何分當會社も此處迄成立せしめたるものなれば、充分會社の爲將來利益を圖り、壞すとか崩すとか云ふべき不吉の事なき樣只管希望する處なり。就ては私共殆んど五ヶ年間も會社の爲め非常の困難を嘗め、是迄經營し來りし者なれば、此場合少く意見を申述べたきも、或は衝突するの恐れなきに非ざる故、遺憾

乍ら本日は申述べざる可し。然りと雖も他日拙なき筆か或は演說を以て、諸君の淸聽を汚す機會あるべきも、今日は主として事の圓滑を希望して會社の爲め茲に辯ぜず、併し後任者の內荒川氏よりは特に將來に就て非常の御懸念說を承れり。然れども何分私共は豫て同氏を信認致し居れば、昨年九月に於ても他用に托し態々東上同氏の入社を勸めし事ありしも、其際は御承諾なかりし。然るに今幸にして承諾の聲を承る事は私に於ても滿足に思ふ譯なれば、何卒將來會社の爲め利益の上る樣御盡力あり度し。

社員同盟辭職、これより先き二月二日支配人稻垣喜多造氏以下傭員十七名辭職した。前揭三月二十七日臨時株主總會席上における、田中委員陳述中にある如く、會社從業方針に對し、委員長と意見を異にしたる支配人稻垣喜多造氏の辭職に端を發して、この擧に出たのである。

佛國技師臨時解雇、四月十八日を以て當社佛國織物技師ルーイジレルヲ氏を、又八月三十一日を以て佛國織物技師ウイクトルメニール氏を何れも臨時解傭した。九月一日稻畑勝太郎氏を染物技師として傭聘す。（二十五年上半期に入り染物部業務整理の都合に依り專擔を解き、單に染物部顧問を囑託）

新重役の所見　上半期の決算は五千六百四拾九圓五拾九錢參厘の損失勘定となつた。この理由並に會社の狀態について、新重役は八月二十三日の定時株主總會席上、左の如く述

べてゐる。（明治二十四年八月二十三日第七回定時株主總會錄事より）

（委員、荒川新一郎）此場合株主諸氏に一言申上置かん、這は私共が去四月以降、前重役より引繼たる會社仕事に付、今日迄爲し來りたる景況の概略を少しく御話申上んとするにあり。然れども事業全體の方針たるや格別前重役の執り來たりたる處と敢て差違あるに非ず。よし假令其方針に多少の差違ありとするも、諸氏克く御承知の如く引繼後何分日も淺き事なるを以て、精しく之れが研究を遂ぐるの時日も得ず、順つて著しき變象を顯すに至らず。然りと雖も彼の汽織機の如きは、單一のものなるを以て稍々其目的も確め得たり。又染物部の如きは豫て諸氏も御存じの通り、此迄は總て外國人にのみ其の全權を委ね居りし事なれば、今更之れが經濟を緻密に執らんと欲するも爲めに爲し能はざる次第とはなれり。何となれば全體技術師なるものは一の職工より成上りたるもの多ければ、中々經濟上などに注意するものゝ如きは至つて尠かるべし。故に私共は大に此邊を憂慮し彼是指示を爲せしも、到底此迄通外國人にのみ委ね置きては其の整理も行屆かざるべし。假令今日高價なる原料を消費して業を執るにもせよ、決して夫れに相當する仕事も出來上らざるのみか、又其の經費を償ふに足るべき注文も覺束なし。故に將來の方針は成だけ內國人にして染物に熟練のものを雇入れ。充分注意を加へて遣らせる積りなれども、今回報告せし損失金の一大部分を占むるものは、此の染物部にありと云はざるを得ず。亦再整部の如きは餘程見込も立ちしのみか隨分信用を得るに至りしかば、追々利益を得る事とならん。

（委員、荒川新一郎）先に申述べたる如く染物部は此迄外國人に悉皆全權を委ねありしに依り、或は如斯多分の損失を生ぜし譯ならん。併し箇樣に申すものゝ前重役の整理中は左程にもなかりしな

らんと想へども、彼の引繼の際に乘じ或は爲せしものならんかとも想像せり。然れども如何せん私共引繼後凡そ一ヶ月間位は、何分內部の事情も一向不案內にて充分腹に入らざりし故致方なきを以て、其儘看過致し居りたれども、少しく此頃に至り其模樣も了解せしに因り、染物に對し一々之れが豫算を見積り、而して爲さしむる事とせり。左れど何分地が職人上りのもの故、幾許指示を爲すも到底其通り出來ざるを以て大に迷惑致し居れば、將來は更に日本人にて克く染物の業に熟練したるものを雇入れ、先づ之れに委ねて充分其業を盡さしむる積なり。左り迚其外國人も何分最初の約束もある事故、やれ只今解雇すと申す譯にゆかざれば、恰も腫物に觸る如く充分注意をなして使用し居れり。併し前に述べたる如く日本人のみを使用するに至らば、如斯大枚なる損失を蒙るが如き事は爲さしめざる積なり。又彼の「メニール」は曩日委員長澁澤氏在京中、卽ち事務引繼の際之れを奇貨とせしものか、雇年期繼續の儀を申出たり。然れども這は全く此際を附け込み申出でたるものと思考せしに依り、何分六十日以內卽六月中に否や取極め返答に及ぶべしと通じ置き、其後同人の技量に就て試みたる處、內地事業に對しては殊更外國人に委ね置かずとも、日本人にて決して不自由もなく、充分出來得る事とさとりしを以て、私も先頃東上し委員長にも其の相談を遂げ、又前重役も此事は屢々相話し居られたる程なれば、旁々當期を幸ひ解雇致す事に決せり。左れど之を爲せしため、若し會社に對し故障が間敷こと共致す樣なる事ありてはと思ひ、曾て佛語の通辯に上手なる人を頼み、充分其の事情を話したるに、彼に於ても承諾する事となれり。就ては稻畑氏を雇入れ今後一層經濟上に注意をなして營業せん。尤も箇樣なる事は一切委員長澁澤氏と充分相談を遂げたる事なれば、染物も將來は多分好結果を得るならんと保證を致すつもりなり。

撚糸工場新設試運轉、撚糸機械及び附屬品は漸く佛國製造元より悉皆來着したので、染物工場內を區劃し、その北部へ据付け、十月一日より試運轉を行つたが、頗る好結果を得た。

期末製品現在高、當年下半期末製品現在高は左の如くである、これにより當時における當社製造品種の大體を知ることが出來る（明治二十五年二月二十一日定時株主總會席上株主の質問により議長中井三郎兵衞氏が答辯されしもの。）

（委員、荒川新一郎）曰、株主諸君の第一に御心配なるは染工場なるが、今日まで色々と工夫して却て失敗を重ねたる次第なり。就ては西陣より色染の注文を受けば可ならんと其事にも盡力して見たれども、實は我社と西陣とは距離遠くして不便利なり。其理由は西陣機屋と色染の注文の如きは朝に持參りて夕に持歸る如き、僅かの時間を爭ふて染方を取急ぐものなれば、本社の位置並に組織にては僅少の糸に對し、到底西陣機屋に滿足を與ふる事能はず。依て之を目的として營業するも其の見込立たず、爲めに本社は本社の特技を以て經濟を立つるの覺悟なり。依て今日にては損の行くものは製造せず、利益あるものゝみを製造する故に、大なる利益を占むる事も困難なりと雖も、又損をなす氣遣ひはなきなり。

（三十五番、安田太四郎）曰、製品現在高の詳細を承りたし。

（會長、中井三郎兵衞）曰、然らは書記に朗讀せしめん。

製品現在高（明治二十四年十二月三十一日現在）

	金額
手織部製品之部	
紋ハンカチーフ	六六四、四一三円
羽二重ハンカチーフ	一四五、五九七
肩掛並ニ襟巻	二九、一五四
洋服地	一、三九三、〇四七
卓子掛	一一五、二七二
綾地	一、七九七、六六六
琥珀杢目出地共	五四八、一三七
窓掛地	四、四七〇、三二九
帯地	一五六、〇四〇
肩裏	三七六、二五九
縞羽二重	一〇七、三三一
無地羽二重絽共	一三二、五四〇
染織朱子	一七〇、四八〇
絹傘地	三一八、五一〇
雑部	三、六一四、二七七

合計	一四、〇三九、〇五二
汽織部製品之部	
絞羽二重	六二八、八一六
無地羽二重	一七八、八四一
紡績緯綾	一五五、七二〇
傘地	一七一、三二〇
雑部	一一〇、五二四
錦里朱子	七五六、六六〇
綿緯紋綾	三八三、九〇〇
生朱子	二、二九四、四七八
南京朱子	二、二六六、五三四
生傘地	九九、一六〇
綿蓬萊	一六七、四六〇
其他	三、二九二、四八六
合計	一〇、五〇五、八九九
仕入品之部	
肩掛	九〇八、八二〇
窓掛地	五五九、三八〇

紋羽二重	八六二、八七〇
染　朱　子	一二、〇〇〇
雜　　部	六九、一二〇
綟羽二重	四一五、八四〇
絹　綾	五三六、八五〇
縮　緬	一、二八四、九九〇
其　他	六七一、八一〇
合　計	五、三二一、六八〇
手織製品	一四、〇三九、〇五二
汽織製品	一〇、五〇五、八九九
仕　入　品	五三二、六八〇

總計金貳萬九千八百六拾六圓六拾參錢壹厘

三、明治二十五年

業況、上半期中の汽織機製造高は前期に比し三割五分強を增加、主として南京繻子生繻子及天鵞絨を製織した。手織機製造高は前期に比し一割一分強を增加、鉄道客車用天鵞絨地の緣地及び十二筋織リボン地額付里昂繻子等の新規製織を始め、又紋織地、ハンカチー

フ地、肩裏地の如きは當年中製出を要するだけの賣約を受けた。撚糸業は操業開始日なほ淺く、職工の習熟未だ充分でないが、日に八貫目以上の撚製高を見るに至り、當社需用の外西陣地方より陸續注文に接した。染物賃收入は前期と大差ないが、內容の改善と費用節減のため、收支計算において好果を得た。かくて上半期決算において六千百四拾參圓餘の純益金を計上し、創業最初の株主配當（年一分五厘强）を行つた。下半期に入り一般の商況は前期に引續き不振の情勢であつたが、七八月の交より原料糸の價格昂騰し、一時同業者中休機するものあり、採算不引合を免れなかつた。當社は專ら注文品の製造に從事し、糸價激變の影響を受けること尠く、撚糸業は七十兩月の外は晝夜業をなし、漸く注文に應ずるの好況であつた。

本社負擔株處分、八月八日臨時株主總會において當社負擔株五百拾五株を資本金より控除するの件を決議す。この負擔株は當社創立の際織物、撚糸、染物三會社合併當時生せる渡邊淺七氏名儀貳百株、尾崎半兵衞氏名儀貳百株、廣畑久兵衞氏名儀百拾五株である。明年商法實施の場合之を許さぬため處分したのである。かくて拂込資本金は四拾貳萬六千八百貳拾五圓となつた。

地方より工女募集、一月十六日鳥取縣下より工女參拾名を募集し、本社構內へ寄宿せし

めた。當社が地方において工女を募集したのはこれを以て最初とする。

四、明治二十六年

業況、前期以來引續き糸價暴騰の影響を受け商況不振の裡にあつたが、原糸の購入作業の方法に注意し。幸に打撃もなく上半期を經過し、下半期に入りて商況漸く回復し、汽織機製織物は特に好況を呈し、南京繻子の如きは全機を擧げて需要に應じ、頗る盛況であつた。

撚糸工場擴張と電燈架設決議、一月二十九日開會の臨時株主總會において撚糸工場擴張の件（經費概算金貳萬五千參百五拾貳圓）撚糸部、汽織部、手織部、再整部、機械部に電燈架設の件（經費概算金七千圓）を可決した。右總會に提案されたる理由は左の如くである。

一、現在ノ撚糸工場ニ接シ一棟ノ工場ヲ新築シ撚絲錘四千參拾貳本ヲ增設スル件

理由、撚糸ノ業務逐次整頓シ注文日々增加ノ實況ヲ呈セルヲ以テ、現在ノ錘數ニテハ假令ヒ晝夜業ヲ執ルト雖、僅カニ拾五、六貫目ノ數量ニ過ギズシテ到底悉ク華主ニ滿足ヲ與フルヲ得ズ、遺憾ニモ小口諸撚及ビ合撚ノ注文ニ應ズル能ハズ。故ニ若シ錘數ヲ增シ、一層經費ヲ節約シ撚賃隨テ減却シ得、又進ンデ合撚ノ注文ヲ受入ルルニ至ラバ、四千錘ノ增設ハ假令ヒ晝夜業ヲ執ルトモ決シテ需給ノ均衡ヲ失スルノ虞レナク、其ノ收益必ズ今日ヨリ大ナルベシト信ズ、之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

但京都織業者ニ於テ每日使用スル所ノ諸撚糸ノ概量ハ、大凡六十貫ニシテ合撚糸ノ概量ハ大凡七十貫トス。而シテ本社ニ於テ目下受入得ベキ諸撚糸ノ數量ハ、一日平均六貫目ニ過ギズ、餘ハ專ラ在來ノ粗製器ヲ以テ撚製スル者ヲ使用セルガ如シ。而シテ又合撚糸ノ如キハ未ダ一回モ注文ヲ受入レシ事ナシ

一、撚絲部汽織部手織部再整部機械部ニ電燈架設ノ件

理由、機數增設ニ先チテ電燈ヲ架設シ、一ハ費用ノ低減ヲ謀リ、一ハ業術ノ改良練進ヲ講ジ、以テ本業ノ前途ヲ驗定シ、始メテ機數ノ增設ヲ謀ラントス。撚糸部、手織部ノ如キモ油燈ノ危險ヲ避ケテ電燈ノ安全ニ就カントス。之本案ヲ提出スル所以ナリ

染原料品價格改定換算、また前記臨時株主總會において別途積立金壹千百八拾六圓四拾壹錢八厘を以て染物原料品價格改定換算の件を可決した。右提案理由は左の如し。

理由、先年佛國ニ於テ買入レタル染物原料ノ內、當會社ニ於テ到底使用スルノ見込ナク、旦他日之レヲ要スル場合ニハ一層低廉ニシテ、一層精良ノ新品ヲ買用シ得ベキヲ以テ、寧ロ今日ニ於テ之ヲ賣却シ、其ノ金員ヲ流通セシムルヲ以テ得策ト認ムルモノ、當時ノ相場ニテ總金額貳千貳拾五圓四拾錢參厘ノ品物アリ。此中現今京都市場ノ相場ニ比シ或ハ同價格或ハ三分ノ一價格ニモ達セザルモノアリテ、平均大凡原價ノ半額ニ出デズ、依テ此際豫テ用意シアル所ノ別途積立金ヲ以テ此ノ原價ヲ改定シ置キ臨機競賣ヲナシ以テ損失鮮カラン事ニ勉メントス。

不用土地を賣却して創業費償却、當社創業費は本年上半期末現在四萬壹千九百貳拾貳圓六拾貳錢五厘を計上す。右は商法實施につき償却する必要があるので、十一月五日臨時株主總會を開き、當社不用土地を賣却しその差益金及殘餘の土地評價改定差益金を以て償却することに決定した。提案理由左の如し。

理由、商法實施ニ付創業費償却ノ必要アリ、而シテ本社所有ノ地所吉田町ニ於テ壹萬七千七百五拾坪、南禪寺町ニ於テ壹萬千參百五坪五合合計貳萬九千五十五坪五合此買入代價八千參百七拾參圓七拾壹錢五厘ナリ。然ルニ現今隣地比較ヲ以テセバ平均一坪貳圓ノ價格ヲ有ス、故ニ兩地ニ於テ不用ニ屬スル地所ヲ賣却シ、其差益金及殘餘ノ地所價格ハ現今相場ヨリ幾分カ低價格、卽チ一坪金壹圓五拾錢ニ改定換算シ、其差益金ヲ以テ創業費ヲ償却シ、若シ不足ヲ生ズルナラバ、準備金ノ一部ヲ以テ之ヲ補塡セントス。

但地所ノ要否及賣却方法ハ重役會ノ評決ニ依リ施行シ、次期總會ニ報告スルコト「創業費內容」、創業費ノ內容ニ關シ、二十四年二月二十五日開會ノ第六回定時株主總會ニオイテ株主ノ質問ニ對シ、議長カラ答辯サレテキル。二十三年下半期末現在創業入費ハ四萬參百四拾四圓六拾六錢デアルガ、ソノ內譯ハ左ノ如シ。

創業入費內譯

試驗費	貳千九拾九圓四拾五錢八厘
諸雜費	六千九百七拾七圓五拾壹錢九厘
株券調製費	五百七拾貳圓八拾七錢
起工中俸給及委員報酬金	壹萬參千四百八拾圓貳拾七錢五厘
外人雇入費	貳千四百拾四圓拾九錢貳厘
委員及技師洋行費	壹萬貳千九百五拾七圓貳拾七錢九厘
職工養成費	七百四圓參拾七錢八厘
行啓費	百八拾八圓拾七錢壹厘
開業式費	九百五拾圓五拾壹錢八厘
	合計四萬參百四拾四圓六拾六錢

資本金端數減資、十一月五日の臨時株主總會において現在資本金四拾七萬四千貳百五拾圓を四拾五萬圓となすの件を可決した。減資方法は四百八拾五株を若干圓にて買收し、其株式金額金貳萬四千貳百五拾圓を資本金額より控除し、買收より生ずる差益金を以て固定資本（機械建築費）の幾分を減ぜんとするのである。この株式買入は當日總會席上において入札によつて行はれた。その結果は左の通りであつた。

參拾四圓四拾五錢	五拾株	
參拾四圓六拾五錢	五拾株	
參拾四圓八拾錢	五拾株	
參拾四圓九拾五錢	拾株	

參拾五圓四拾錢
參拾五圓五拾錢
參拾五圓七拾錢
參　拾　六　圓
參拾六圓貳拾錢五厘
參拾六圓五拾錢
以上四百九拾五株　落札

落札の内參拾六圓貳拾五錢のもの百貳拾五株あり。買入株數より拾株超過したが、この拾株は重役において賣却の手續をとる事にした。

商法實施と定款改正　舊商法中の商事會社、手形及び破產並にこれに關係ある法規は本年七月一日より實施せられたので、十一月五日の臨時總會に定款改正の件を決議。改正定款は十一月十日京都府廳を經て農商務大臣に出願、同月二十四日付を以て認可された。

定款認可願

當社ハ去ル明治二十年五月五日地方長官ノ承認ヲ經テ營業罷在候處本年七月一日ヨリ商法實施相成候ニ付テハ尚ホ繼續營業仕度候間別冊定款御認可被成下度此段奉願候也

京都市上京區川端通御幸橋東詰吉田町第百八十番戶
京都織物株式會社
取締役　辻　川　新　三　郎㊞
取締役　中　井　三　郎　兵　衞㊞
取締役　田　中　源　太　郎㊞
取締役　磯　野　小　右　衞　門㊞
取締役　澁　澤　榮　一㊞

農商務大臣伯爵後藤象二郎殿

既認第一九二號
農商務省指令商第八一九一號

京都府京都市上京區川端通御幸橋東詰
吉田町第百八十番戶
京都織物株式會社

明治二十六年十一月十日付ヲ以テ差出シタル其會社定款ヲ認可ス

明治二十六年十一月二十四日

農商務大臣　伯爵　後　藤　象　二　郎㊞

定款改正と役員選擧、定款改正により取締役五名監査役二名の選擧を要するので、十一月五日の臨時總會において豫め選定した。取締役に澁澤榮一、磯野小右衞門、田中源太郎、中井三郎兵衞、辻川新三郎の五氏監査役に内貴甚三郎、渡邊伊之助の二氏それ〳〵當選。定款認可の場合就任し、初期に限り取締役は明治二十九年一月、監査役は明治二十八年一月を以て改選期とした。また取締役の俸給及監査役の報酬金は、取締役五名合計年俸金千七百圓、監査役二名合計報酬年額貳百四拾圓と定めた。

澁澤榮一氏取締役會長就任、十一月五日定款第三章第二十條に依り澁澤榮一氏を取締役會長に互選した。

汽織機增設決議、十二月十六日繰子類需要增加に鑑み取締役會において汽織機增設の件を審議し、監査役の協贊を得て五拾臺を增設する事に決した。

織物工場點燈、十二月十八日織物工場點燈の爲め電動力使用を開始した。

五、明治二十七年

業況、上半期當初は好況を呈したが、四月初旬より世上一般不況に陷り、織物界も不振となつた。下半期は汽織機增設により漸次製產增加したが、日淸戰役の影響で價格において

て多少收利を減ずるの遺憾を伴ふた。十月以後原糸の暴騰と商況沈衰に一時非常に憂慮したが、特約販賣及び注文製造に努め相當の收益を擧げ得た。

借入金極度の承認、汽織機五拾臺增設につき、之に伴ふ借入金に關し一月十五日の臨時株主總會において承認を得た。

一、營業上運轉資金ヲ要スルトキハ本社資本金額十分ノ一ヲ極度トシ取締役會ノ評決ニヨリ本社ノ名ヲ以テ一時限リ借入金ヲナスコトヲ得

理由

近來本社製品ノ販路日ニ開ケ、昨秋以來常ニ夜業ヲ爲シテ製造スルモ、尙ソノ需要ヲ充ス能ハザルノ形勢ナリ。依テ茲ニ汽織機五十臺ヲ增設シテ其供給ニ應ズルノ計圖ヲ爲セリ。故ニソノ增設費ニ營業資金ノ增加ヲ要スル爲メ、自然流動資金ノ缺乏ヲ告グルノ時期アル場合ニ於テ、極度額四萬五千圓迄ハ本社ノ名ヲ以テ一時借入金ヲ爲サントス。

工場縱覽謝絕決議、一月十五日開會されたる臨時株主總會において「當會社の工場は株主たりと雖も一切縱覽を謝絕すること」の決議をなした。謝絕の理由に關し田中取締役は左の如く述ぶ（總會錄事より）

（取締役、田中源太郎）茲に株主諸君の評議を得たき事柄あり。其は他にあらず會社工場縱覽に係ることなり。

此事は議案には之れなきも役員に於て大に思ひ當りたることあり。商法に據れば株主たるものは會社の帳簿を閲覧する事を得るとあり。其帳簿を見ると同時に工場を見る方もあり、其際には會社は案内者一人を添えさるべからず。案内者一人を添えるの費用は先づ些少なりとするも他に大に損失する事あり、職工の目を散らすことなり、多くの職工の目をして仕事上を離れしむる事一分時にしても非常の損失なり。是れ株主たるの名義を帶べる者には必ず許すとすれば、一株を所有するものも亦株主なれば見せざるべからず。且つ依頼に係る仕事にては尚ほさら困却することあり。依頼者は他より其意匠を奪はれん事を恐れ、遂に依頼せざるに至らん。又株主の來るときは株主外のものを三四人も伴ふ事あり、此者等が毎日ぞろ〳〵工場を經巡るときは會社の不利益此の上なきなり。諸帳簿を見る事は商法に規定せられたるを以て拒む能はざるも、其他工場等は縱覽せしめざることにしたし。役員は是等の事に付頗る困難したるを以て、役員會の決議を以て昨年十二月は止むなく縱覽謝絶の札を門外に揭げたり。何とか工夫ありたきものなり。

不用土地賣却、 南禪寺町所有地壹萬六百五坪五合及吉田町所有地の内四千五百貳拾六坪を大阪中村彌吉氏へ賣却し、二月十九日金員受授を了つたので、京都區裁判所において登記を受けた。

撚糸工場擴張落成、 去る二十六年五月十七日より工事中であつた撚糸增設工場及び機械据付等、四月一日を以て全部落成し、機械運轉を開始した。

地所賣却差益金處分、 吉田町及び南禪寺町不用地賣却によつて生じた差益金參千七百拾六圓六拾錢は、什器並に參考品賣却損金、不用染原料賣却換算損金、手織機見積缺損金、及職工養成費損金等の諸損金償却に當つることゝし、七月十四日臨時株主總會に提案可決となつた。處分法左の如し。

處分法

一金參千七百拾六圓六拾五錢五厘　地所賣却差益金

內

金壹千參百貳拾九圓拾參錢壹厘　什器並參考品賣却損金
金八百參拾九圓八拾五錢七厘　染原料品賣却換算損金
金壹千百拾八圓六錢四厘　手織機四十臺見積缺損金
金四百貳拾九圓六拾錢參厘　職工養成費損金

右處分案決議の上は本年上半期の計算に編入し決算を爲すものとす。

なほ處分案提出について田中取締役の說明は次の如くである。（明治二十七年七月十四日臨時株主總會錄事より）

（取締役、田中源太郎）聊か本案を發したる理由を述べん。此處分案を取締役會に於て議決し、之を監査役に廻し其意見を問ひたるに皆同意なりし、斯くの如く處分案を作りたるに付ては、差益金の生じたる次第を述ぶる事にせん。地所賣却に付差益金の生じたるは、昨二十六年下半季決算報告をなす時一寸概略申上げ置きたるが、又其前財產整理案を出したる際に、會社の所有に係る不用

の地所卽ち南禪寺町にあるもの、及會社地尻に在るものを一坪壹圓五拾錢にて賣却しても宜しとの決議を得て、其後之を一坪に付壹圓七拾錢餘の割を以て賣却せり。尤も壹圓七拾錢餘の內にて紹介手數料其他の諸入費を引去り、右の利益金を得たる次第なり。就ては此地所賣却より生じたる利益金は、現在會社所有の地所代價缺損に宛つべき筈なるも、會社の有する地所としては現在會社の建設しある地所のみにて其他に之れなきなり。而して此地所は宜しき土地にして、實際の賣買代價は換算代價よりは其上に在りて十分其價格を具ふるを以て、別に缺損金として之れに充つるの必要を見ざるなり。又此利益は營業上より得たるものにあらざるを以て、營業上の利益と同樣に處分すべきものにあらずと考ふるが故に、之を臨時議案として提出したる所以なり。依て何か損失したるものあれば、此際此差益金を以て償却するを適當と考へり。然るに茲に償却し置けば可なるもの卽ち內譯の四項を得たり。第一、什器並參考品に於て損失あり、什器は椅子等にて最初調製の時よりは損傷せり。參考品としては見本の爲め當時佛蘭西より買求めたるものなど、其價も高ければ今之れを賣却するには價格を落さゝるべからず、其物品の或幾部分を現在の代價を以て賣却し、其殘りの分は現在の代價に落さざるべからず。賣却損金と認めあるも悉皆賣却したるにはあらず、其內の幾部分を賣り其の他は價格を下げたるものなり。又染原料品賣却換算損金の事なるが、染原料は最初佛蘭西等より購入したるものが今尙ほ殘れり。然るに今日は安價に出來るを以て是亦原價を守る譯にゆかず、現在代價の割合に格下げなしたるものなり。其次の手織機械は最初京都地方には澤山にありしが、當時壹臺に八拾圓を要せしものも、現今は四拾圓之れなきが爲め、之を作るに代價は高く付けり、現に手織機の倉入れしたるものあるが、是れ目下汽織機を主として使用すにて出來る事となれり。

る爲めに倉に仕舞置けり。併し原價の高き儘見積りて仕舞置く譯にゆかざるを以て其缺損を見積りたるものなり。末項の職工養成費損金は、既に今日迄に支出したるものにして、之を償却する事になせり。當會社資產中に於て損失せるものは全く右の四項にして、是れだけは此際營業上より得たるものにあらざる、所謂臨時收入の地所賣却差益金を以て、補塡せられん事を希ひ茲に提案したる次第なり。

繻子の名稱を改む、 當社製織の繻子の名稱は、從來單に南京繻子と唱へて來たが、南京の二字を冠するは如何との議出で、種々評議の結果都繻子と稱する事に決定した。

六、明治二十八年

業況、 前年來沈滯せる一般商況も、戰捷の餘響により大に活況を示し、織物類の如きは實に近年稀なる盛況を呈した。殊に本社汽織機製品中の都朱子及び色朱子は、第四回內國勸業博覽會において進步一等賞を受領し、以來益々世上の好評を博し、多量の注文に接し、製產額は著しく增加した。然し原糸の暴騰により收益は幾分低下を免れなかつた。

汽織機壹百臺增設決議、 さきに增設に着手せる汽織機五拾八臺は、一月二十日を以て全部竣工した。さらに一月十四日の臨時株主總會において汽織機壹百臺增設の件を決議した。右議案並に田中取締役の說明左の如し（總會錄事より）

一、汽織機壹百臺增設ノ件

理由、日下紋羽二重外國輸出ノ見込ヲ以テ、内外商ヨリ陸續注文有之、依テ汽織機拾臺ヲ以テ製織セシニ頗ル好評ヲ博シ、追々約束申込アリ、到底當今ノ機數ニテハ其約束ニ應ズル能ハザルノミナラズ、後來ニ於テ充分見込有之モノト認メタルニ依リ、營業資金ノ内ヲ以テ本社機械部ニ於テ製造シ、漸時壹百臺ヲ增設セントス、是本案ヲ提出スル所以ナリ。

（取締役、田中源太郎）此の汽織機增設の事は大低理由書にあります通り、當時紋羽二重の賣行頗る宜し、依て目下汽織機の内十臺を以て織出せしに、彼方此方より注文あり米國よりも申込あれば、百臺位は賣行に困難する事は萬なからん。現今の有樣にては一時計りのものとも思はれませぬ、又尤も百臺を一時に出來するにはあらず、先づ家屋だけは百臺を据付け得らるゝものを現織工場の東方に地所も澤山あれば、爰に一棟を建築し、機械は必要に應じ漸次當會社の機械部に於て製造する見込であります。爰に繻子用の汽織機製造は、此頃に至り大方製造を終りました。故に機は追々に此機械部にて製造し、固定資本に組込む積りであります。只今流通資本も僅かは借入るゝも餘り多からず、製品賣行宜しければ左程借入るゝにも及ふまじ。機百臺出來上れば少しは借入を要すれども、此の增設に付き要する費額は、凡參萬四五千圓にて家屋機械も出來する見込、二年三年の間に漸次に製造すれば、左迄借入るゝには及ばぬと思ひます。尤も賣行多ければ一年位にて出來するやも計られず、左すれば借入を要するも工業經濟には却て利益と思ひます。

都繻子進歩一等賞受領、第四回内國勸業博覽會に出品の都繻子は、審査の結果進歩一等賞を受領した。當時の織物界において拔群の名譽賞牌にして、特に七月十四日の株主總會席上田中取締役は之を披露し、爾來數年間都繻子はこの進歩一等賞受領のことを表示した。

第四回内國勸業博覽會褒賞證

京都上京區吉田町

絹綿繻子　京都織物株式會社

原絲ヲ精撰シテ織文能ク整ヒ工作ニ注意シテ趣味色澤兩ナガラ完シ實ニ近來無比ノ絕品タリ販路漸ク廣マリ製額隨テ增シ以テ今日ノ隆盛ヲ致ス決シテ偶然ニアラズ其外品ノ輸入ヲ防グノ功豈ニ尠少ナラランヤ

審査官

進歩一等

鳥居喜兵衞

森山芳平

佐々木清七

飯田新七

平田專太郎

審査部長　正六位　平賀義美

審査總長　正四位勳四等　前田正名

前記ノ薦告ヲ領シ茲ニ賞牌ヲ授與ス

正三位勳二等　九鬼隆一

明治二十八年七月十一日

總裁　大勳位　彰仁親王

特約販賣契約、製品販路擴張のため、一月五日東京曾和嘉一郎商店を以て本社の代理店となす事に約定、また同日都繻子特約販賣店滿期に付、更に京都大阪の兩市において伊庭喜兵衞商店外六店と特約販賣を約定、次いで二月二十三日東京洋反物問屋組合十九店と都繻子の特約販賣を契約した。

「都繻子特約に就て」（曾和嘉一郎氏談）

都繻子は南京繻子と云ひ、洋繻子であるが「南京」と云はねば賣れませんでした。從前は上海を通過して輸入されたものですが、輸入品は高級品で一碼壹圓といふ高價でありましたが、耳付きでないためも一つ賣れません。初め桐生織物會社が生産し、織姫繻子と稱して吳服屋を特約店として賣出し、次に京都織物會社が生産されました。最初は舶來幅で、製織とともに取引先の開拓に苦心せられ、私は洋反物屋に特約を仲介すべく、包裝を改善するとともに、知人竹內房次郎氏に之を話し、同氏も大に尽旋し東京洋反物問屋組合十九軒が會合の際、交渉すると幸にして快諾してくれました。洋反物問屋はその頃モスリン組合を結成し、輸入品はすべてこの組合が取扱つてゐました。そこで都繻子の幅を九寸に改め、いよ〳〵賣り出しましたが、大に實物宣傳に努力し、花見の頃には「京都織物會社製日本一の繻子」と銘打つて、通行の婦人に見本を與へたりしました。その後盛んに賣れ、遂に取扱店間の奪ひ合ひ品となりました。社長の澁澤さんは洋反物問屋十九軒を、京都織物會社社長の名を以て葭町の料亭に招待せられ大に歡待し、澁澤社長は一々盃を受けに廻り、ついでに「銀行の方もよろしく」と如才ない接待ぶりでした。會

社創業十年祝ひの時（明治二十九年）モスリン組合から時計を寄附しました。（現在當社應接室に在る大柱時計）、會社では組合員全部を京都に招待、吉富を宿とし祇園館の祝賀式に列席後、京都市內をはじめ大阪、奈良方面へ案內されました。

七、明治二十九年

業況、昨秋來商況旺盛により、原糸の價格暴騰が豫想されてゐたところ、二月頃に至り海外商況不振のため、却つて暴落を來たした。當社製品仕掛物及原料は、何れも糸價騰貴時代に購入せる關係上その影響を免れず、收益減少を憂慮し、販路の擴張と增產を圖つた結果事なきを得た。

增資、一月十四日臨時株主總會を開き倍額增資を可決。次に定款改正、重役報酬の改正別途積立金より金貳千百圓を支出し、金六百圓を以て臨時修繕費に充て、金壹千五百圓を以て創立十年式の費用を支辨すること、營業資金として極度金拾八萬圓まで一時借入金をなすこと等を議決した。**增資方法**は左の如く、五月二十日新株式第一回四分ノ一拂込を了し、**同日登記**を受けた。

增資方法

第一、當會社資本金ヲ增額シテ金九拾萬圓卽チ九千株ヲ募集スル事

第二、增株募集方法及株金拂込期限ヲ定ムル事

一、明治二十九年三月三日現在株主ハ其所有株式一個ニ付增株一個ヲ引受クルノ權利アル事

二、二十九年三月三日現在株主ハ同年三月十五日マデニ增株一個ニ付金貳圓五拾錢ノ證據金ヲ添ヘテ其引受株數ヲ申込ムベキ事

但同日マデニ申込マザル株主ハ之ヲ棄權者ト認定シ其株式ハ取締役會ノ決議ヲ以テ他ニ其引受人ヲ定メ處分スベシ

三、右申込書式及申込箇所等ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ更ニ株主ニ通知スベキ事

四、增株拂込金ニ對スル利益金配當ハ其拂込ミタル月ヨリ月割計算ヲ以テ仕拂フベキ事

但證據金ニハ配當ヲ附セザルモノトス

五、增株第一回拂込ハ一株ニ付金拾貳圓五拾錢（證據金差繰キ）宛ヲ會社ノ通告シタル期日ニ拂込ヲ爲スベキ事

六、增株引受主ニシテ第一回拂込金ヲ怠リ公賣ノ處分ヲ受ケタルトキハ違約料トシテ證據金ハ沒收シ會社ノ收入ト爲スモノトス

創立拾年記念祝賀式、五月五日は當社創立十年に相當するを以て、當地官衙長官名譽職株主一同重要取引先を京都市議事堂に招待し、會長澁澤男爵の司會にて記念式典を擧行、京都府知事山田信道氏及前田正名氏、濱岡商工會議所會頭の祝辭あり。終つて花見小路祇園館に於て一大祝賀宴を催した。餘興として川上一座の壯士劇二幕祇園校書の歌舞數番があつた。當日來賓一同に會社前景を織出せる絹卷手巾壹枚宛を贈呈した。

濱岡商工會議所會頭祝辭（明治二十九年五月卅日發行會議所月報掲載）

國家ノ富强ハ產業ノ振作ニ基キ產業ノ振作ハ當業者ノ奮勵如何ニ在リ然ラバ則チ京都織物株式會社ノ如キ實ニ國家ニ對スル職責ヲ盡セルモノト謂フベキカ回顧スレバ維新草創ノ際國造ノ將ニ改鑄セラレントスルヤ國家百端ノ事一ニ衰敗壞殘ニ委シ產業振作ノ如キ亦殆ンド設クモノナキニ至レリ此ノ時ニ當リテ故槇村君牧民ノ職ニ在リ夙ニ意ヲ實業ノ振作ニ注キ就中力ヲ織物業ノ改良ニ致ス最モ重ク則チ織殿ヲ設ケテ或ハ泰西最新ノ機械ヲ購入シ或ハ卓技老練ノ技師ヲ傭聘シ孜々トシテ機業ノ發達改良ヲ之レ促ス然リ而シテ京都織物株式會社ハ實ニ此ノ織殿ガ生長發育セシモノニシテ規模ノ宏壯ナル組織ノ完全ナル優ニ泰西幾多ノ織物工場ヲ凌ヒテ出藍ノ發達ヲ爲ス加之ナラズ內地ニ在テハ夙ニ機業ニ向テ幾多ノ好模範ヲ垂レ現ニ京都幾千ノ機業家ガ卒先シテ「ジヤカード」新式ノ織機ヲ使用シ以テ精巧優艷ノ聲譽ヲ博スルカ如キ假令古來織物ノ本場トシテ特別ノ發達ヲ釀成シ來リシ結果ナリトハ謂ヘ織殿以來織業好模範ノ餘賜タラズンバアラズ今ヤ織物會社創立以來年ヲ經ル十閱年社業益々隆昌ノ域ニ達シ茲ニ本日ヲトシテ十年記念ノ盛式ヲ擧行セラルヽニ至ル豈ニ夫レ祝セザルヲ得ンヤ噫外ニハ年々外品ノ輸入ヲ防遏シ內ニハ卒先範ヲ各地ニ垂レ十年一日ノ如ク孜々トシテ倦マス佶々トシテ怠ラズ好ク創業ノ至難ヲ忍ンデ以テ今日ノ盛隆ヲ來ス役員ノ精勵株主ノ忍耐亦多カラズヤ不肖招カレテ此ノ盛式ニ列ス欣幸何ゾ堪ヘン乃チ蕪辭ヲ呈シテ我國機業ノ爲メニ謝シ益々社運ノ隆盛ナラン事ヲ祈ル。

京都商工會議所

會頭　濱岡光哲

重役社員其他使用人は、中村樓において一大祝宴を催し、職工一同に對しては會社構内において擧式、會長澁澤男爵並に前田正名翁の祝辭あり、記念末廣を分ち、尚ほ有功職工には特製記念木杯壹個宛、其他には普通記念木杯壹個宛を分配し、鄭重なる折詰及び酒菓子を饗し、一大園遊會を催した。

八、明治三十年

業況、前期財界恐慌の餘響を受けて商況活潑ならず、殊に下半期に入り深刻を極めた。當社製品は販路擴張の結果、增設機械全部を運轉して注文に應じ、製產額は增加したが、世況に追隨して、製產數量增加の割合に收益は伴はなかつた。

船阪社員佛國へ差遣、二月六日織染再整技術研究の爲め、社員船阪八郎氏を佛國に差遣した。(三十二年十二月十四日歸朝)

第一期業績概表

年度別	期別	資本金	拂込資本金	諸積立金	收入	支出	利益金	株主配當率
		円	円	円	円	円	円	
明治廿一年上半期	一期	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二、八七四	一四、九九九	二、二五二	三、八四八	
同下半期	二期	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇		一七、七二九	一三、〇一二	四、七七	

明治三十年下半期 貸借對照表

負債之部

同	廿二年上半期	三期	五〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	六、三四七	一八、八〇〇	一四、九三	三、八七七	—
同	下半期	四期	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇、三五	二五、六九二	二〇、一〇六	五、四八五	—
同	廿三年上半期	五期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一四、七八三	三九、二六七	四三、〇一〇	(損)三、七四三	—
同	下半期	六期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	三三、一〇三	四七、七八〇	五四、一四七	(損)六、三六七	—
同	廿四年上半期	七期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	六、八三六	四九、一〇一七	五四、六六六	(損)五、六四九	—
同	下半期	八期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一、一八六	六一、九六五	五九、〇六五	二、八九九	—
同	廿五年上半期	九期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一、一八六	七二、七六六	六七、〇九二	五、六四三	〇・一五
同	下半期	十期	四九四、二五〇	四四四、二二五	四、六八五、二五五	八五、七七	七六、二〇七	九、五一九	〇・二〇
同	廿六年上半期	十一期	四九四、二五〇	四四四、二二五	四、八五二、八二五	八九、九二五	八二、五九九	七、三二六	〇・一三
同	下半期	十二期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四、八五七、五七	八、八九二	五、八九二	一六、四五二	〇・三〇
同	廿七年上半期	十三期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	八、三九二	一三、二九一	二四、二五八	〇・八〇
同	下半期	十四期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一二、一〇〇	一四〇、六〇七	三〇、三七三	〇・八〇
同	廿八年上半期	十五期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	一八、一三五	一三〇、九九九	三〇、八八〇	一・〇〇
同	下半期	十六期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	二五、三五〇	一七、六三七	三五、九七七	一・〇〇
同	廿九年上半期	十七期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	二三、四三〇	二三七、九四七	二〇六、三三七	三一、六一〇	一・〇〇
同	下半期	十八期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	二三、四三〇	二三七、九四七	二〇六、三三七	四一、二四八〇	一・二〇
同	三十年上半期	十九期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	二七、一二七	二七九、一二七	二三六、八三四	四二、三三三	一・二〇
同	下半期	二十期	五〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	三四〇、一八〇	三四〇、一八〇	二九六、四〇五	四三、七四四	一・二〇

株金	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
準備積立金	三一、五〇〇、〇〇〇
別途積立金	一四、五〇〇、〇〇〇
假受金	四、五三二、一九〇
掛買勘定	一、三一八、一四三
仕拂手形	一二、七六〇、〇〇〇
寄託金	八、五一三、九四六
前期繰越金	一、五〇四、九五九
純益金	四三、七七四、九一〇
合計	一、〇一八、四〇四、一四八

資産之部

拂込未濟株金	三三七、五〇〇、〇〇〇
地所家屋機械	四二一、七五一、六七一
什器並參考品	三、九〇七、六八五
製品現在高	三五、二一八、三八三
原料品現在高	九六、八三七、九二九
石炭現在高	一、一八一、三〇八
工場仕掛物	四六、九四〇、一九五
掛賣勘定	二四、〇〇五、四六〇
假出金	七、一一六、七四七
第三工場增設假出金	二七、〇五四、三九一
受取手形	三、八七〇、〇〇〇
有價證券	三、九五六、二五〇
各銀行預ケ金	四、二七〇、二二〇
貯蓄銀行預ケ金	四、五五七、六九六
現金有高	二三六、二一三
合計	一、〇一八、四〇四、一四八

第二節　第二期（明治三十一年より同四十年に至る）

日清戰後の財界好況は三十年に入り、早くも反動期に轉じ三十四年に至つて恐慌狀態を示し、業界は不振を續け、當社はこの間大に不況と戰つたが、三十七年日露の開戰は財界に衝動を與へ、當社も亦業績上影響を受け、上半期は配當率五分二厘に低下するのやむなきに至つた。然し我が海陸兩軍の大捷に熱狂的景氣を出現し、當社もこの好調に乘つて、三十八年九重織物株式會社を合併し、資本金を百五萬圓とし、次いで四十年に入り百四拾五萬圓を增資、資本金貳百五拾萬圓となすことを決議した。

一、明治三十一年

業況、引續く商況不振裡に經過したが、之に反し原糸その他日需の石炭工產品等は騰貴一方にて、機業者は頗る困難の時期であつた。九十月頃より金融やゝ緩和し、米價の暴落とゝもに諸物價も漸次低落の傾向を示したが、當社の如き製造者に在つては、却つて製品捌口の澁滯となり、且つ原糸は時に昂騰の狀勢にあつたので、極力製品の運轉を圓滑ならしむべく圖つた。然し世上の大勢如何ともする能はず當年を終つた。損益計算において多少の收益を見たのは、實に僥倖といふべきであつた。

二、明治三十二年

業況、一兩年來の不況未だ回復に至らず、益々販路の閉塞を來したが、原料生糸は日一日昂騰せるを以て、機業家の困窮はその極に達し、當社の如きも機業收益は殆ど見るを得ず、延ひて撚糸染物再整も西陣地方不味の景況に伴ふて、豫期の成績を擧げ得なかつた。後期に入り世上一般商勢回復の觀あり、當社製品も澁滯することなく、生糸は七八月の頃、又綿糸は昨年關稅改正前買約せるため、常に低廉の原料を使用し得たが、その製品の多くは內地需要の品種であつたから、製品の格上をなす能はず、自然收益を伴はなかつた。染

物再整撚糸において相當の利益あり、これによりてやゝ償ふことを得た。

三、明治三十三年

業況、前期の商勢を受け、好轉を期待されたが、貿易の逆勢著しく金利次第に昂騰し、從つて物價の下落となり、財界の狀勢險惡の兆を示す折柄、六月に入り北淸事變の發生あり、不況は一段と深刻化した。生糸の輸出は漸く減じ、價格は昨年の最高時代に比し殆ど四割の下落に當り、これがため昨年來持ち越たる原糸は多少の損失を免れず、當社製品も大勢の赴くところ、遂にその價格を引下ぐるの餘儀なきに至り、著しく利益を減じたが、幸に染物再整撚糸の利益によつてこれを償ひ得た。後期に入り當社事業の內部的整備に努力し、且つ職工の增募並に新得意先開拓等、積極的に活動するところあり、商況不振原料生糸の低落ありしに拘らず、相當の價格を保ちて賣捌くことを得た。就中都繻子の如きは再度の値上げをなしたるも好賣行を見、時に品不足を呈する狀態であつた。かくて前期に比し五割以上の利益を計上し得たが、內部整理にこれを充當したので、決算上においては僅々の利益增加に止まつた。

田中源太郎氏取締役會長就任、三月十二日專務取締役辻川新三郎氏專務を辭任し、取締

役互選を以て田中源太郎氏專務取締役に就任。また七月十四日取締役會長澁澤榮一氏會長辭任につき、取締役の互選を以て田中源太郎氏取締役會長に、渡邊伊之助氏專務取締役に就任した。

京都織物合資の汽織機購入、四月三十日京都織物合資會社（佐々木藤次郎氏吉川庄兵衞氏等經營）より汽織機弐拾臺準備機械七臺を金五千九百圓で購入した。

四、明治三十四年

業況、昨年來の方針により內部諸般の改良整理を專らにするとゝもに、外は業務の擴張を圖りつゝあつたが、一二月頃より財界の不況は先づ關東地方に起り、三月にいたり九州四國、四五月頃に及び京阪地方に波及し、遂に全國的一大恐慌となつた。ために販路殆ど杜絶し、加ふるに金融梗塞により商工業者は全く營業休止の狀態に陷つた。然るに原料生糸は却つて反對の趨勢を示し、四五月頃より漸騰、內地向製造機業者は近年無比の窮狀に陷つた。當社も尠からざる影響を受けたが、豫て海外輸出の途を開くの目的を以て、兩三年前より後染朱子の製織を始め染色整理に成功し、東洋緞子と名付けて支那に販路を求めたるところ、幸ひに製品の賣行漸次增加し來れると、原料絹綿糸の購入にその機を得、再

整、撚糸において三四月頃僅に好況時あり、製品及原料價格に多少の損失を見たるも、總決算において些少の收益を見るを得た。

五、明治三十五年

業況、經濟界恐慌の後を受け一般の商況は一層不振に陷り、加ふるに對支輸出の最盛期たる三月中旬において銀貨の下落あり、輸出全く杜絶せしが、試驗中の「シホン」其他の新製品を印度並に歐米市場向に試賣せしに幸に好評を博し、製品は一時不足を告ぐるに至つた。後期に入り農作不良は都鄙一般の購買力を阻み、內地向は更に不振に陷り、染物再整撚糸部の收益亦減少したが、一面英米支那向輸出織物は、當社數年來の努力大に效果を奏し、續々注文を受け入れ、世上一般不況深刻を卿ちつゝある際、若干の收益を計上し得た。

六、明治三十六年

業況、一般商況依然沈衰し、五月大阪に第五回内國勸業博覽會の開設ありしも、市場の人氣を引立つるに至らず、之に反し原料生糸は益々高調を唱へ、又綿糸の如きは前期に比し二三割方の騰貴を示し、後期に入るもその勢を緩めず、僅に十一十二月において低落を見た。原料糸昂騰斯の如きを以て、全く採算不引合となり、多數機業家の休業を見たるため、當社兼業たる撚糸染物再整部もその收入著しく減少のやむなきに至つた。ひとりこの間支那朝鮮並に歐米向輸販品は好況を呈し、豫想の結果を得たので、引續き收益を計上し得た。

七、明治三十七年

業況、前年下半期以來、經濟界を疑懼の境に陷らしめたる日露の外交事件は、遂に二月の初め斷絶となり、尋で宣戰の大詔が渙發せられた。時局重大に鑑み當社營業の如きも最早緊縮の他に良策なきを認め、製造方針を專ら注文品に止め、工場經濟を時宜に適せしむべく努力した。同業者の方針も大同小異なれば、當社の副業たる撚糸染物再整等において も、外來の注文著減し、收益上さらに一段の不結果を加へた。皇國陸海軍連捷の快報を入れて、三月以來支那朝鮮方面より輸出品の注文を受入れ、又羽二重輸出の好況に伴ひ、歐

米向薄絹物の輸販をなし得た。後期に入り皇軍は海陸ともに連戰連捷、その勇武は世界各國を驚嘆せしめた。內に在りては農作の豐穰、生糸貿易の好況等すべて景氣發展の動機を藏したが、戰局の前途を顧慮して一般に堅忍持久を唱へ、節約勤勉以て軍國の資に供し、その後援を完ふせんことを期したので、軍需品關係商工業以外は、終に不景氣を回復するに至らなかつた。加之期末において織物課稅の議あり、既成品にも課稅せらるゝに至らんとするや、斯業界は一大衝動を受けた。幸にして當社輸出品は英米各地の景氣良好と、爲替相場の順調に伴ひ豫期の成績を擧げ得た。

八、明治三十八年

業況、織物課稅の範圍が既製品にまで及ばんとするにいたり、同業者は大に恐慌を來たし、これ等善後策のため同業團體の成立となり、その代表者と政府當局者と交涉の結果、漸く一月末現在既製品の數量と課稅金額を豫定し、その納稅を織物販賣業者の請負負擔に一任し、新稅は二月一日より實施せらるゝことに決定した。こゝにおいて製造元に存留せる既製品は、一月末日までに總て販賣業者の手許に引取らるゝことゝなつたので、一般製造元に在りては全然藏さらへをなすの異觀を呈した。この一時的製品の大取引は、その數

量から見て尠くとも上半期取引高の七八割を充たしたと見られ、從つて爾後における取引は自然閑散に陷るべしと觀測せられたが、開戰以來製品は極度に手控へられてゐたので、この無稅品に對する思惑的取引は、端なくも商機の活動を誘致した。殊に旅順の陷落を始めとして、三月に入り奉天の大捷あり、空前無比の大勝利に人氣大に昂進し、實に絹業界も近年稀有の好況を見るに至つた。支那朝鮮をはじめ海外輸販品も亦爲替相場の順調と、戰捷の餘光により巨大の注文に接し、當社の設備を以てしてなほ此間に處するに不充分なるの感あらしめた。後期に入り九月上旬媾和條件が世人の豫期に反したゝめ、一時商工業界は氣勢頓挫せしも、外征の將士逐次凱旋し、祝賀歡迎氣分橫溢するや、商況亦漸次回復し、當社製品も豫期以上の賣行を見、又副業の撚糸再整においても斷えず活潑なる注文を以て充たされ、對支那朝鮮の商況も、空前的銀相場の高調に多量の注文に接した。この他兩三年前より一新販路として開拓せる、印度並に南洋方面に對する各種シホン類薄綾染等の新種製品は、技工愈々進捗し需要大に起り頗る好況を呈した。

九重織物株式會社合併、六月二十八日臨時株主總會を開き、九重織物株式會社と合併に關する契約の件、及び資本金拾五萬圓增加定款改正の件を決議した。九重織物株式會社は元紫野織物合資會社と稱し、明治二十九年發起、三十年設立せらる。合併のため新に九重

織物株式會社を設立して紫野織物合資會社の業務を繼承の上、當社に合併するに至つたのである。五月二十八日兩社は合併の目的を以て假契約書を作成し、相方代表者において署名交換した。假契約書は左の如し。

合併假契約書

今般京都織物株式會社（以下單ニ甲會社ト稱ス）ト九重織物株式會社（以下單ニ乙會社ト稱ス）ト合併ヲ爲スニ付兩會社代表者ハ左ノ各項ヲ締約ス

第一條　乙會社ノ資產負債全部ヲ以テ之ヲ甲會社ニ合併ス但シ其純財產ハ其評定當時ニ於テ少クトモ金拾五萬參千五百六拾圓ニ相當スルヲ要ス

第二條　甲會社ガ乙會社ヨリ引繼グヘキ財產價格ハ本年六月三十日ニ於テ兩會社ノ代表者之ヲ協定ス

第三條　七月一日以後ノ乙會社ノ損益ハ總テ合併後存續スル甲會社ニ歸スルモノトス

第四條　乙會社ノ總株主ハ乙會社ノ隱レタル債務併ニ其債權ノ瑕疵アルトキハ合併後存續スル甲會社ニ對シ連帶シテ其責ニ任ス

第五條　合併後ニ於テハ甲會社ノ株券（五拾圓券全額拂濟ノモノ）一株ヲ以テ乙會社ノ株券（五拾圓券全額拂濟ノモノ）一株ト引換交付スルモノトス

前項甲會社ノ增資株ニ對スル損益ハ七月一日ヲ以テ基點トス

第六條　合併決議ノ爲メニスル臨時株主總會ハ甲乙兩會社ニ於テ同日ニ開催スベシ

第七條　甲乙兩會社ノ臨時株主總會ニ於テ以上ノ條件ニ付何等ノ修正增減ナクシテ合併ヲ決議シタルトキハ此ノ假契約ヲ以テ直チニ本契約ト看做ス

以上各項ノ締約ノ眞正ナルヲ證センガ爲メ兩會社ノ代表者ハ同文正副二通ヲ作成シ署名捺印ノ上正本ハ京都織物株式會社ニ於テ副本ハ九重織物株式會社ニ於テ保有スルモノナリ

明治三十八年五月二十七日

京都織物株式會社專務取締役　渡邊伊之助

九重織物株式會社取締役社長　飯田政之助

臨時株主總會において合併の承認を得るや、六月三十日紫野織物合資會社より其登錄使用にかゝる九重繻子外三點の商標を讓受けて登錄を出願し、七月七日九重織物株式會社より合併に關する諸般の引繼を受け、當社紫野工場として營業を開始した。なほ合併に關する當社株主總會における田中會長の說明は左の如し。（總會錄事より）

（會長、田中源太郎）豫て御通知申上げて置きました通り、此度の臨時總會は九重織物株式會社と當會社と合併するに付ての議件でございます。此合併に付ての各條項は契約書に依りて御承知でもございましやうが一通り說明致します。此九重織物株式會社と云ふものは元紫野織物合資會社と唱へて居りましたものでありますが、更に九重織物株式會社を立てゝ、而して此會社が紫野織物合資

會社を引受けられて、以て當會社と合併する事になりましたのでございます。何故斯ふ云ふ事にしたかと云ふに、現今の法律上合資會社と株式會社と合併する事は出來ないのみならず、當會社は新株の未拂込もありまして、半數より拂込で居りませぬ、半數より拂込まぬ株式があるのに、新に他の會社と合併增資する事は出來ぬと云ふのが一の法律でございます。今一つの理由は、合資會社と株式會社と合併する事は法理上出來ぬ。故に九重織物株式會社と當會社とならば合併が出來るから、其實質は合資會社のものでも、更に株式會社として合併するが宜かろう、否そうせねばならぬと云ふのが理由でございます。

次に此合併案に付ては、別に何も理由を附して置きません。だが是は多年の話で同じ京都に同じ商品を製織するものが、相互に競爭するのは不利であるから、合併しては如何と云ふことは屢々重役の間にも話があり、又有志者間にも其說が起つて居りましたが、時機未だ到達せざりしものと見へ、今日迄延び延びになつて居りました。然るに幸ひ工業社會に於て有力なる方の口添を持ちまして、漸く此頃合併する事が出來た次第であります。是は別段理由を附する迄も無く皆樣御察しの通り、卽ち同じ土地で、同じ品物を製織する會社が、お互に競爭するのは不利益なりとして合併をする事になり、本日御苦勞を願ふた次第でございます。最も取締役總て同意でございまして、監査役、相談役にも同意を經て茲に提出した次第であります（下畧）

澁澤男取締役を辭任、男爵澁澤榮一氏は第一銀行の外すべての關係會社と關係を斷たれることゝなり、當社取締役も辭任を申出でられた。當社創業以來發起者として、重役とし

て將た會長として、多大の盡力を致された特別の關係あり、極力留任を懇請したが遂に及ばず、こゝにやむなく三十七年十二月三十一日を以て辭任せられたことゝし、三十八年一月二十四日株主總會にこの旨報告するところあり、株主總會は滿場一致の決議を以て、特に顧問又は相談役の名儀において、關係せらるゝよう重役に懇請方を一任した。

澁澤男相談役を承諾、株主總會の決議により、前取締役澁澤男に相談役たることを懇請せしにこれを承諾せられた。

九、明治三十九年

業況、内地絹織物商況は戰捷餘慶を受けて益々活況を呈し、本社並に紫野工場とも總員夜業を以て取引先の注文に應じたるも、なほ製品の不足を告ぐるの遺憾を見た。後期に入り好景氣はその根底を固くし、特に對外貿易品の輸販においては活潑なる狀勢を加へ、全く空前の好調に乘じ、成績愈々顯著なるものがあつた。

創立二十周年記念祝賀、五月五日は當社創立二十周年につき、記念として本社構内において職工祝賀大園遊會を催し、田中會長内貴取締役の挨拶及び萬歳三唱あり、十年以上勤續又はこれに相當する功勞者に記念品を頒つた。次いで五月十日は重要得意先、同十一日

會社取引出入先、十二日重役社員及使用人を中村樓に招待祝賀宴を催した。

增資、十一月十七日臨時株主總會を開き、當社資本金百四拾五萬圓を增資して貳百五拾萬圓となすこと、定款改正の件等を決議した。

資本金增加規定

一、明治四十年一月現在ノ新株ニ對スル株金全額拂込濟ノ上現在資本金百五萬圓ヲ增加シテ金貳百五拾萬圓トシ、其增加金百四拾五萬圓ヲ貳萬九千株（一株金五拾圓）ニ分チ現在株ト併セテ總數五萬株トス

二、增加資本金百四拾五萬圓
此ノ株數貳萬九千株

內
甲、金百五萬圓　此株數貳萬壹千株
右當會社明治四十年二月一日現在株主ニ對シ各其所有株式一株ニ付增加株式一株宛ヲ割當テ株金參面額ニテ募集ス

乙、金四拾萬圓　此株數八千株
右當會社ノ株主タルト否トニ拘ハラズ一般所望ノ人ヨリ株金額面以上ノ價格ヲ以テ募集ス
額面以上ノ申込ニ因テ得タル超過金ハ其ノ全部ヲ會社ノ準備積立金トス

三、明治四十年二月一日現在ノ株主ハ增加株引受申込書（二通）ニ證據金一株ニ付金貳圓五拾錢ヲ添

付シ明治四十年二月五日ヨリ十五日迄ニ會社又ハ會社ノ指定シタル代理店ニ提出スベシ、若シ此期間内ニ其手續ヲナサザリシ株主ハ增加株式引受ノ權利ヲ失ヒタルモノトス此場合ニ於テハ取締役ノ決議ヲ以テ更ニ其引受人ヲ定ム

四、額面以上ノ價格ヲ以テ一般ヨリ募集スル株式ノ應募者ハ明治四十年二月五日ヨリ十五日迄ノ間ニ於テ增加株引受申込書（二通）ニ其引受可キ株數及價格（株式券面金額ニ其以上引受ク可キ金額ヲ併算シタル高）ヲ附記シ證據金一株ニ付金貳圓五拾錢及其額面ヲ超エタル金額ヲ添付シ會社又ハ會社ノ指定シタル代理店ニ提出スベシ若シ此期間内ニ其引受申込高募集株數ニ滿タサルトキハ取締役ノ決議ヲ以テ更ニ其引受人ヲ定ムル

但シ價格ハ拾錢位ニ止ム

五、前項ノ申込ハ其引受價格ノ高キモノヨリ順次其引受人ヲ定ム

ノモノアル時ハ按分比例ニ依リ其引受人ヲ定ム

六、增加株式第壹回拂込ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ其拂込期日ハ明治四十年三月三十一日限リトス故ニ各引受人ハ右期日迄ニ曩ニ拂込タル證據金ヲ控除シタル殘額金拾圓ニ證據金領收證ヲ添ヘ會社又ハ會社ノ指定シタル代理店ヘ拂込ムベシ、若シ此拂込ヲ怠リタルトキハ商法ノ規定及當會社ノ定款ニ準據シテ處分シ且權利ヲ失ヒタル場合ニ於テハ證據金及額面以上ノ超過金ハ返戻セズ當會社ノ所得トス

七、增加株式ニ對スル株金全額拂込結了ニ至ル迄ハ增加株式ヲ新株ト稱ス

八、現在株及增加新株共其權利義務ハ均一トス

但シ損益勘定ハ既拂込金額ノ多寡ニ從フ

九、增加新株券ハ增加資本ニ係ル登記ヲ受ケタル後之ヲ發行ス

理由

資本金ノ增加ハ本社事業擴張ノ必要アルニ依ル其額面以上ヲ以テ一般ヨリ募集スルハ此際本社ノ基礎ヲ鞏固ニ爲サントスルニアリ

田中會長の增資說明（總會錄事より）

（會長、田中源太郎）議案は皆樣のお手許に廻しておきました通りであります。本社は幸に年々盛況に向ひまして昨年九重織物會社と合併後は倍々隆盛に赴き、製造品高も從つて多く販路も愈々確實になり、いつも注文に追はれ注文に應じ切れぬと言ふ有樣でございますから、當春以來既に其の必要に應じて成し得るだけは据付等の準備は充分に致しましたが、當春の思惑とは尙一層擴張せねばならぬ機運に達しましたから、爰に資本金を增加するの必要を感ずる事になりました。大體增資は現在の資本金を全部拂込濟の後でなければ出來ません事は、皆樣も御承知の通り商法に規定されてありますが、本社の現在資本金は九重と合併して百五萬圓で、其內川端の方に新株九千個に對し一株に五圓づゝ四萬五千圓の拂込未濟がありますが、是は來年一月十日に拂込の豫定でありますか

ら、是で全く拂込濟になります故、其上にて增資する考であります。左樣御承知の上で御評決を願ひます。議案はお手許に差上てありますから、細きことは御覽を願ひますことゝして朗讀を省きます。（議案は冊尾に附す）要する處は現在資本金百五萬圓を倍額貳百拾萬圓となし、尙將來擴張の見込に當て、更に四拾萬圓を增し貳百五拾萬圓卽百四拾五萬圓の增資で、其株數貳萬九千株其內百五萬圓は現在株式貳萬壹千株に對し一株に一枚づゝ割當て、殘り四拾萬圓卽ち八千株は一般の所望者に額面以上の價格を以て株式募集をなす案であります。此額面以上の價格を以て株式募集をなすことは日本人にても多くある例で、西洋各國では是を當然と認めて居ろそうです。これは其の差額の利益金を以て會社の基礎を鞏固ならしめ、會社の維持上尤も必要の方法で、申さば會社の爲め卽ち株主の爲め必要なことゝ考へて、此議案を作成しました譯であります。（下畧）

資本金增加規定第二項乙による額面以上の價格を以て募集すべき新株八千株に對しては、新聞紙上をもつて明治四十年二月十五日限り、證據金並に價格以上の超過金を附し引受申込方を一般に廣告したが、二月十五日までの申込人員は百五拾七名、この株數壹萬貳千貳百六拾七株、この超過金總計金拾萬七千百五拾七圓拾五錢であつた。これに對し資本金增加規定第五項に基き、引受價格の高きものより順次その引受人を定めた。募入最高超過金四拾圓拾錢、同最低七圓七拾錢、人員六拾名この株數八千株超過金合計八萬參千四百八拾四圓參拾五錢（平均超過金拾圓四拾參錢五厘强）にして、募入外れとなつた人員は九拾七

名この株數四千貳百六拾七株、超過金貳萬參千六百七拾貳圓八拾錢であつた。右額面超過金八萬參千四百八拾四圓參拾五錢は全部準備積立金に加算した。（資本金增加登記四十年五月十九日）

一〇、明治四十年

業況、前期初め株式界は狂的相場を出現したが、一月末二月の交にいたり形勢漸く一變し、終に暴落に次ぐに暴落を以てし、滔々として止まるところを知らず、ために堅實なる營業者もこの深淵中に捲込まれ、織物業の如きも全く商機の發展を見るに至らなかつた。當社多年の輸販主要地なる支那は、昨秋以來同地における不作飢饉、海外貿易の不振暴徒騷擾等によりて不況深刻化し、ために豫期の好果を得なかつた。これに反し歐米各地における織物界は好況を呈し、生糸は勿論綿糸の價格もともに暴騰し、餘勢さらに新糸豫約取引の上に保たるゝに至り、織物業者は一層收支不引合に陷つた。後期に入り內地向製品たる都九重の兩繻子その他一般製品は、七八月の交一時好況を呈し、相應の取引ありしも、十月に入り北米合衆國に起りし財界恐慌の餘波は歐大陸に及び、本邦生糸貿易に一大挫折を來たし、內外商界の恐怖心は都鄙を通じて人氣を沈靜せしめ、內地絹業界は殆ど取引途

絶のやむなきに至つた。又十月以後銅銀兩相場の急轉直下的暴落は、支那朝鮮兩國の輸販に多大の影響を與へた。

臨時慰勞金贈與決議、一月二十四日の臨時株主總會において、株主伊藤平三氏外二十二氏の提出にかゝる當社現任取締役、監査役、相談役、社員職工其他雇員一同へ臨時慰勞金贈與の件を決議した。右決議に基き二月三日重役社員職長以下一般職工及び雇員へ慰勞金を給與した。

臨時株主總會請求書

一、當會社現任取締役監査役相談役社員職工其他雇員諸氏一同へ臨時慰勞金贈呈ノ件

甲、慰勞金ハ其ノ金額ヲ參萬五千圓トシ別途積立金中ヨリ支出ス

乙、慰勞金贈呈ノ割合左ノ如シ

一金壹萬五千圓也　取締役監査役並相談役ニ對スル分

一金貳萬圓也　社員職工其他雇員一同ニ對スル分

計金參萬五千圓也

丙、前項慰勞金ノ各割當方ニ付取締役監査役及相談役ニ對スル分ハ之レヲ取締役會長ニ一任シ社員職工其他雇員ニ對スル分ハ之レヲ取締役ニ一任ス

理由

當社ハ創業以來既ニ二十年此間浮沈幾回時ニ株主ヲシテ危惧ノ思ニ堪ヘサラシムルコトアリシモ爾來業務著シク進歩整頓シ基礎愈擴張鞏固トナリ今ヤ進ンデ一大發展ヲ企圖スルニ至レリ顧フニ此ノ如キ好果ヲ見ルヲ得ルニ至リシモノ幾多ノ所因アルベキモ要スルニ多年熱心社務ニ從事セラルヽ上重役諸氏ノ指導宜シキヲ得タルト下社員職工其他雇員一同ノ日夕盡瘁セラレシ效果ニ外ナラズト信ズ是余輩ガ本案ヲ提出シ聊カ以テ當路諸氏ノ勞ヲ慰メ株主一同ヨリ感謝ノ微意ヲ表セント欲スル所以ナリ

右提出致候間特ニ臨時株主總會開催ノ上御評決相成度及請求候也

明治三十九年十二月三十日

京都織物株式會社株主

伊藤平三　平井仁兵衛　津田寅吉

津田榮太郎　荒木菊三郎　津田常七

下村忠兵衛　下村常次郎　西村清三郎

磯部喜助　中村半兵衛　宮本勇太郎

宮本松兵衛　野口安左衛門　上田勘兵衛

上田壽三　松居庄七　荒川傳七

六鹿清治　井上五郎兵衛　板倉清兵衛

板倉トヨ　伊庭喜兵衛

京都織物株式會社

取締役會長　田中源太郎殿

第二期業績概表

年度別	期別	資本金	拂込資本金	諸積立金	收入	支出	利益金	株主配當率
明治三十一年度上半期	二十一期	九〇〇、〇〇〇円	五六二、五〇〇円	五一、〇〇〇円	三五〇、〇二五円	三一二、九三九円	三七、〇八六円	一・〇〇割
同　下半期	二十二期	九〇〇、〇〇〇	五六二、五〇〇	五六、〇〇〇	三二七、八二二	三〇〇、六三二	二七、一八九	・七二
同　三十二年度上半期	二十三期	九〇〇、〇〇〇	五六二、五〇〇	六〇、〇〇〇	三五三、六七六	三二三、九六六	二九、七一〇	・八〇
同　下半期	二十四期	九〇〇、〇〇〇	五六二、五〇〇	六四、〇〇〇	三五八、九九七	三三一、六一九	二七、三七八	・七二
同　三十三年度上半期	二十五期	九〇〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	六八、〇〇〇	三九三、三一三	三六七、六〇四	二五、七〇九	・六六
同　下半期	二十六期	九〇〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	七一、〇〇〇	四三一、四七二	四〇一、五三一	二九、九四〇	・八〇
同　三十四年度上半期	二十七期	九〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	三八四、二六一	三六〇、三七二	二三、八八八	・六四
同　下半期	二十八期	九〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	七八、〇〇〇	三八三、六三八	三五〇、七六五	三二、八七三	・八〇
同　三十五年度上半期	二十九期	九〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	八三、〇〇〇	三六八、六八六	三四一、一〇八	二七、五七七	・七二
同　下半期	三十期	九〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	八七、〇〇〇	四二四、二二二	三九四、四〇〇	二九、八二二	・七二
同　三十六年度上半期	三十一期	九〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	九二、〇〇〇	四二五、二一三	三九四、五九三	三〇、六二〇	・七二
同　下半期	三十二期	九〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	九七、〇〇〇	四八八、三〇九	四五七、九九三	三〇、三一五	・七二
同　三十七年度上半期	三十三期	九〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	一〇二、〇〇〇	三四九、四六二	三三〇、三八一	一九、〇八〇	・五二
同　下半期	三十四期	九〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	四〇九、一二四	三八〇、五二六	二八、五九七	・六四
同　三十八年度上半期	三十五期	九〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	一〇九、〇〇〇	四五二、一五九	四〇九、〇一六	四三、一四二	一・〇〇
同　下半期	三十六期	一、〇五〇、〇〇〇	八七〇、〇〇〇	一一九、五六〇	六八四、六〇一	六一五、七八九	六八、八一二	一・二〇
同　三十九年度上半期	三十七期	一、〇五〇、〇〇〇	九一五、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	七八〇、六七三	六八六、七四三	九三、九三〇	一・四〇
同　下半期	三十八期	一、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇五、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	九四四、一一九	八二〇、四三四	一二三、六八四	二・〇〇

同　四十年度上半期	三十九期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二三五、四八四	一、〇一四、一〇一	九〇二、四三八	一一一、六六三	一・四〇
同　下半期	四十期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二五七、〇〇〇	九五六、八一三	九〇一、二五一	五五、五六二	・七〇

明治四十年下半期 貸借對照表

負債之部

株金	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
準備積立金	一七二、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	四五、〇〇〇、〇〇〇
機械消却準備積立金	四〇、〇〇〇、〇〇〇
假受金	五一、四〇五、〇八二
掛買勘定	三六、三八八、五〇〇
銀行勘定	一一〇、一七四、三五〇
仕拂手形勘定	五九、二七一、〇〇〇
前期繰越金	五、〇九七、〇一四
純益金	五五、五六二、一七五
合計	三、〇七四、八九八、一二一

資產之部

拂込未濟株金	一、〇八七、五〇〇、〇〇〇

地所家屋機械	九三四、〇三五、八七七
什器並參考品	七、四八一、五一九
製品現在高	三三四、六九八、〇四四
原料品現在高	三二五、五七九、〇五四
石炭現在高	三六二、一〇七
工場仕掛物	一五一、八八五、四〇二
掛賣未收入金	六八、二六四、一五〇
假出金	一四七、五五六、六七九
受取手形	六、〇〇〇、〇〇〇
現金	一一、五三五、二八九
合計	三、〇七四、八九八、一二一

第三節　第三期

（明治四十一年より大正六年に至る）

日露戰後財界の好況は四十年上半期初頭已に形勢一變、二月株式相場暴落に端を發し、生糸及び綿糸市價の一大暴落となり織物界は甚大なる打擊を受け、當社亦之が爲め販賣上の損失と手持品並に原料格下のため、上半期において八萬五千餘圓の損失を計上するのやむなきに至つた。以後財界容易に回復を見ずこの損金繰越をつゞけ、四十二年下半期において五分二厘の配當をなし、商況不振裡に六

分乃至七分二厘の配當を持續、大正三年下半期に入り歐洲大戰の勃發、生糸價格暴落のため仕掛品及び製品格下を行ひ、參萬四千餘圓の損失を計上した。五年に入り人氣次第に强含みとなり、當社業績も亦好轉し、六年にいたり財界の好調に、上半期一割四分、下半期一割六分の配當を實行した。

一、明治四十一年

業況、商況の不振は上半期を通じて全く回復を見ず、當社多方面の販路もために閉塞し、加ふるに主要原料たる生糸と綿糸の暴落は、昨年以後逐次その度を深くし、最高最低兩相場を比較せんか、生糸において四割、綿糸において三割の大巾下落を示した。之がため取引者の仕入心を抑遏し、同業者は製品の何程たるを問はず見切賣りをなすに至り、當社の如きも大勢上忍んでその艱に倣ふの止むなき立場となり、上期決算においては、これ等販賣上の損失と持越品並に原料の格下を行つた結果、遂に八萬五千七百餘圓の缺損を計上するに至つた。下半期に入り豐作と歐洲財界の順調、北米合衆國における大統領選擧後の好況を豫想せられたが、事實は必ずしも然らず、生糸取引價格の昂騰と相俟ち、八九月の交多少好況を呈せるも、やがて再び商況は沈靜に歸した。對支那並に印度方面においても、一般購買力萎微の傾向なきやを憂慮せしめたが、打續く凶僅に加ふるに銀塊の暴落は、著

しく需要を阻止し、輸販の途亦閉塞せるかの思ひあらしめ、結局僅少なる收益を計上、上半期損失の幾分かを補塡し得た。

二、明治四十二年

業況、支那印度その他海外における取引は、昨年下半期に比し幾分好轉し、相應の取引數量に達したが、價格においては寧ろ前期より低調であつた。内地向は上半期を通じて沈靜裡に推移した。下半期初頭空前の豐作と、外電の各國財界恢復の報道は、財界の好材料となり、且つ春繭原料の仕入取引は、價格の如何を問はず奪合的態度を呈し、生糸價格は強氣一點張にて、七八兩月においける織物仕入期には旺盛な取引を見るに至り、もはや數期間にわたる不況も、一掃せられたかの觀を呈した。然るに九月に入り稀有の豐作は、却つて米價大下落の因となり、歐米財界も未だ絹布取引に資する程度に恢復するに至らず、會々銀塊の低落は我が生糸貿易に暗影を投じ、終に生糸は百枚見當、絹布においては二三割の暴落を呈し、織物取引は全く停止の狀態に陷り、期末に入り幾分人氣落付き、且つ銀價並に糸價恢復の兆を呈したが、商機の發動を助長するに至らなかつた。

當社はこの間對支輸出の強化に努力した。從來對支輸出品は東洋緞子のみであつたが、

昨年來上海を中心として支那服飾界を視察研究せしめ、佛國よりの輸入品に對抗し、服地、錦綾華緞を創製し、彼地花柳界の好評を博し、その流行の尖端となつて逐年輸出の增大を見たので、これに應ずるため紋織力織機を增設した。

澁澤男相談役辭任、當社相談役男爵澁澤榮一氏は、關係事務を減省せらるゝことゝなり、六月六日相談役を辭任せられしを以て、七月二十六日の定時株主總會にこれを報告し、總會の決議を以て、深甚の謝意を表するとゝもに、記念品を贈呈した。

相談役辭任の報告（總會錄事より）、（會長、田中源太郎）次に御通知書中には別に書き現してはありませんが、澁澤男爵は創業以來委員となり取締役となり。又會長となり、さらに相談役として本社の爲めに御盡力下されましたことは、實に多大でありますが、先月に至り御自分の關係事務を減省せらるゝ事となり、當會社のみならず總ての關係事務を辭退せられました。獨り此會社のみならず總てを御辭退となりましたので、たつて御願ひ申上げてもお聽き入れなき事で、だめと思ひますから御請を致しました。夫れに付きましては後にて御相談を願ひ度事もありますれば、爰に一寸申述べて置きます。

（會長、田中源太郎）又前に一寸申述べましたが、別に議案は作りませんが、澁澤男爵の御辭退の事に付き、株主諸君に對しては自分が京都に出て創立したと云ふ樣な關係もある事ですから、別て諸君に宜敷御斷り申す樣にとの事にて、何か織物業に付き自分の手に叶ふ事なれば、役名はなけれど盡力はするとの事であります。併し兎に角相談役は辭退するとの事であります。就ては御承知の

如く不況の折柄なれば、とてもたいした事は出來ませんが、會社として聊か謝意を表するだけは致したいと存じます。役員一同の評議には屏風にても一双賜呈して是迄の謝意を表し、今後の御依頼を兼ね、株主一同より厚く御禮を申すことに致したいと思います。

三、明治四十三年

業況、内地商況は引續き沈靜、支那並に印度地方における取引は、銀相場の高調と相俟つて、二月の交より漸く繁忙を呈し、一時居殘り操業を行つて之に應じた。然しながら近來同業者間の競爭は日一日激甚を加へ、商況の底意も亦強靱ならず、安値本位となつたので、時に收益の相副はぬ遺憾を伴つた。下半期に入り米作減收を豫想し、米價の騰貴を見るや、幾分景氣擡頭せる如きも、一時的嗜好品の外は格別活潑なる取引を見ず、冬季に入り絹綿兩原料一時に暴騰し、内外とも相當多額の注文に接した。撚糸染色及整理の各加工部も盛況を呈し、しば〳〵夜業を以て需要に應じた。

四、明治四十四年

業況、前期末に偶發せる織物取引の好況は、一月末に至り早くも挫折し、啻に製品のみに止らず、生糸原料の如き亦その豫期に反し價格日々低落し、絹業界の人氣は益々不味に

陷つた。上半期には京都の眞宗各本山において宗祖の大遠忌式行はれ、事五十年に一度の大典に屬するので全國各地より多數の信者入洛したが、單に名山靈刹を賑はしたのみで、却つてこれ等信者が要したる出費は、織物の如き比較的忍び易き買物の手控へによつて、地方取引の不振を來たしたかの感あり、その他關稅改正を見越せる舶來織物の輸入、財界の不味、商況の萎縮に因し、少なからざる倒産者を出すの不幸を見た。蓋し取引の數量、需要限度等に何等留意せざる工業奬勵が、遂に同種製産の增加供給過多に赴かしめ、斯の如き窮狀に逢着せしめたものと見られ、甚だ遺憾とするところである。下半期に入り米價の高調、加ふるに米作豐穰の豫想に、人氣漸く恢復に向ひ、七八九の三ヶ月は相應の商内を見たが、前期以來京阪兩地に續出せる織物商店の破綻者、若くはその關係者の創痍未だ全く癒えざるものあり、しば〳〵取引者間に不安の念慮を抱かしめた。生糸相場は常に低位で活氣なく、七月には東京市沿岸に大海嘯、八月には東海道始め各地に大小の風水害あり、何れも地方景氣を不振ならしめ、同月末に至り多年勢力盛んなりし桂内閣辭し、西園寺公新内閣成立するや、こゝに財政緊縮の要朝野間に主張せられ、更に十月に入り支那に勃發せる革命の一大擾亂は、對支取引に大に影響を與へた。織物取引は斬新特種なものゝ外は、すべて目前の仕入取引のみにて何等見込商内を見ず、製品やゝもすれば滯積して價

格低落を辿り、ために同業者は終始畢常な苦心を費した。

五、大正元年

業況、前期に引續き諸物價昂騰、就中米價は愈々暴騰し、輸入は增進して財界に惡影響をもたらし、加ふるに支那の擾亂による同國の金融及び爲替の澁滯は、輸出品の趨向を變じ、當社の營業も可なりの影響を受けた。又印度方面の輸出は紋織朱子、琥珀の外シホン類の供給を主とするが、近來羽二重の輸出極めて悲況に陷つた結果、該生產地方機業者中薄絹の製造に換機するもの尠からず、而も粗製品を以て價格を競ふにいたり、ために製產過多となり、この方面の取引も漸次減少した。下半期に入り幾分景氣恢復の曙光を見んかと期待しつゝあつたが、七月二十日

明治天皇陛下御不例にあらせられ、上下臣民夜を徹し偏に御回春を祈願し奉つたが、七月三十日畏くも御崩御遊ばされし旨仰出され、上下慟哭、世を擧げて暗黑裡に滅盡し去るの思ひをなした。九月十三日御大葬儀擧行仰出され、國の內外を問はず哀悼服喪の至誠を盡した。國を擧げての悲痛に遭遇し、一般の人氣は沈淪、財界の不況甚しく、金融緊縮し、金利の暴騰停止するところを知らず、米價を始め諸物價の騰貴は、一般を生活難に陷らし

め、且つ期末にいたり端なくも起りし西園寺內閣の總辭職は、忽ちにして政界の大波瀾を捲起し、諒闇中更に一の不幸を併出したる觀あり。狀勢斯の如くであつたから、內地における當社普通品の取引は一般に伸力なく、對外取引國特に支那を始め、東洋一帶沿岸の商況は何れも平穩無事で、相當の取引を見たのは幸ひであつた。

六、大正二年

業況、上半期はなほ諒闇中に在り、大小の慶事、公私の祝典の如き、或は中止され或は延期せられ、一般商況依然沈靜を持續せしはもとより當然であるが、更に大風雨雪の天災および大小の火災等、幾多の悲慘事の出來事は、各その地方の人氣を萎縮せしこと少なからず、又前期以來政爭紛雜を極め、遂に東京市を始め各地に所謂燒打騷動を突發し、當市の如き亦餘燄を被るに至つた。山本內閣成立後漸く政界就緒の觀を呈したが、之がため一般人氣の銷沈は容易に恢復せず、五六兩月の交、多年不況であつた生地及び無地羽二重の兩取引活潑となりしも、一般の大勢は依然不振を極めた。下半期初期にゐいては、米作豐穰見越と諒闇明けの好況豫想せられ、一般織物界の取引頗る活況を呈したが、久しきにわたる旱魃は米作上憂ふべき結果を來たし、特に東北地方は氣候異變のため收穫皆無を告げ

又意外なる糸價の昂騰は製產不引合となり、ために擡頭せる斯業も忽ち挫折し、好況豫想外れによる生產過剩氣味は、遂に投賣の續出となり、幾多營業上警戒を要する者および整理者を出すに至つた。對外取引は印度に突發せる銀行界の破綻恐慌は、いたく取引を不振に陷らしめたが、支那各地の取引は相當の數量に上り、特に南京事件の落着及び支那共和國承認以後は、その良況を感ずるに至つた。

七、大正三年

業況、年初三ヶ月間は、春期に開催さるべき東京及び神戸の兩博覽會前景氣と、秋期に御擧行あらせらるべき御卽位御大典とを豫想し、相當の製造注文取引ありしも、一般金融界の否勢は前期に讓らず、且つ米價の暴落はいたく農家の購買力を減殺し、不景氣の根底牢乎たるを感ぜしめつゝある折柄、帝國議會における大官の收賄事件は政界の紛擾を誘發し、豫算の不成立となり、尋で內閣の總辭職となつた。而して三月末　畏くも

皇太后陛下　御不例の御事發表せられ、四月十一日終に崩御の悲報を拜するや、上下慟哭、國を擧げて再び諒闇中に哀悼の誠を表し奉つた。大隈伯大命を拜して內閣を組織し、頗る人心を更新するものありしも、財界の前途に對しては、益々一般の警戒を要し、四五

六月の三ヶ月を通じて不況裡に經過した。この間原料生糸の取引は一張一弛を免れなかつたが、通じて高調を以てしたので製絹業者を苦しめた。下半期に入り七月末墺塞二國の間に端なく砲火を開くや、局面俄然擴大して歐洲大戰となり、各國財界は一大衝動を受け、我が國唯一の輸販品たる生糸取引においては、價格三割以下の大暴落となり、殆ど當業者を死地に陷らしめ、加之稀有の豐作に原因せる米價の激落と相伴つて、全く農家をして困憊の極に至らしめ、商界の寂寥、人氣の銷沈、眞に言語に絕せんとし、期末にいたり政爭亦漸く激烈を加へ、議會の解散となり、政府豫算の不成立となる等、一層商界は不安に掩はれた。したがつて絹物取引の如き、暴落また暴落を重ね、市上爭ふて持品賣拔に急ぎ、注文を見ること少く、各地に倒產者破產者續出し、取引上頗る危險を感じ、拱手見送るの外策なき場合が多かつた。下期決算はこれがため仕掛品及び製品に對し精確なる格下換算を斷行し、貳萬六千七百九拾九圓餘の純損金を繰越した。

八、大正四年

業況、內地は新春早々可なりの好氣配で、相當の取引行はれ、三月にいたり懸案の帝國蠶糸會社が設立せられ、蠶糸業救濟を策せらるゝや、生糸をはじめ關係品の取引漸次活氣

づき、四月に入り染料價格の底止なき暴騰は、終に將來の製產にかゝる商品騰貴の必至を想はしめ、端なく各地問屋間に既製織物の買占的取引開始せられ、近年稀なる狂亂的商内を見た。當社の如きも短時日間に多額の製品を販出し、急にその補充製產に着手した。併し乍ら消費實力に因らない思惑的取引とて、やがて市上滯積品不捌の嘆聲を耳にし、相場亦低落、春期の活況は宛然泡沫的のものとなつた。對外取引は支那において初期相當の取引を見たが、日支交涉成行漸く困難となり、五月に入り交涉終決せるも、日貨排斥運動猛然として起り、當社輸販品は殆ど取引中止のやむなきに至つた。これに反し北米印度及び南洋各方面よりは、多種多額の注文あり好調を示した。下半期の取引も不振をつゞけ、七八兩月の如きその額は年々の七八掛程度であつた。蓋し春期における思惑的取引の反動とすべく、九十月に入り春秋兩蠶繭の不作、又歐洲蠶繭も減收の事實傳へられて蠶の取引を刺戟し價格も上昇した。一面本邦空前の輸出超過の豫報、金利の低落等は有價證券の暴騰、株式界の活況となり、次第に狂熱的好景氣を現出し、更に十一月に入り、畏くも御滯りなく、御卽位大禮を擧げさせらるゝや、上下扑舞、內外祝賀、國を擧げて一大奉祝萬歲の樂土と化し、破天荒の好人氣を呈し、絹業者も亦幸にこの好潮に乘ずるの悅びを得た。十二月に入り好勢一頓挫を見たが、一般人氣は依然強含みで、相當の取引注文を手にして下半

期を終つた。支那方面は銀價低落のため取引澁滯したが、十一月に入り銀塊の騰貴により漸次恢復し、東洋緞子の如きも相當の取引をなし、排貨の餘勢を受けた錦綾華緞、毛葛等の高級織物も、期半より再び取引の開始を見るに至つた。北米との取引は終始旺盛を示し、印度方面は上半期の取引比較的多量なりしため減少した。

春來本社が直接又は間接に御用命を拜受せし、御大典用各種の織物は、何れも御指定の日時前、滯りなく拜納し、幸に御採用の光榮に浴した。

九、大正五年

業況、生糸は昨年夏期における相場七百參四拾圓台であつたが、秋冬の頃より本年上半期にかけて一路高調を辿り、三月の交には壹千參百八拾圓の高値を唱へ、加ふるに開戰以來現品輸入停止の狀態にある亞仁林染料は相場愈々昂上し、將來製產される絹織物の騰貴を見越して、現在品の思惑仕入猛勢となり、終に一時藏浚へ的賣捌方をなすの盛觀を呈した。併し後半の四月に入るや、地方氣配不味を傳へ、生糸相場は逆勢となり、五月には最高相場に比し參百圓方低位に陷り、したがつて絹物相場も暴落する等、轉た盛衰冷熱の甚しきを驚嘆せしめた。六月に入り各地蠶繭の好收を傳へ、取引價格も近年無比の高唱へと

なり、再び關係地方人氣振興の端緒を得、商況幾分恢復の兆を見た。對外取引の景況は内地に比し一般に好況で、就中北米合衆國は歐洲開戰以來一大好況裡に在り、一般絹綿の需要は巨大に上り、當社の如きも益々設備の變更、機臺機具の增設に努力し、以て需要に應じたがなほその不足を感じた。支那方面は國内紛爭、財界の恐慌ありしも、相當數量の取引を見た。下半期に入り一般農家の購買力增加、絹綿糸價の昂騰、輸出の超過、金利の低落、株式界の活況、新事業の勃興等大に好氣配を示し、絹物類も都鄙を通じて近來稀なる賣行あり、當社はすでに輸販品に多數の豫約注文を手にしつゝあつたゝめ、時にこれ等内地取引の好機を逸することありしは、ひそかに遺憾とするところであつた。十二月十三日にいたり獨帝媾和說提唱の外電に、俄然好人氣は挫折したが、當社の營業上には別段の影響はなかつた。

一〇、大正六年

業況、獨逸國媾和提唱に因由した本邦人氣の不安は依然餘勢を存し、商界兎角不振沈靜の念に驅られ、二月以後獨國の無警告潛航艇戰の宣言、米獨の國交斷絶、英佛兩國の不必要品輸入禁止法發布、露國革命騷擾等の惡材料は、何れも貿易上大小の影響を及ぼし、或は生糸取引の頓挫となり、或は絹綿輸販減退を憂慮せしめたが、爾後英佛兩國禁輸程度幾分緩和せられ、又交戰狀態にある米國の絹綿需要は何等影響なきを見るにいたり、四月の交より景氣幾分恢復し、生糸貿易成行も亦順調となり、且つ内地における各月の輸出超過正貨充溢、事業勃興米價騰貴等、上下一般暴富的好氣配を來たし、加之偶々米國政界に唱へられた生糸及び絹帛輸入加稅問題は、端なく當業者間に現物見越取引を誘起し、終に極上等生糸にありては、實價壹千五百圓以上の高價を以て容易に取引せらるゝにいたり、この間綿糸も亦原綿暴騰需要激增の關係上、空前の高調を以て取引せられ、延ひて製絹業者も毎に先約注文に追はるゝの盛況であつた。對支商況は銀塊の高調とゝもに强固にその勢を保持した。下半期に入り絹綿兩糸界は益々活躍し、七月中旬生糸壹千七百五拾圓綿糸四百七拾圓の高値に吹き上げしも、幾くもなく變調を呈し、八月に入り綿糸の暴落相次ぎ、絹糸も次第に軟弱となり、月末羅馬法王の平和勸告と露國における單獨媾和熱促進の飛電は、株式界を始め諸取引に大頓挫大混亂を誘起し、加ふるに北米合衆國における金禁輸令の實施は、唯一の好得意先たる同國取引の將來に一大不安を加へ、九月に入り我が政府の發布した物價調節令は商勢を更に不勢に墜落せしめ、十月に入り生糸千貳百圓、綿糸貳百貳拾圓を破るの不況に達し、この間思惑取引の激甚なりし綿糸業者にあつては、大賈巨商

の倒産するものあり、百方救濟策の講ぜらるゝにいたり、やゝ小康を得、又一面生糸業者にあつても、對外輸販上一大結束の要を認め、横濱市に開催された製糸業者及び賣込問屋の大會において、生糸千參百圓賣止を決議實行する等により幾分人意を强めた。斯の如き原糸界の盛衰浮沈に伴ひ、當社製品輸販の景況も實に波瀾曲折を呈したが、對支及び南洋の取引は銀塊の高調と歐貨舶載杜絶のため、有利な取引をなし得た。北米合衆國取引は同國の參戰以來動もすれば曩日の盛況持續するか否かを疑はしめたが、偶々英國發布の絹布解禁は忽ちにして羽二重、クレープ等巨額の注文を發し來り、同業者をしてその應接に遑なからしむるの活氣を添え、且つ内地における絹帛賣行は、冬物荷開きの當時餘り高唱へなりしため、一頓挫を來たしたが、爾後値入の更新は活潑なる需要を喚起し、内外共に好氣配裡に下期を終つた。

第三期業績概表

年度別	期別	資本金	拂込資本金	諸積立金	收入	支出	利益金	株主配當率
明治四十一年度上半期	四十一期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二六三、五〇〇	六六六、三七一	七五二、〇八九	(損)八五、七一七	(損金繰越 八二・七九六)
同 下半期	四十二期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二六三、五〇〇	七〇一、五五五	六八一、〇〇三	二〇、五五一	(損金繰越 六二・二四四)
同 四十二年度上半期	四十三期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二六三、五〇〇	七五七、六九七	七二九、六六九	二八、〇二八	(損金繰越 三四・二一六)
同 下半期	四十四期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二六三、五〇〇	八三九、三七七	七六六、九四五	七二、四三二	剰 ・五二
同 四十三年度上半期	四十五期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二四〇、五〇〇	(別途積立金ヨリ二四、〇〇〇繰込) 九〇三、四八八	八三三、九七三	六九、五一四	・七二
同 下半期	四十六期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二五五、五〇〇	九三九、一五六	八六〇、八五〇	七八、三〇六	・七二
同 四十四年度上半期	四十七期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二七五、五〇〇	九四三、六七九	八七五、三九七	六八、二八二	・七二
同 下半期	四十八期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二九〇、五〇〇	八八八、九〇三	八三〇、七四五	五八、一五七	・六〇
大正元年度 上半期	四十九期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二四〇、五〇〇	八六九、四六五	八一五、八一六	五三、六四八	・六〇
同 下半期	五十期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	(機械代償却へ六五、〇〇〇繰込) 二五〇、五〇〇	八九二、七七七	八三四、九一七	五七、八五九	・六四
同 二年度 上半期	五十一期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二六〇、五〇〇	一、〇〇〇、九八九	九四三、二四三	五七、七四六	・六四
同 下半期	五十二期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二七〇、五〇〇	一、〇四一、〇四四	九八三、二九九	五七、七四四	・六四
同 三年度 上半期	五十三期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二八〇、五〇〇	一、〇九〇、九九三	一、〇三三、七六八	五七、二二四	・六四
同 下半期	五十四期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二九〇、五〇〇	八五五、〇四〇	八八九、六六四	(損)三四、六二四	(損金繰越 二六・七九九)
同 四年度 上半期	五十五期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二六三、七〇〇	九九八、〇七六	九四六、二七七	五一、七九八	・五〇
同 下半期	五十六期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二七六、〇〇〇	(別途積立金ヨリ二六、七九九繰込) 一、一三七、二六二	一、〇七二、三四三	六四、九一九	・七〇
同 五年度 上半期	五十七期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	二八六、〇〇〇	一、五五六、七六八	一、四六一、〇〇七	九五、七六一	・〇〇
同 下半期	五十八期	二、五〇〇、〇〇〇	一、四一二、五〇〇	三〇四、〇〇〇	一、七〇七、六四一	一、五八四、〇七六	一二三、五六四	・二〇
同 六年度 上半期	五十九期	二、五〇〇、〇〇〇	一、七七五、〇〇〇	三三一、〇〇〇	一、九五六、六一四	一、七九五、六六四	一六〇、九五〇	・四〇
同 下半期	六十期	二、五〇〇、〇〇〇	一、七七五、〇〇〇	三六四、五〇〇	二、四九二、四〇二	二、二八八、二三三	二〇四、一六八	・六〇

大正六年下半期 **貸借對照表**

負債之部

株金	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円
準備積立金	二五五、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	九七、〇〇〇、〇〇〇
使用人恩給準備金	五、〇〇〇、〇〇〇
工手扶助準備金	七、五〇〇、〇〇〇
假受金	一〇七、八一三、七七六
掛買勘定	二、五四六、六八〇
仕拂手形	三五六、六八四、三〇〇
前期繰越金	一三、〇四八、八三〇
當期純益金	二〇四、一六八、四二二
合計	三、五四八、七六二、〇〇八

資產之部

拂込未濟株金	七二五、〇〇〇、〇〇〇
地所家屋機械	一、三二〇、二八二、九九三
什器並ニ參考品	一四、〇一五、三八九

製品現在高	一九八、七八七、二〇九
原料品現在高	三六四、九一四、七七四
石炭現在高	七九一、〇三五
工場仕掛物	四一〇、五一八、三九七
掛賣未收入金	二六四、七三九、一九〇
假出金	五〇、三一九、六二五
受取手形	七七、一八七、六四〇
銀行勘定	三七、五一四、四一〇
現金	七四、九〇一、三四六
有價證券	九、七九〇、〇〇〇
合計	三、五四八、七六二、〇〇八

第四節　第四期　（大正七年より昭和二年に至る）

當期間は歐洲大戰後の財界好況を以て迎へ、七八兩年の熱狂的景氣に業界はまさに繚亂たる盛況を呈した。當社は實勢に鑑み根上工場大野工場を新設して規模を擴充し、八年十月資本金貳百五拾萬圓を增加して五百萬圓となすに決定、これを實行した。九年上半期に入り、財界空前の盛況は忽にして崩壞し、財界を擧げ

て一大混亂に陷り、爾後この波動は容易に收まらず、絹帛業界亦痛撃を受けたが、當社は已に自重しつゝこの間に處せるため、影響は比較的尠なかつた。十二年九月一日關東大震災勃發、當社東京銀座所有家屋の燒失、取引及び減價損失等直接間接の損失ありしも、全部これを補塡償却してなほ一割の配當をなした。昭和に入り二年春期における金融界大動亂等意外の發生あり、商況亦不振に陷つた。

一、大正七年

業況、三四月の交に入り原料生糸の適品減少と、内外絹帛需用の激増とは、日々商氣を昂進せしめ、生糸及び絹帛貿易は空前の盛況を呈した。當社多年の研究により好評を博せる佛蘭西縮緬ジョーゼット縮緬其他の類似織物は、取引極度の旺盛を示し、遂に下半期産額の大部分に向つても亦注文を受くるに至つた。この間たゞ對支取引のみ同國の政爭内亂のため往々不振であつた。下半期に入り英米兩國は勿論、印度並に南洋方面より受けたる注文は一時受入れ謝絶のやむなきにいたり、八九月の交には、既に明春二三月までの製産品に向つて、取引約定を締結するの盛況に達した。當春來米國絹帛製織半減説が傳へられたが、單に浮説にとゞまり、海外各地における商勢の活況は依然變化なく、クレープ及び羽二重類においては、實に前代未聞の高値取引をなし得た。十一月十一日過去五ヶ年の久

しきにわたれる中歐の大戰も、獨墺二國の降伏的休戰となり、世界平和の曙光に到達するや、一層の景氣來を豫想されたが、休戰條件の實行、平和會議進行の前途に對し、内外期せずして愼重の態度に出で、遂に新注文の頓挫となり、更に既約定品引取の延期又は取消を申込み來るもの相次ぎ、同業者中往々困惑者を出したが、當社においては幸に何等の影響なく、只管既約定品の完成引渡に努力した、次に對支各種輸販品の成行も終始好調を呈し、内地向製品の商況も概して好氣配裡に經過した。下半期における出來事としては、期初における西伯利亞出兵、各地における米騒動、十月に入り世界的流行性感冒の猖獗あり、前述十一月十一日の大戰休止は、戰時必需品の取扱業者に大打撃を與へた。當社製産にかゝる内地品は、特種品多きを以て別段責行上に滯滯を見るに至らなかつた。

根上、大野兩工場新設、織物界の實勢に鑑み、當社は織物工場として石川縣能美郡根上村字濱開發に根上工場を新設すべく、四月四日工場用敷地として畑六反七畝七歩を買得その登記をなし、次いで撚糸工場として六月十日福井縣大野郡大野町百字石阿彌陀に大野工場を新設すべく、工場用敷地として畑壹町貳畝貳拾五歩を買得その登記を了り、それ〳〵工事に着手し、根上工場は九月十三日を以て建物及び諸機械据付等すべて落成し、事業は八月十七日より開始、又大野工場は十月に入りすべて落成、同月十一日より撚糸業を開始

した。これより先き七月二十三日定時株主總會において、兩工場設置に伴ふ定款改正を決議したが、兩工場設置の理由は左の如く報告せられた。

一、石川縣能美郡根上工場ニ設置ノ分工場ハ製織作業ヲ主トス石川縣下中同業經營者少ナク從ツテ工手ノ募集比較的容易ナリト認メタリ

一、福井縣大野郡大野町ニ設置ノ分工場ハ撚糸營業ヲ主トス大野町ハ縣下有數ノ輸出縮緬産地ニシテ未ダ撚糸工場ノ設備ナキ爲メ同工場設置ニツイテハ同地方縮緬組合ノ熱心ナル要求アリ且比較的工手ヲ得ルコト容易ニシテ分工場所在地トシテ將來有望ト認メタリ

「大正八年一月二十二日定時株主總會における兩工場設置に關する說明」(總會錄事より)

(專務取締役、舟阪八郎)根上工場は曩に報告申上げました通り織物、卽ち汽織の工場で、北陸線小松驛の次ぎの寺井驛から七八町南へ離れました處に造りましたのであります。そう云ふ處に造りましたのは、偶然に極めましたのでは御座りませぬ。最初から重役の方でも北國の方が安く、容易に品物が出來るだろうと言ふ話がヨリ〳〵ありまして、其の場所が大切で御座りまする故、色々捜し索めました結果、寺井は電話もないと云ふような不便な處であるが、其處に分工場を作る事に決定致した次第であります。現在の工場は木造で十八間四面、夫れに寄宿舍事務所一棟あります。其工場の汽織機は五十餘臺で、是れは本社と紫野工場の方から移しましたので、別に作つたものではありませぬ。將來は八拾臺位を据え付ける積りでありまするが、只今では五十餘臺動いて居ります。尤も設立の理由は製品製造の容易と云ふことで、卽ち其主なることは職人が容易に得られると云ふ

ことでありまして、其他間接製産費も安くあります。織機も現在では前申上げました五十餘臺でありますが、將來漸次利益を見ましたなら、今少し擴張致したいと存じまして、十八間四方の工場は四倍迄擴張出來る樣に地所を求めてをります。現在の職人は約七十名社員は二名付けて遣つております。大野の方は越前國大野郡大野町で、御承知の通り相當な町であります。同分工場は撚糸專業です。大野の方に撚糸工場を建てましたのは、矢張り主として勞働者の關係からであります。福井縣に分工場を建てたら如何かと思ひまして、色々調査の結果、山の中で不便ではありまするが、大野の町は縮緬業の頗る發達致しました處で、其の根底も固く將來も發達して行くものと認めまして、此處に設立致しました次第で御座ります。此工場は約三百坪のもの二棟、其れに事務所寄宿舍等附屬してをります。据付けました機械は、一工場に撚臺二十臺づゝ卽ち錘數九千六百、夫れに必要なる附屬機械を持つてをります。從業者は約百三四十人で社員は三名であります。大野の町で使用する撚糸は尙ほ供給不足でありまする故、昨年增錘の話しもありましたが、一時には設けず第二期として增設の見込であります。此土地も從業者を得るに容易で安全であります、職人の募集と云ふ事には本社では多くの費用を要しまして苦しんで居りますが、大野の方は職工も善良な者を得られますので、自分としては滿足に存じて居ります。

二、大正八年

業況、歐洲大戰終熄以來世界的商勢の不況を氣構へ、昨年下半期において空盛を極めた絹物輸販も全然杜絕し、幾多同業者に深甚の痛苦を與へたが、當社はなほ多數先約注文の

受入あり、これが製織引渡に忙殺された。支那方面取引は南北政爭紛糾のため時々商機の不振を來たしたが、農產の豐收と銀價の强含みとはその取引を有利ならしめ、東洋緞子又は錦綾華緞等何れも多數の注文に接するを得た。たゞ五月中旬以後、山東問題に關して突發した排日貨の暴擧は、同國向輸販品の輸出中止の餘儀なきに至らしめたが、當社取引は多年の信用と諒解のもとに、影響を受くること少なかつた。內地向製品は四月にいたり糸價漸騰し、各機業地に行はれた製產の手控へは商品簿の結果を來たし、買氣頓に萌せる折柄、五月の交比類なき米及繭の高値取引は、益々地方を活氣に導き、六月に入るや終に綿糸五百圓生糸貳千參百圓と奔騰し、下半期に入りて更に躍進、綿糸七百貳拾九圓、生糸參千四百七拾圓てふ空前の相場を出現し、全く狂騰の觀あり、畢竟米國の大需要に因したのであるが、內地絹織物取引も農家經濟の豐富、事業の勃興勞銀收入の激增、有價證券の昂騰等、全面的の好調に需要旺盛を極め、當社製品中內地向各種紋織物、都繻子、九重繻子、クレープ、マフラ地、帶側地等何れも近來なき好賣行を見た。歐米並に東洋沿岸向絹物の取引は依然注文輻輳し、殆どその應接に遑なき好勢裡に推移した。

增資、十月二十七日臨時株主總會を開き、當社資本金貳百五拾萬圓に更に金貳百五拾萬圓を增加し、資本金總額を五百萬圓となすの件之に伴ふ定款變更の件を決議した。資本金

增加の方法は左の如し。

資本金增加ノ件

第一、當會社現在資本金貳百五拾萬圓ノ處更ニ金貳百五拾萬圓ヲ增加シ資本金總額ヲ金五百萬圓トス

第二、增加資本金貳百五拾萬圓ヲ五萬株ニ分チ左ノ方法ニヨリテ募集スルコト

金壹百五拾萬圓　此株數參萬株

本額ハ大正九年一月一日現在ノ當會社株主ニ對シ其所有株式拾株ニ付六株ノ割合ヲ以テ割當テ券面額ヲ以テ募集ス

金參拾七萬五千圓　此株數七千五百株

本額ハ當會社役員、社員其他功勞者等ニ分配シ券面額ヲ以テ募集ス

金六拾貳萬五千圓　此株數壹萬貳千五百株

本額ハ額面以上ノ價格ヲ以テ募集ス

第三、前各號ノ增加株式募集ニ關スル申込期日、申込證據金株式第一回拂込金額及期日、第二號分配株ノ割當テ又ハ其割當難キ細分數株並ニ第一號ノ端數株若クハ申込ヲ取消シ又ハ引受ヲ爲サヾル棄權株等ノ處分、第三號額面以上ノ價格ヲ以テ發行スル株式ノ額面超過金額及募集ノ方法、其他增資ニ關聯シテ生ズル事項ニ付テハ總テ取締役會ニ於テ適宜ニ之ヲ定ムルコト

公募株壹萬貳千五百株は株式會社曾野商店、合資會社齋藤儀商店及び六鹿清治商店に委託契約、三商店にては同年十一月十二日より同月十五日まで、四日間を公募期間として募

集のところ、應募總數貳萬九千壹百株、内募入確定壹萬貳千五百株、この額面超過金は最高壹株に付金貳拾七圓參拾錢、最低壹株に付金拾九圓拾錢であつた。右額面以上の超過利益金貳拾貳萬壹千五百七拾六圓八拾錢は、大正九年三月八日の臨時株主總會において、準備積立金となすことに決議した。增加新株式第一回拂込金六拾貳萬五千圓は二月十八日拂込完了し、三月十日その登記を了つた。

再整部工場仕上部失火、十二月十八日午前五時、當社再整部煉瓦造平家建工場仕上部より失火、同部壹棟（六十五坪）並に同部保管製品を燒失、なほ東隣機械作業場屋根一部に類燒せんとしたが、幸に大事に至らずして消止め、仕上部の外は直ちに應急修理を加へ、翌日より平常通り作業を繼續した。損害高は拾五萬七千九百四拾七圓七拾貳錢、内保險金受領高及燒殘品賣却代九萬七千百六圓八拾貳錢、差引金六萬八百四拾圓九拾錢（直接損害高）であつた。

三、大正九年

業況、戰後一路膨脹を重ねた我財界は、やがて近き將來反動の發生不可避を豫期されたが、數年來の墮勢は容易に沈靜するところなく、些細の動機に人氣を加へて再燃し、新事

業益々勃興し、思惑熱は愈々沸騰し、物價の買煽りと取引の增加と相俟つて、强氣筋の活躍は凄まじき勢ひを以て進展し、當社においても一二月の頃において、已に八九月迄の製造注文を受くるの狀勢であつた。原料生糸の如きは忽ちにして四千枚に達し、なほ四千四百五拾圓てふ空前の高値を出現するにいたり、さすがに生糸の一大消費國たる米國當業者すら、危險相場なりとて斷然買取り中止を强唱し來り、幾くもなく參千圓台に下落する等狂態的動きを生じ、綿糸相場もその奔騰停止するところなく、こゝにおいて政府はその必需品たるの故を以て、綿糸一部の輸出禁止令を布くに至つたが、先物取引の商勢は益々發展し、明年八九月物の取引を豫約するの狀勢であつた。然しその反面氣運已に衰退の傾向あるの時、偶々三月十五日における株式の暴落、尋で大阪某銀行の蹉躓は愈々商界慘落の前驅となり、信用通貨は漸次澁滯の狀を現し、金融梗塞日を逐ふてその度を增し、輸入超過の逆勢は前途寒心の念を起さしめ、こゝに人氣は恐怖的となり、新事業の頓挫商取引熱の冷却となり、先物取引の如き何人もこれが履行を顧みるものなく、各地綿糸布取組の解合交涉は紛糾錯綜の極に達し、人心惴々たるの際、本邦絹糸布の巨商茂木商店の破綻、その關係七十四銀行の仕拂停止は一層恐怖を加速度ならしめ、絹帛織物は僅々數日間において、その價格は恰も半額以下に低落し、而もなほ換價不能に陷る等、信用取引は全く杜絶

する一方、振出手形期日の切迫は手持品の賣拔競爭を激化し、廉賣投賣を以て損失を度外視して金策に狂奔するの周章狼狽狀態、實に見るに忍びないものあり、商業界の秩序は全く破壞された。商況斯の如きを以て、織物染物その他纖維織布工業に附屬する諸職業者は、忽ちその影響を被り、休機操短減工等慘澹たる悲境に沈淪した。當社の如き恰も商工兩者の痛苦を併せ荷ふの業であるから、原料、仕掛品、製品等の値下り又は注文の取消賣掛步引等に多大の損失を被り、上半期決算においては之等約九拾餘萬圓の格下を行つたが、從來の確實穩健なる計算の持續は之を補塡し、なほ一割の利益配當をなし得た。下半期に入り物價の暴落益々甚しく、生糸相場は本春二三月の高値に比し三分の一乃至四分の一に慘落し、當社製品の如き新注文は全く杜絕し、既約注文は依然破約申込みに接する等、前途戰慄に堪えざるを以て、斷然作業上に一大減縮を加へ、只管損失の少なからんことを期した。秋季に入り氣配幾分見直し、銀塊相場もほゞ順調に在り、歐濠二州を始め印度支那方面より一巡の注文に接したが、その底意は甚だ微弱であつた。又生糸取引の實勢は終始不振を極め、終に十月に入るや、政府並に當業者間の折衝によつて、一大救濟會社たる帝國蠶糸株式會社の設立となり、生糸取引最低價格壹千五百圓としてその以下は賣止めとすること、大正九年十二月一日より十年二月まで製糸作業を休止すること等、その他糸價維持

策について講ずるところありしも、米國を始め各國は買方を見送つたゝめ、實際取引相場は標準價格以下に逆行した。從つて直接反映ある羽二重若くはクレープの如き、ひとしく買見合せの憂目を見、絹織同業者の困憊は言ふに忍びざるものがあつた。

財津技師歐米視察、歐米諸國染織工業視察のため、技師財津令藏氏を派遣す。四月二日出發、十年一月二十九日歸朝す。

四、大正十年

業況、戰後打續ける歐米並に南洋における財界の激變は、我が生糸貿易の一大不振となり、爲めに輸出絹布業者をして近年稀有の悲境に在らしめ、絕えて大量の取引を見ないのみならず、時に必需的補充小口注文に接するも、濱表又は產地に滯積せる廉價品の制肘を受けて豫想の取引をなし得ず、僅に年來の信用に基ける特製品又は新品において作業を繼續するのみであつた。支那印度兩方面も銀塊の暴落により、ひとしく取引を澁滯せしめた。

六月に入り蠶繭の不作は突飛なる繭價を出し、終に新糸騰貴のやむなきを認むるや、端なく日々多額の內外生糸取引を見たが、絹布取引にあつては依然何等の活躍を見ず、輸出業者をして八方塞がりの嘆あらしめた。この間內地における各種織物中、普通必需品の賣行

は頗る活氣を呈し、就中春來仕入手控へのまゝなりし品物に至りては、法外なる高値取引行はれ、購買力必ずしも一時的でない狀勢を示したので。當社亦鋭意製產方針を變更し、出來得る限り內地向新製作品に力を致し、相當多額の取引に忙殺された。かくて上半期は外輸の不利を內需において回復し得た。內地向製品は下半期においても依然好況を呈し、八九月の頃生糸市價の高氣配に伴ひ益々活潑なる取引を見、同時に入込みし濠洲及び英米向外輸注文品の到來と相俟つて隆盛な取引を約束した。なほ下半期における生糸市場は七月最低壹千四百參拾九圓、最高壹千五百九圓であつたが逐日昂騰し、十二月には最低壹千九百六拾九圓、最高貳千百六拾四圓を示し、帝蠶會社が斷然所持品の約半數貳百萬斤の一大處分を決行したに拘らず、何等相場に反映を見ず大商盛裡に經過した。蓋し春夏秋蠶の減收に伴ふ市場在荷拂底が、各方面の需要を喚起するに至つたのであるが、たゞ羽二重、クレープを始め、內外向一般耳付物相場のこれに併行して發展を見なかつたことは、近來の一變象であつた。

五、大正十一年

業況、二三月の交に入り、銀行會社商店の整理又は倒產者續出し、金融極度の緊縮並に

信用の破壞は頓に商工兩機の進展を阻止し、加ふるに政界の軋轢、同盟罷工の頻發、失業者の激增等、全く戰後における眞恐慌來の苦痛を深刻に感せしむるものがあつた。製織業者中比較的生活必需品に緣遠き絹布業者にあつては、市內西陣を始め遠近各地申合せた如く同盟休業又は減機を斷行し、一に手持品の賣拔けに腐心したが、需要の減退取引の萎縮とは、內外共に當用取引となつた爲め終始供給過多を來たし、採算は全く不引合に陷つた。更に下半期に入り米作豐穰の報は却つて米價の暴落を豫想し、農家收入減の不幸を氣構へ、九月の交政府及び民間に絕叫せられた行政整理、財政緊縮、物價低減、消費節約の提唱は都鄙を通じてその必要を自覺しこれが實行に努め、頓に不景氣の濃度を激加するに至つた。從つて多向織物の如きも見込仕入杜絕し、時に注文を耳にするも僅少なる補充買付に過ぎず、加ふるに十月以後市內日本商工及び日本積善兩銀行突然の營業閉鎖は、多數預金者に迷惑を及ぼさしめ、各地大小銀行間に取付騷ぎ頻出せるため、年中行事の一たる冬物賣出しは氣配頓挫の不幸を見るに至つた。海外輸出絹布の商況も往年の生氣なく、本邦物價の比較的高潮に對し、深く取引諸國の警戒するところとなり、却つて歐米產業界の整理進展に基因せる格安優良な舶載品は、猛然本邦品を一蹴せんとし、北米合衆國の獨占的好氣配は本邦生糸の大需要を喚起し、橫濱市場糸價の昂騰と在荷の減少とは、益々絹業者をして

原糸高製品安の苦境に押込めた。たゞ當社の支那輸販品は、幾多政爭の擾亂と銀塊相場低落の惡影響ありしに拘らず、豫期以上の數量に達した。

田中取締役社長長逝、取締役社長田中源太郎氏は四月三日長逝せらる。氏は當社創立發起人として、又明治二十年六月より二十四年まで委員、二十六年より爾來取締役、明治三十三年七月澁澤會長の後を繼いで取締役會長に、將た社長として當社發展の上に貢獻せられた功績極めて大である。

飯田政之助氏取締役會長就任、七月二十三日開會の定時株主總會において定款改正の件（會長、專務制）を決議、八月四日取締役會の互選により、取締役飯田政之助氏會長に就任、また專務取締役には舟阪八郎氏就任す。

六、大正十二年

業況、年初英國の對米債務償却案成立し、北米合衆國財界の氣配一層隆盛の域に達し、ために我國生糸及び綿糸市況の活躍となり、株式界亦好轉し、二月に入り對獨賠償金問題の紛糾は、終に佛白兩國聯合軍のルール地方占領となり、再び染料、鐵、機械、化學製品等戰時的思惑買占熱突發し、端なく中間景氣を現出するに至つたが、絹業界に在つては取

引金融上些の引緩みなく、常に愼重なる警戒を要した。生糸市價は北米合衆國の獨占的好氣配により昂騰したが、內地向季節必需織物の外は一も採算上引合なく、特に輸出絹布業者においては收支不如意の極、各地に任意休機又は停業者を續出し、實に大正九年の不況程度以上に在るを思はしめた。五月に入り永年景氣を持續せる北米合衆國も物價勞銀の昂騰容易に低下せず、終に輸入超過を重ね、上下人心の警戒株界の落潮一時に襲來し、ために橫濱生糸市況の如きも鋭鋒頓挫し、崩落又崩落、四月貳千貳百八拾枚から六月千九百七拾七枚に激落し、八月にいたり全國生糸業者大會において生糸相場壹千七百九拾枚以下賣止の斷行を見、辛ふじて價格の維持につとめんとし、又綿糸においても綿紡績界は異常な原棉高と綿糸安とにより、收支不引合に悲鳴を擧ぐるの狀態であつた。絹綿兩原糸界の不況斯の如きを以て、兩製品取引の沈靜不振はもとより當然の歸結で、春物不賣行に苦しんだ當業者は夏物不捌の恐怖を感じ、處分的投棄的競賣商內續出し、各地市場の慘況名狀すべからざるものがあつた。對外取引においては、上半期支那の對日ボイコットの暴擧は南洋諸島にまで波及し、不振に終つたが、下半期に入り相當の輸出額に達した。

關東大震災と當社損害、九月一日正午、帝都を中心に關東地方に一大震災突發す。一朝にして帝都の三分の二は焦土となり、橫濱港の全部は崩壞燒滅し、拾餘萬の人命と一百餘

億の富とを消亡し、五十餘年間にわたり建設された燦然たる文化施設と、豐富なる生存の資料は根底より滅却し去られた。實に振古未曾有の一大國難と稱すべく、國を擧げて只管救助恢復の事に奔走した。絹業界が直接間接に受けたる損失は莫大である。蓋し一般絹布業者中內國向の大半は殆ど東京方面に仕向けられ、又輸販品の大部分は橫濱港を經由するから、震災による當社の影響も實に甚大にして、その程度恰も當社が直接罹災したに異ならず、經營上容易ならざる苦辛と困難を繰返した。幾もなく生糸及び絹布取引の神戸港に移轉實行を見るにいたり意外の便益を得、又東都の復興事業もその進展案外に迅速なるものあり、期末に近づくに從ひ逐次取引の數と額とにおいて增加を告げ、作業の減縮方針をむしろ展開に變更するの要ある等漸く愁眉を開いた。當社が關東震災のために被りたる直接損害は左の如し。

一拾參萬壹千六百九拾參圓　銀座三丁目九番地所有家屋百貳拾坪三二二燒失損害高
一拾壹萬參千四百七拾圓貳拾五錢　取引及減價損失高
合計貳拾四萬五千百六拾參圓貳拾五錢

この損失處分は家屋燒失に對しては、在來極度の低價に在りし本社並に紫野兩工場敷地の價格換算差益金拾四萬壹千四百八拾參圓六拾九錢貳厘を以てその全額を補塡し、殘餘の

損失に對しては當期（下半期）の收益中より全部これを償却した。

七、大正十三年

業況、關東大震災以後警戒裡に經過した金融界は、昨年末意外に平穩であつたゝめ、年初樂觀氣分橫溢し、春高人氣旺盛を示したが、一月十五日關東方面に再度の强震ありし以來俄然警戒の念を深くし、加ふるに政局の不安定は一段商況の沈滯を招來した。偶々巨額の外債成立に伴ひ復興景氣を豫想されたが、關稅免除の期間を通じて輸入された物資は莫大な入超額を計上し、五月中すでに六億圓を突破するに至り、對外爲替は日を逐ひ下落の一途を辿り、これがため金融界は極度に梗塞狀態に陷り、一般財界に恐怖心を惹起せしめた。內需織物界も亦初期の好況に眩惑し、一時各產地とも季節向織物の製織に殷盛を極めたが、日を經るに從ひ前述の不安恐怖に氣勢を失つたのと、氣候の不順に災されて季節に入るも荷動きを見ず、東西市場の各問屋筋は生糸市況の惡化に隨伴して、遂に新安値を付し、只管手持品の責拔けに腐心し、各機業地は疲弊困憊の極、減機休機或は廢業者を頻出するの深刻味を示した。輸出絹布類は對外爲替の大暴落に伴ひ春來有利の形勢にあつたが、生糸市況の相次ぐ崩落に頓挫した。然し內需織物界の不況に比せば大に活況あり、相當有

利なる長期注文の輻輳を見た。下半期に入り絹綿兩原糸相場の漸騰に絹業界の人氣こゝに一新し、季節向既製品の滯荷も亦存外手薄であつたから、八九十の三ケ月間にわたり近年稀に見る活潑な取引を續行し、當業者は何れも愁眉を開くを得た。然し期末に入り新内閣の施設方針たる緊縮政策、並に莫大な貿易入超決濟案じとは、商工兩界の警戒氣分を濃厚にし、加ふるに市場織物の需要一巡するや、再び氣配呆氣となり不振の狀を加へた。輸出絹布界は爲替安の好影響を受け、且つ歐洲財界恢復に最も關係ある「ドーズ」案の成立は、歐米財界好轉回の報を傳へたが、當社輸販品には未だその現れを見なかつた。

舟阪專務取締役歐米視察、專務取締役舟阪八郎氏歐米各國の織物視察のため、四月三十日出發、十二月八日歸朝す。

八、大正十四年

業況、政府の緊縮政策勵行は愈々消費節約氣分を徹底せしめ、内需織物の如き思はしき荷動きを見ず、終に春夏物を通じて投賣處分の餘儀なきにいたり、機業地の疲弊困憊その極に達し、全休業者又は轉業者相次ぐ等非勢を深刻ならしめた。偶々四月に至り日本銀行の金利引下あり、一般商界は小康を保ち、相場は底入れを示して漸く安定を得たが、絹帛

取引界は依然閑散であつた。輸出絹布は北米絹業界の好況に伴ひ、その生糸消費量の如き月々莫大の額に上り、横濱市場往々適品の拂底を告ぐるの活況を持續し、春繭相場の如きも豫想以上の高調を示し、内地製絹業者は原糸高製品安に惱まされ、不引合なる商談繼續のやむなき狀態になつた。五月末上海に突發した南支一帶の排外暴動事件は數旬にわたる同市の一大罷市となり、特に日英兩貨の排斥は取引契約品の積出を一時不可能に陷らしめ、豫定作業變更の外なきに至つたが、七月下旬事件解決後却つて邦貨を歡迎し、ために滯貨一掃の好機を見た。十月に入り突然反奉天軍の蜂起による楊子江以北の兵亂は、各地呼應その勢猖獗を極め、形勢憂慮すべきものあつたが、幾もなく奉天軍の勝利に歸し、再び南滿方面は安定を告げた。なほ京津方面における風雲は依然險惡であつたゝめ取引上に脅威を感じた。歐米方面特に印度南洋濠洲は取引順調の觀ありしも、爲替相場の昂騰は往々取引採算の不圓滑を來たし、更に輸出絹布製產過剩による同業競爭は、しば〳〵取引を澁滯せしめた。内需織物は春夏不況の後を受け、農村の好轉豫想に好人氣を喚起し、八九兩月にわたる秋冬物製品取引は意外の活況を呈したが、實需期に入り農村における消費節約氣分に所期の賣行を見るに至らず、終に相場暴落を告げ、見込み外れ處分的投賣續出し、一般市場は全く凋落するかと見られた。年末に入り輸出入貿易の好轉に財界氣分は樂觀とな

り、株式界の活躍に人氣沸騰せるも、絹業界にあつては依然警戒裡に越年した。

舟阪專務取締役會長兼任、取締役會長飯田政之助氏は十一月十六日會長辭任申出あり、十二月十六日役員會に於て、專務取締役舟阪八郎氏之を兼任することに決議した。

九、昭和元年

業況、春高好氣配の期待は逐次裏切られ、この間爲替相場の暴騰は生糸價格に影響し、連月低下の勢に人氣は一層萎縮、四月下旬における生糸最優相場壹千四百七拾圓、綿糸貳百貳拾圓臺に低落し、これを年末年初の高相場に比すれば、生糸は五百參四拾圓、綿糸は四五拾圓の暴落に相當し、從つて一般製品取引價格の低落も亦これに追隨するのやむなきに至り、加ふるに内需品の賣行においては、氣候不順に災せられて取引捗々しからず、ために産地は製産過剰を來たした。南洋支那印度沿岸取引にあつては、相當の成績を收めた。下半期七八九の三ヶ月は極めて順調に經過したが、對外爲替相場の急騰と印度幣制改革案の發表による銀塊相場の暴落は、常に輸出商談を阻止した。九月の交當社製品の一大取引先たる中支那の擾亂愈々擴大し、加ふる銀塊相場亦一層低落し、遂に貳拾四片臺に陷り、對支對印貿易は極度の閑散を極め、又米棉稀有の大豐作は本邦綿糸布の不賣行を來たし、

大正五年以來の安値に低落した。生糸も北米合衆國財界の好況に伴ひ、相當の賣行ありしに拘らず、收繭の增加と金融梗塞のため市價益々低下し、終に政府援助の下にその激落を防止する等、意外の不況に遭遇し、内外絹綿業者の警戒著しく、先物取引全然影をひそめ、絹業界も亦依然不振の極に達した。十二月二十五日畏くも

大行天皇御登遐の公示に拜接し、上下慟哭措くところを知らず、億兆哀悼、擧國諒闇中に謹んで越年した。

一〇、昭和二年

業況、諒闇中に新春を迎へ、全國民は悲痛の裡謹愼靜肅に一月を送り、偶々二月の頃幾分氣配輓回の兆を見たが、引續く支那の内亂は常に我財界に惡影響を及ぼし、而も内には三月七日突發せる府下奥丹後の大震災は、その慘害意外に深刻にして、殊に機業地を中心としたゝめ、直接わが京都市に容易ならざる暗影を投じた。この間關東に起つた銀行界の不祥事件は愈々全國的となり、臺灣銀行の整理問題に端を發し、こゝに未曾有の金融恐慌を惹起し、銀行の休業事業會社の整理發表踵を接し、四月二十二日より二日間全國銀行は、一齊に休業を宣し、政府は緊急勅令を以て全般にわたり三週間の支拂猶豫令を發した。こ

の空前の處置により財界は一時靜穩に歸したが、業界の不安はなほ去らず、暗澹たる不況を呈した。更に五月に入り支那の動亂益々惡化し、對支出兵斷行とゝもに日貨排斥の惡傾向を來たし、對支輸出絹業者は極度に窮地に陷つた。下半期に入り金融界の整理進捗に伴ひ、資金の偏在顯著となり、多數商工業者は金融逼迫に惱み、市況に影響するところ尠少ならず、ために內需織物は終始不振を示したが、一般製產の自然的減少と市價低落のため、消化は順調を辿つた。海外輸販品は爲替安と生糸相場の低迷により價格低下し、漸次需要を喚起するにいたり、各方面とも順調に推移し、殊に對支貿易は久しく政情不安に見送られたが、九月に入り商機俄かに展開したので、市場在荷の涸渇を認め、當社は極力販賣に力を致し、同方面向滯積品を一掃し、なほ相當長期の先約を締結し得た。

舟阪取締役會長長逝、專務取締役兼會長舟阪八郎氏は十一月九日長逝せらる。氏は明治二十五年職工長見習として入社、以來三十七年、社運の伸張に盡瘁し、業をとつて刻苦精勵、克く社礎を固められた。十一月十三日葬儀を特に社葬として、眞如堂においてこれを執行した。

第四期業績概表

年度別	期別	資本金	拂込資本金	諸積立金	收入	支出	利益金	株主配當率
大正七年度上半期	六十一期	二、五〇〇、〇〇〇	二、〇六五、〇〇〇	四一〇、五〇〇	二、九四一、四九七	二、六三八、一六七	三〇三、三三九	二・〇〇割
同　下半期	六十二期	二、五〇〇、〇〇〇	二、二六八、〇〇〇	五〇〇、五〇〇	三、三三二、三三〇	二、九四四、一〇四	三八八、二二五	二・二〇
同　八年度上半期	六十三期	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	六一四、〇〇〇	三、五八二、一〇三	三、二一〇、五〇一	三七一、六〇一	二・二〇
同　下半期	六十四期	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	六九九、〇〇〇	四、二一七、八〇七	三、七七七、〇八八	四四〇、七一八	二・二〇
同　九年度上半期	六十五期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、一二五、〇〇〇	一、〇五〇、五七六（額面超過利益金三二、五七六圓繰入）	三、九九〇、六八三	三、八〇〇、四六九	一九〇、二一四	一・〇〇
同　下半期	六十六期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、一二五、〇〇〇	一、〇六九、〇〇〇	二、三三二、七九九	二、一三九、八五四	一八二、九四四	一・〇〇
同　十年度上半期	六十七期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、一二五、〇〇〇	一、〇八五、〇〇〇	二、四七一、九一七	二、二六五、五一四	二〇六、四〇二	一・〇〇
同　下半期	六十八期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、一二五、〇〇〇	一、一一七、〇〇〇	三、一〇四、七二八	二、七六四、五三三	三四〇、一九四	一・〇〇 特配 ・五〇
同　十一年度上半期	六十九期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、一七七、〇〇〇	二、九九七、六七六	二、七五八、七二六	二三八、九四九	一・〇〇
同　下半期	七十期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、一九七、〇〇〇	二、七六九、六〇三	二、五四六、〇四四	二二三、五五八	一・〇〇
同　十二年度上半期	七十一期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、二三四、〇〇〇	二、七八一、八九四	二、五九五、〇三六	一八六、八五七	・八〇
同　下半期	七十二期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、二五四、〇〇〇	二、八六六、七一六	二、八二二、〇四二	五四、六七三	・七〇
同　十三年度上半期	七十三期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、二六二、〇〇〇	三、〇三二、七八一	二、八八八、七二三	一四四、〇五七	・七〇
同　下半期	七十四期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、二七五、〇〇〇	三、二五二、〇八〇	二、九八六、八九三	二六五、一八七	一・〇〇
同　十四年度上半期	七十五期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、三二四、〇〇〇	三、〇四一、一三五	二、九一二、〇六五	一三九、一六九	・七〇
同　下半期	七十六期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、三三六、〇〇〇	三、〇九七、一三四	二、九一一、七二三	一八五、五〇一	・八〇
昭和元年度上半期	七十七期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、三六六、〇〇〇	三、一五一、一二八	三、〇八八、三九七	一六二、八三一	・七〇
同　下半期	七十八期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	三、〇二七、三三〇	二、八四九、五一〇	一七七、八〇九	・七〇
同　二年度上半期	七十九期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、四一八、五〇〇	二、四三三、五八〇	二、三四五、二〇三	八八、三七六	・五〇
同　下半期	八十期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、四三〇、五〇〇	二、六四五、六一一	二、五〇一、六二〇	一四三、九九一	・六〇

昭和二年下半期 貸借對照表

負債之部

株金	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
準備積立金	七三三、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	四八四、五〇〇、〇〇〇
從業員扶助準備金	二一三、〇〇〇、〇〇〇
假受金	五九、七一四、三九〇
掛買勘定	六、〇七〇、五二〇
割引手形	八〇、二二〇、一一〇
前期繰越金	二一、三九二、三七〇
當期純益金	一四三、九九一、四九〇
合計	六、七四一、八八八、八八〇

資產之部

拂込未濟株金	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
地所建物機械	二、二四九、五一六、八五〇
什器並參考品	四三、三一一、三七〇
製品現在高	五〇〇、五一三、八二〇
原料品現在高	三六九、一〇三、八一〇
石炭現在高	九七八、三五〇
工場仕掛品	三八四、〇〇六、八二〇
掛賣勘定	三七〇、一三一、〇一〇
假出金	二三、一一五、七七〇
受取手形	七九六、八六五、一七〇
銀行勘定	四六六、九七五、〇六〇
現金	七、六三五、八五〇
有價證券	二九、七三五、〇〇〇
合計	六、七四一、八八八、八八〇

第五節　第五期

（昭和三年より同十二年五月末に至る）

山東出兵、排日貨運動に對支輸販は阻害せられ、印度の反政府運動に伴ふ外貨不買同盟に輸出停頓し、內需織物は金解禁を前提とする緊縮政策に伴ふ購買力の減退豫想に不振を示し、生糸相場は低落をつゞける等、絹綿業界は勘からざる打撃を受け、當社は金解禁斷行の昭和五年前期において手持原料並に製品格下げを行ひ、拾參萬五千餘圓の損失を計上した。當時事業界は全般にわたり一大打撃を

受け、當社株價の如きも資產の實際に照し、多大の懸隔あるを以て、保有現金により株式買入消却を行ひ、資本金百萬圓を減じて四百萬圓となし、內容の充實を圖つた。昭和六年末金輸出再禁止實施せられ、この前後より時局重大を加へ、內外の情勢極めて緊迫し、生糸、綿糸、人絹等原料糸價の動搖絶えず、製織及び取引上勘からざる苦心を要するものがあつた。滿洲事變を契機として我國財政は逐年膨脹し、昭和十二年度豫算は二十八億圓と云ふ未曾有の巨額に上り、世界各國の軍擴熱とともに、我國亦準戰時經濟狀態となり、軍需景氣は一路昂進し、之等諸材料の暴騰に伴ひ、綿糸人絹糸價も躍騰を見るに至つたが、跛行的景氣とて織物類の購買力を增進するに至らず、輸出向織物は輸出先國の輸入制限と原糸高のため不振を免れなかつた。

一、昭和三年

業況、休銀整理の進捗に伴ひ、內地財界の改善著しく、金融緩慢金利低落の傾向顯著なるも、資金の偏在依然たるため、一般商工業者の金融を緩和するに至らず、政界亦終始不安の狀態に在り、ために內需織物取引は警戒嚴重裡に推移し、思惑賣買は跡を絕ち且つ一般購買力の減少により季節に入り市價崩落し、極めて不振裡に上半期を經過した。對支貿易は前年下半期以來支那時局の小康に近年稀なる殷盛を呈し、引續き長期先物の成約を見

るに至り、當社は極力各部製作機關を運用し、同方面向輸販品の製織に努め、頗る順調に經過したが、四月下旬山東出兵あり、續いて濟南事件の突發に會し、遂に排貨を受け輸出不能に陷つた。加ふるに印度方面その他もその頃より商勢俄に停頓し閑散不況を示した。下半期においても內需織物商況は、一般財界の不振と氣候不順のため、成績概ね不振に推移した。御大典前に一部景氣の擡頭を見たのみで、期初における好況見越豫想は遂に期待外れとなつた。輸出向織物は地方機業家の無統制生產狀態に累せられ、相場は原料糸價の歩みに伴はず、終始低迷をつゞけ、加ふるに金輸出解禁問題の論議せらるゝに及んで、爲替相場の動搖甚しく、新規先物の買付躊躇の傾向顯著となり、對支取引亦幾多重大案件の交涉澁滯により、排日貨運動頻發し、取引の進捗を阻害すること多大であつた。

飯田新七氏取締役會長就任、一月二十四日取締役會において互選の結果、取締役會長に飯田新七氏當選した。

二、昭和四年

業況、金融緩慢、金利安の持續も金解禁問題のため前途に不安を生じ、諸物價並に有價證券の低迷となり、不景氣は一段深刻味を加へた。絹業界は引續く不況の對策として、各

機業地は競ふて原價の引下に努力し、生産の合理化と能率增進につとめたが、内需織物にありては購買力減退著しきためその効果なく、遂に各地盟休操短相次ぎ、徒らに換價に焦慮し相場は漸落の一途を辿つた。輸出絹織物も亦各地の統制なき生産狀態と對外爲替相場の不安定に累せられ、終始採算難の域を脫せず、加之海外市場における關稅率の引上げは一層その取引を不圓滑ならしめ、特に對支貿易は過去約一ヶ年にわたつて排日貨の後を受け、多大の期待を以て濟南事件解決後の商況展開を豫想したが、三月下旬條約成立し、山東撤兵完了せるも、なほ排日貨運動は終熄せなかつた、後期（七月一日より十一月末に至る）に入り金解禁問題に直面し、政府は財政緊縮政策を樹て、國際貸借改善に努め、一般民衆亦之に和し消費節約氣分頓に旺盛となり、内需織物に對する購買力は著しく減少し、輸出織物亦對外爲替相場の續騰と、主要輸出先各國の關稅引上げ、並に内外人絹織物の顯著なる進展に壓せられ、頗る不振に終始した。各機業地は操短休機により極力生産調節につとめたが、金解禁期の切迫に從ひ、爾後の財界を極度に警戒せる市場人氣は、何れも手持品の賣拔けに腐心し、期末にいたり遂に投賣狀態を現出するに至つた。この間對支貿易は過去年餘にわたる熾烈を極めた排日貨運動の終熄により、比較的順調に經過したが、銀塊相場低落のため購買力は著しく減少した。

佐藤社員佛國留學、織物、染色整理研究のため、社員佐藤快圓氏を佛國里昂に留學を命じ五月九日出發せしむ。（豫定の期限終了昭和六年十一月廿一日歸朝す）

三、昭和五年

業況、 前期（昭和四年十二月一日より同五年五月卅一日に至る、以後同じ）金解禁の斷行による國際經濟への常態復歸により、我重要商品並に事業株の低落益々甚しく、不況は更に一段の深刻味を加へ、殊に我輸出絹布類は世界的不況に累せられ、輸販額を激減せるのみならず、内外人絹織物の輓近における急激なる發達進出に壓迫せられ、未曾有の不振に陷つた。加ふるに銀塊相場の前例なき慘落により、對支貿易は大打擊を蒙り、又全印度における反政府運動の熾烈化により、遂にボンベイ市場の外貨不買同盟に逢着せし等、當期における當社輸出貿易を阻害したこと甚大であつた。内需織物は依然たる緊縮政策の徹底により、一般購買力の減退を豫想し、各機業地とも極力生産を調節せしめ、消化は比較的順調であつたが、市場警戒人氣頗る濃厚にして、徒らに換金處分に焦り不引合に終始した、主要原料たる生糸は蠶糸補償法の實施以來、對米輸出は未曾有の不振を招來し、濱神兩市場には滯貨山積し、あらゆる糸價維持策もその効果なく、相場は崩落に崩落を重ね、遂に大正四年秋以來の新安

値を現出するに至つたので、期末決算において手持原料並に製品の格下げを行ひ、拾參萬五千七百八拾圓餘の純損金を計上し、前期繰越金を以て補塡、差引九萬七千五百參拾四圓餘の損金を次期に繰越すのやむなきに至つた。後期（六月一日より十一月三十日に至る以後同じ）に入り財界は世界的不況の深刻化に伴ひ、未曾有の不景氣に陷り、重要商品並に事業株價は崩落を續け、諸工業の操業短縮は失業者を續出せしめ、勞働爭議は隨所に頻發した。特に地方農村は繭價空前の安値と、加ふるに大豐穰による米價慘落に疲弊困憊を重ね、頗る憂慮すべきものがあつた。秋期に入りやゝ安定を示し、內需織物は實需期において稀有の安値に一巡購買欲を刺戟し、季節前における機業地の生產調節と相俟つて、消化は極めて順調であつた。當社輸出絹織物はボンベイ市場の外貨不買同盟の繼續により打擊を蒙つたが、九月以降各方面の商談漸く繁く、殊に銀塊相場の安定と戰亂の終熄に依り對支貿易は活況を呈し、同方面向滯貨を一掃した。生糸は期末において四割安となり、ために當社前期繰越商品並に原料等に對しては、多額の換算差損金を算出した。

株式買入減資　金解禁斷行による財界の變動に伴ひ、事業界は尠からざる打擊を受け、一般株價は大下落を示し、當社株式市價の如き當社資產の實質に照し多大の懸隔あるを以て、この機において當社保有現金（昭和五年前期末現在百參萬九千八百八拾貳圓餘）によ

り株式買入れをなし、資本金五百萬圓を四百萬圓に減少し、以て內容の充實を圖るべく、六月二十三日の定時株主總會においてこれを決議した。その方法左の如し。

資本減少

一、當會社ノ資本金五百萬圓ヲ金四百萬圓ニ株式拾萬株ヲ八萬株ニ減少ス

一、舊株式（五拾圓全額拂込濟）五萬株ノ內壹萬株ヲ壹株ニ付金參拾圓以內ノ價格ヲ以テ新株式（貳拾圓拂込）五萬株ノ內壹萬株ヲ壹株ニ付金拾貳圓以內ノ價格ヲ以テ買入ル事ヲ得舊株式又ハ新株式ノ一方ノ數ガ壹萬株ニ充タズシテ他ノ一方ガ壹萬株ヲ超過スル場合ニハ舊株式新株式ヲ通ジテ貳萬株ニ達スル迄買入消却ヲナスコトヲ得

買入消却方法

（イ）一定ノ期間內ニ希望ノ株主ヲシテ消却ニ應ズベキ單價ト株數トヲ申込マシメ最低申込價格ヨリ順次買入ヲナスモノトス

右ノ期間及其通知方法ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

（ロ）其他買入消却ニ關スル事項ハ總テ取締役會ニ一任ス

一、昭和五年八月三十一日ニ至ル間ニ豫定株數ノ買入ヲナスコト能ハザルトキハ同日ニ至ル迄ノ買入株數ヲ限度トシ更ニ株主總會開催ノ上定款變更資本減少ニ關スル更正ノ決議ヲナスモノトス

一、株式買入總價額ト消却シタル拂込資本金トノ差額ハ繰越損失金ノ塡補ニ充當シ餘剩アルトキハ適當ノ方法ヲ取締役會ニ一任ス

六月二十四日取締役會を開き、消却株式買入規程を定めた。

消却株式買入規程

一、買入消却豫定株數ハ舊株式新株式各壹萬株宛トス

但シ舊株式又ハ新株式ノ一方ノ申込數ガ壹萬株ニ達セズ他ノ一方ガ壹萬株ヲ超過スル場合ハ舊株式新株式ヲ通ジテ貳萬株ニ達スル迄買入消却ヲナスコトヲ得

二、買入價格ハ舊株（五拾圓拂込濟）壹株ニ付金參拾圓以内新株（貳拾圓拂込濟）壹株ニ付金拾貳圓以内トシ申込價格ノ低キモノヨリ順次買入レ豫定株數ニ達シタルトキハ其以上ヲ募入外レトス

但シ豫定株數ニ達スル場合ニ同一價格ノ申込重複スルトキハ申込數ノ按分ヲ以テ募入ヲ定ム

三、申込期間ハ昭和五年七月十日ヨリ同年同月二十一日迄トス

四、賣渡申込者ハ申込當時ノ株主ニシテ其所有株式タル事ヲ要ス

五、申込ヲナシタル後ハ當該株式ハ他ニ讓渡スル事ヲ得ズ

六、申込ヲナシタル後ハ申込ノ取消又ハ變更ヲナス事ヲ得ズ

七、申込ハ必ズ當會社所定ノ申込書用紙ヲ用ヒ且ツ記名調印（豫テ株主印鑑トシテ届出ノモノニ限ル）シテ嚴封シ表面ニ「株式賣渡申込書」ト明記スルモノトス

八、申込ト同時ニ必ズ當該株券ヲ提供スルモノトス之ニ對シ當會社ハ預リ證ヲ發行スベシ

九、同一人ニシテ數口ニ別チ申込ヲナスコトヲ得

十、申込期間經過シタルトキハ取締役ハ日ヲ定メテ監査役立會ノ上申込書ヲ開キ第一項第二項ニ從ヒ買入ノ決定ヲナスモノトス

十一、右各項ノ外買入實施ニ付テハ取締役ニ於テ適宜裁量スルコト

以上

右規程決定とゝもに直に各株主に株式買入の通知を發送、七月十日より應募申込の受附を開始、同月二十三日取締役、監査役立會の上株式賣渡申込書を開き、募入並に募入外れを決定、八月二十六日消却株式舊株壹萬株新株壹萬株の廢棄處分及び其帳簿整理を完了した。然して消却株式買入差金を以て、後期決算において左の如く損金並に固定資産、製品價格換算損を償却し、資産内容はこゝに一層充實を見るに至つた。

消却株式買入差金　一金參拾壹萬六百九圓六拾錢

内

前期繰越損金　金九萬七千五百參拾四圓五錢

固定財産消却金　金五萬圓

製品價格換算損金　金拾四萬貳千四百拾九圓四拾九錢

消却株式買入差金殘金　差引金貳萬六百五拾六圓六錢

（右殘金は利益金に計上す）

四、昭和六年

業況、重要商品の劃期的安値現出の後を受け、政府の不況對策樹立に一般財界やゝ安定

の狀態を示し、有價證券類は稀有の低金利に惠まれて昂騰の趨勢を辿り、內需織物亦生糸相場の反騰と丶もに初春品枯れ景氣擡頭し、東西市場一時活氣橫溢したが、慢性的不況による一般購買力の減退著しきため實需良好でなかつた。四月に入り米國財界の急激なる再惡化により世界的不況は益々擴大深化し、事業株價並に重要商品の再崩落となり、我財界亦この波動を受け、殊に生糸は米國絹業界の不振と補償生糸の山積に壓せられ、昨夏の最安値相場を下廻るに至つたので、春繭相場は貳拾貳掛てふ未曾有の安値取引を見るの慘狀を呈し、益々地方農村疲弊の度を濃化せしめ、更に政府の減俸案實施に伴ひ、內地一般購買力の一段衰退を豫想せしめる等の環境不良に、內需織物商況は萎縮した。輸出織物は支那の關稅自主權確立により、春來高率關稅の賦課と、銀塊相場未曾有の崩落に、對支貿易は不振を極めたが、印度その他の方面に對する當社製品は幸ひ良好の賣行を見、且つ相當先物約定を契約し得て順調であつた。後期に入り米國大統領フーヴアー氏の戰債モラトリアム提案により、端なく英獨財界の危機を暴露し、世界經濟を恐慌の渦中に捲込み、國際物價の再崩落は我財界に對しても大に波動を與へた。我重要產品たる生糸、米穀等何れも天候不順に禍され、近年稀有の減收を示したに拘らず相場著しく低迷せるため、內需織物の商況も不振に終始した。輸出織物は英領加奈陀を始めその他仕向先各國相次いで關稅の

障壁を高め益々取引を難澁ならしめたが、更に九月二十一日突如英本國の金本位停止により世界經濟に大動搖を生じ、對印度その他の輸出取引を混亂に陷らしめ、爾後二ヶ月間殆ど杜絕の狀態であつた。對支輸出においては當期に入りやゝ活況を呈しつゝあつたが、九月十八日夜暴戾なる支那軍兵の滿鐵破壞に、隱忍自重久しきにわたりし我皇軍の自衞權發動となり、こゝに滿洲事變は勃發した。例によつて支那における排日貨運動は熾烈となり、一切の商取引を中絕するのやむなきに至つた。內外の商況推移に鑑み當社は一部工場の操短を實施するとゝもに、可及的內地向織物の製出に意を用ひ、新製品の創作に勵み、專ら特種織物を製織して新販路を開拓し、販賣先を嚴選して賣拔けに力を竭したゝめ、同業者の無謀な競爭圈外に立ちて、概ね順調な經過を辿つた。

五、昭和七年

業況、金輸出再禁止の斷行により、インフレーション政策の必至が豫想せられ、換物的思惑人氣熾烈となり、殊に新興滿洲國の需要增進期待を加へ、輸入品物價の暴騰とゝもに、一般商品も一時やゝ活況を呈したが、地方農村の疲弊益々甚しきため、一般實需之に伴はず、市場滯貨の重壓に不況深刻を極めた。生糸は北米財界空前の不況更に一段激化せるた

め、紐育相場は昨秋の貳弗參四拾仙台が奔落して壹弗拾仙台となり、橫濱市場は爲替安に惠まるゝところなく漸落の一途を辿り、偶々成立した補償生糸の處分契約もその實行難を案せられ、期末遂に當限參百七拾五圓、先限四百參拾四圓と實に有史以來の安値に慘落した。從つて內需織物は新春前後の一時的活況を名殘として各產地は何れも操短休機を斷行し、需給の調節に努めたが、底知れぬ蠶糸安と地方金融界不安に脅かされ萎縮衰退を極めた。輸出絹織物は三月に入り爲替の落着と稀有の絹價安の刺戟され、當社主要輸出先の印度方面は特に活況を呈したが、歐米その他は頻々たる關稅率の引上げに商談圓滑ならず、殊に對支貿易は昨秋滿洲事變突發以來、猛然たる排貨を受け、且つ上海事變により一層惡化したゝめ、遂に前期を通じて取引皆無に終り、期末にいたり一部商品の荷動きを見、やゝ愁眉を開いた。後期に入り米國景氣の惡化に悲觀人氣擡頭し、金再禁止による思惑商品の狼狽投出しとなり、我重要商品市場は陰慘なる場面を現出し、綿糸百拾圓台、人絹六拾圓、生糸先物亦四百壹圓と土崩瓦解し、未曾有の安値に落込んだが、偶々ローザンヌ會議においてボーラー氏の戰債棒引論さへ傳へらるるにいたり、歐洲復興策の樹立せらるゝや、世界財界の前途に一道の光明來を思はせるとき、我國においては第二次臨時帝國議會開會せられ、財界救濟案を可決し、更に九月十五日滿洲國の承認を斷行せらる。これとゝもに

滿洲國の治安維持と開發に巨額の國庫支辨を要し、豫算の膨脹に伴ひ我對外爲替は激落を重ね、遂に對米貳拾弗割れを懸念せられ、愈々爲替インフレーション時代到來の感を深め、再び換物人氣熾烈化し、國際商品の暴騰と相俟ち證券界は活況を呈した。輸出織物は生糸その他の原料繊維の猛騰に關せず、稀有の爲替安に刺戟され、仕向先各國の相次ぐ關稅障壁の引上げを突破して商談旺盛を示し、近年稀なる殷賑を呈したが、內需織物は一部財界の活況を他所に、一般民衆の購買力增進するに至らず、却つて爲替安に依る物價高に阻止され、その消化は充分でなかつた。地方機業地は何れも原糸高製品安に惱み市況は低迷した。

六、昭和八年

業況、前期初有價證券類の昂騰、原料絹綿糸價の奔騰により、東西織物市場活況を呈し、春高人氣頗る旺盛であつたが、新春に入つて日銀のマーケット・オペレーションに依り期待景氣は解消し、更に我國の國際聯盟脫退、北米合衆國の金本位離脫、歐洲政局の不安加重等、內外政局並に財界の重大事變續出と氣候の不順に、春夏向內需織物は全く期待に反し、實需捗々しからず、輸出絹織物は前期以來稀なる活況を持續したが、輸出先各國が續々輸入抑制措置をとつたゝめ、頓にその輸出を困難に陷らしめた。特に最も主要仕向先た

る印度政府が、三月一日人絹織物に對して關稅の大巾引上げを斷行し、更に突如日印通商條約の破毀を通告し來たつたゝめ、絹業界への影響甚大を豫想せられ、爾來新規商談殆ど杜絶の狀態に陷り、對滿貿易は治安維持の進捗に從ひ、市場の秩序漸次回復するにいたり、商取引は日を逐ひ活況を加へた。後期は未曾有の低金利と米國政府の物價引上げ政策に多大の期待を囑し、國際重要品物價の昂騰に伴ひ生糸は奔騰し、期初千七拾圓の高値を現出、繭價亦六圓八九拾錢の取引を見るに至つたので、時局匡救事業の進捗とゝもに、久しく不況に惱みし我農村景氣の振興を豫想し、軍需工業の般賑有價證券類の活況と相俟ち、內地一般購買力の增進見越され、內需秋冬織物に期待するところ尠くなかつたが、米國のインフレーション諸政策は事毎に失敗して効果を擧ぐるにいたらず、これがため同國の生糸消費量も著減し、ために相場は崩落の一途を辿り、期末遂に五百圓台となり、殆ど恐慌狀態となつた。內地景氣亦豫期に反し、內需織物商況は頗る不振に終始し、輸出絹織物類は國際經濟會議失敗以來、各國のブロック經濟結成强化に我輸出は阻害せられ、當社製品の重要輸出先印度貿易は、日印通商條約破毀期を前にして一時停頓を見たが、頗る順調に進展し、對滿輸出は豫想外の活況を呈したが、秋季に入り特產物價の暴騰に實需伴はず沈滯を示した。

七、昭和九年

業況、對外貿易の異常なる進展、膨大なる國費の繼續支出による特種工業の發展、低金利に惠まれたるこれ等事業の生產設備擴張新設は、恰も歐洲大戰當時の盛況を想起せしむるものがあつたが、地方農村は繭價安と米穀過剩に惱まされて依然不況の域を脫せず、後期に入り全國にわたり旱、冷、風水害相次ぐ天災に疲弊困憊を極め、殊に近畿方面を襲來せる大風水害は、多數の人命と幾多の文化公共施設を破壞喪失せしめ、被害莫大に上り、これ等救濟對策審議のため、遂に臨時議會の召集を見るに至つた。右大暴風の襲來を受けた京都の被害も甚大であつたが、幸ひに當社は別段被害はなかつた。輸出織物は前期央頃より各種人絹織物の輸出旺盛となり、長期にわたる入注夥しく、一般機業界は近年稀に見る般盛を極め、內需織物界もこれに刺戟され輸出機業に轉向するもの多く、四月頃頓に活況を呈したが、後期に入り內需織物は不振に陷り、當社は可及的輸出向に力を注いだ。

八、昭和十年

業況、過去數期間にわたり、伸展を示した輸出貿易の行詰りと、新興諸產業の生產過剩懸念に一抹の不安を加へ、地方農村亦米繭價の高調にやゝ生氣を見たが依然窮乏裡に在り、

內外社會政治諸情勢の重壓、歐洲金ブロックの動搖等。陰鬱なる不安人氣中に前期を經過した。輸出織物は生糸相場の强調、米棉の高値を見たるも、量的に輸出織物の大勢を支配する人絹織物類が、海外の見越思惑輸入一巡せる折柄、內地人絹糸の生產激增により過剩不安を起し、相場慘落のため一般織物も影響を受け、原料高に比し市價伴はず、內需織物界も輸出の不振と氣候の不順に累せられ不振を示した。後期に入り生糸の減產調節奏功し、偶々米國財界の景氣好轉に刺戟され、七八月の交より急騰を續け、十月遂に千圓相場を出現したゝめ、米價高とゝもに久しく窮乏に惱んだ農村景氣に明朗を加へ、低金利の普遍化、軍需諸工業の殷盛に一般財界はやゝ活況を呈するに至つたが、夏以來天候不順、近畿を初め殆ど全國的水禍の被害甚大にして、復舊容易ならず、加ふるに伊エ紛爭を繞る國際情勢の變化、隣邦支那における幾多の新事態發生等、內外財界の歸趨樂觀を許さぬものがあつた。絹織物類は輸出先各國の商況依然振はず、殊に印度並に滿洲方面の滯貨尙ほ一掃されないため、原料生糸の暴騰もさらに商機展開を促すに至らず、內需織物も亦製產設備過剩のため安値を示し、未曾有の採算難に陷り、本絹織物製產地は何れも休機操短を實施し、或は人絹織物に轉向するのやむなきに至つた。當社はこの渦中より脫すべく極力內外時好品の創作につとめ、當社獨得品の製產設備を擴大するとゝもに、一般設備を更新し、全能

率を擧げて販路の維持開拓に努力し、概ね順調な經過を辿つた。

九、昭和十一年

業況、期初以來萎縮低迷裡を彷徨した我財界は、突如二月二十六日事件の勃發に一大衝動を受けた。一般商品に對する思惑熱は全然影をひそめ、殊に織物界は生糸人絹糸相場の續落により稀有の閑散を續けたので、忽ち深刻なる無謀的競爭を惹起した。外需織物は輸出先各國の輸入阻止政策强化により容易に展開を見ず、內需織物亦購買力の萎縮、氣候の不順に禍せられて不振に陷つたが、三月末頃より漸く輸出織物の入注繁く、漸次長期契約の締結を見、內地向品も季節に當面して活況を呈し、期末に及び殷盛を加へた。後期に入り歐洲金ブロックの崩壞、スペイン動亂を繞る歐洲政情の動搖、日獨防共協定の成立、北支情況の複雜化等、國際政局並に財界に及ぼす重大事態相次いだが、生糸の主要輸出先たる米國景氣が著しく活況を呈するにいたり、繭價糸價は前期央より昂進の一途を辿り、加ふるに米價の高値、軍需諸工業の殷盛等、都市農村を通じて明朗性を加へたが、稅制整理による增稅程度に重壓を感じ人氣引立たず、內地向季節織物は終始供給超過となり、市況は低迷を免れなかつた。輸出向織物は絹布引續き不況を脫せず、人絹織物類は生產並に輸

出の全面的統制實施を前に、思惑取引旺盛を示したが實需これに伴はず、市價自然に低落し、期末に及び生糸綿糸相場の急奔騰に刺戟され、各種織物とゝもに漸く活況を呈するに至つた。

丸居商店工場買收、京都市中京區室町錦小路下ル株式會社丸居商店より、同社所有にかゝる京都市上京區紫野雲林院町所在工場を買得し、一月十五日その不動産所有權取得の登記を了つた。同工場において着尺生地並に帶地の生産を開始した。設備は力織機百參臺、撚糸錘數五千五百四十錘である。

一〇、昭和十二年（十一年十二月一日より十二年五月卅一日に至る）

業況、國際情勢の動向は益々各國の軍擴熱を熾烈にし、我國亦昭和十二年度豫算は廿八億餘圓の巨額を計上し、愈々準戰時經濟狀態となり、軍需生産力の擴充に依る景氣の昂進は、諸物價騰貴の必至を豫想せられ、年末より年初に亘り軍需諸材料とゝもに綿糸人絹糸價の暴騰を見るに至つたが、跛行的景氣は織物類の購買力を增進するに至らず、却つて我財政經濟の前途と國民生活の上に全面的暗影を深くし、政局の不安、物價抑制政策の高調等に壓せられ、商況萎微として振はず、徒らに原料糸高を眺めて市價これに伴はざる憾があつた、輸出向織物は純絹布は依然不振を續け、人絹並に交織織物のみ稍活況を呈せしも、輸出先各國の數量統制强化と原糸價の急騰に禍されて期央後商談順調ならず、殊に我主要輸出先英領印度の苛重なる關稅率引上げに依り、四月以降新商談杜絶し、對印貿易は稀に見る閑散裡に當期を終つた。此間當社は業界の大勢に鑑み、內外向時好品の創作と、「シホンベルベット」「シルバー」その他好評を博せる當社獨得製品の製織に全製作機關を運用し、生産能率の增進に勉むるとゝもに、品位の向上と染色整理加工技術の改良に不斷の研究を續け、一般製品と併せて販路の維持開拓に努力した。

第五期業績概表

年度別	期別	資本金	拂込資本金	諸積立金	收入	支出	利益金	株主配當率
昭和三年度上半期	八十一期	五、〇〇〇、〇〇〇円	三、五〇〇、〇〇〇円	一、三四六、〇〇〇円	二、九二四、四三三円	二、七六六、七八二円	一四七、六六一円	一割
同　下半期	八十二期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、三七四、〇〇〇	二、八二五、三四九	二、六四五、六六二	一五九、六八七	一割
同四年度上半期	八十三期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、四〇四、〇〇〇	二、六〇四、七三五	二、四五八、七七七	一四五、九四七	一割
同　後期	八十四期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、四三三、〇〇〇	二、七〇三六、〇〇四	一、九三五、四三八	一一〇、五六五	一割
同五年度前期	八十五期	五、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、四四七、〇〇〇	一、五九八、〇四八	一、七三三、八三九（損）	三五、七八〇（繰越損金九七、五三四）	一割
同　後期	八十六期	四、〇〇〇、〇〇〇（株式買入消却減資一、〇〇〇、〇〇〇円）	二、八〇〇、〇〇〇	一、四七、〇〇〇	一、四九〇、六一四	一、四八三、四八八	七、二六	一割
同六年度前期	八十七期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、四五、五〇〇	一、六五四、一六〇	一、五五一、〇三八	一〇三、一三一	一割

同　後期	八十八期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、四二四、五〇〇	一、五九三、九九五	一、四九四、四五七	九九、五三七	・五〇
同　七年度前期	八十九期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、四四二、〇〇〇	一、四〇六、八二七	一、三四九、〇三三	五七、七九三	・四〇
同　後期	九十期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、四四四、〇〇〇	一、七一八、〇九一	一、五七六、八九四	一四一、一九七	・六〇
同　八年度前期	九十一期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、四七八、〇〇〇	二、一八六、二八八	二、〇四四、四六七	一四一、八二〇	・六〇
同　後期	九十二期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、五一六、〇〇〇	二、二二一、七五七	二、〇七九、一二八	一四二、六二八	・六〇
同　九年度前期	九十三期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、五五四、〇〇〇	二、一八五、八八六	二、〇一八、四五八	一六七、四二七	・七〇
同　後期	九十四期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、五九四、〇〇〇	二、四〇四、九七八	二、一八二、八一八	二三二、一六〇	・八〇
同　十年度前期	九十五期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、六三八、二八〇	二、三九九、二一七	二、一六〇、三六三	二三八、八五四	・八〇
同　後期	九十六期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇四〇〇〇	一、六四四、六六〇	二、五四五、四三二	二、三三〇、六〇二	二一四、八三〇	・八〇
同　十一年度前期	九十七期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、七二二、三五〇	二、四九四、九八六	二、二九三、九三六	二〇一、〇四九	・八〇
同　後期	九十八期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、七八三、六三九	二、七七二、八二五	二、五四七、八三五	二三五、九九〇	・八〇
同　十二年度前期	九十九期	四、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	一、八七五、六三九	二、六九三、二〇四	二、四七八、三〇五	二一四、八九九	記念配當・二〇

備考　昭和五年度八十六期ニ於テ當期純益金七千百貳拾六圓ノ外ニ消却株式買入差金殘金貳萬六百五拾六圓（買入差金參拾壹萬六百九圓内九萬七千五百參拾圓前期繰越損金、五萬圓固定財産消却金、拾四萬貳千四百拾九圓製品價格換算損金差引）及別途積立金ヨリ參萬五千圓ヲ繰込合計六萬貳千七百八拾貳圓トシテ配當ス

昭和四年度八十四期ハ決算期變更（五月末及十一月末トナル）ノタメ七月一日ヨリ十一月三十日ニ至ル五ケ月間ナリ

昭和十二年度九十九期株主配當率年八分ノ外ニ創立五十年記念特別配當年貳分ヲ行フ諸積立金ハ準備積立金、別途積立金及ビ從業員扶助準備金ヲ合算ス

昭和十二年前期　貸借對照表

負債之部

株金	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇円
準備積立金	八八六、〇〇〇、〇〇
別途積立金	六六七、〇〇〇、〇〇
從業員扶助準備金	二八三、七一〇、八八
假受金	二六三、二六七、八七
掛買	三、六九四、二九
前期繰越金	八六、九九四、五七
當期純益金	二一四、八九九、一六
合計	六、四〇五、五六六、七七

資産之部

拂込未濟株金	一、二〇〇、〇〇〇、〇〇
地所、建物、機械	二、六九四、〇〇六、九九
什器並參考品	一九、〇〇二、八七
製品現在高	七七四、七三七、二七
原料品現在高	三五九、六七六、六一

第二部　事業

石炭	一、七八〇、五一
現在高	
工場仕掛品	四一九、八五六、四六
掛賣	三二〇、六六八、七三
假出金	五八、一六九、五七
受取手形	三三九、五六五、二〇
銀行及振替貯金	一四五、七三九、九四
現金	一三、四六六、一二
有價證券	五八、八九六、五〇
合計	六、四〇五、五六六、七七

既認第一九二號

農商務省指令西第八一九一號

京都府京都市上京区川端通御幸橋
東詰吉田町第百八十番戸
京都織物株式會社

明治廿六年十一月十日付ヲ以テ差
出シタル其會社定款ヲ認可ス

明治廿六年十月廿日

農商務大臣伯爵後藤象二郎

十月廿七日領収

第一章　組織

第一節　定款

定款は創立に際し決定せられ、明治二十六年七月一日商法實施に當り、同年十一月十日付を以て更めて認可を申請し、同年十一月廿四日農商務大臣の認可を受けた。創立以來時勢の變遷と事業の消長、組織の變革に依り、改正を加へて今日に至つた。創立當時の定款は第一部第一章第三節に掲げた如くであるが、こゝに商法實施當時と現行定款とを掲載し、今昔の對照としたい。

京都織物株式會社定款　（明治二十六年十一月二十四日認可）

第一章　總則

第壹條　當會社ハ京都織物株式會社ト稱ス

第貳條　當會社ハ京都市上京區川端通御幸橋東詰吉田町第百八十番戸ニ設置ス

但營業ノ都合ニ據リ便宜ノ地ニ於テ分工場又ハ販賣店ヲ設クルコトヲ得

第參條　當會社ハ織物染物再整及撚糸ノ四業ヲ營ムヲ以テ目的トス

但鍛冶木工場ハ本社ノ定業外ナリト雖モ時トシテ社外ノ需ニ應ズルコトヲ得

第四條　當會社ノ資本金ハ四拾五萬圓ニシテ之ヲ九千株ニ分チ壹株ヲ五拾圓ト爲ス

第五條　當會社ノ營業年限ハ開業ノ日ヨリ滿參拾ケ年トス期限滿了ノ際株主ノ決議ヲ以テ營業年限ヲ繼續スルコトヲ得

第六條　當會社ノ印章ハ左ノ如シ

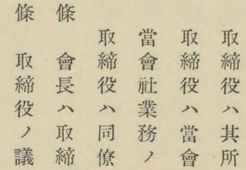

第二章　株式ノ事

第七條　當會社ハ壹株毎ニ株券壹通ヲ作リ之レヲ株主ニ交付ス

第八條　株券ノ毀損汚穢シタル者ハ株券ニ請求書ヲ添ヘ新株券ト更換ヲ請求スルコトヲ得

第九條　株券ヲ亡失シタル者ハ其事由ヲ詳記シタル請求書ニ證人貳名以上連署シテ新ニ株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ參日間新聞紙ニ廣告シ參拾日ヲ經テ故障ヲ生ゼザルトキハ其請求ニ應ズベシ

第拾條　第八條第九條ノ場合ニ於テハ請求者ヨリ手數料トシテ株券壹通ニ付金貳拾錢ヲ徵收ス

第拾壹條　株式ヲ賣買讓受渡セント欲スルトキハ其株券ノ裏面ニ賣買讓受渡人記名捺印シ之レニ記名書換請求書ヲ添ヘ會社ニ差出シ登記ヲ請フベシ會社ハ之ヲ株主名簿ニ登記シ取締役其株券ニ記名捺印シテ株式ノ移轉ヲ證スベシ此登記料トシテ株券壹通ニ付金五錢ヲ請求者ヨリ徵收スベシ

第拾貳條　株主ノ死去破產又ハ家資分散其他法律ノ作用ニ因リ其株式ノ所有權ヲ得タル者其事實ヲ證明スレバ株主トシテ之ヲ登記スベシ

第拾參條　株主其住所若クハ氏名ノ變更スルカ又ハ實印ヲ改メタルトキハ必ズ會社ニ屆出ツベシ

第三章　取締役及監査役ノ事

第拾四條　當會社ハ通常總會ニ於テ五拾株以上ヲ有スル株主ヨリ取締役五名監査役貳名ヲ選擧スベシ

第拾五條　取締役ノ任期ハ參ケ年トシ監査役ノ任期ハ貳ケ年トス

但其任期滿了ノ後再選セラルヽコトヲ得

第拾六條　取締役又ハ監査役在職中不時ノ缺員アルトキハ臨時總會ヲ開キ其補缺員ヲ選擧スベシ若シ其缺員ニシテ法律規定ノ員數ヲ缺カズ現役員ニ於テ事務ニ差支ナシト認ムルトキハ次ノ株主總會迄補缺ヲナサヾルモ妨ナシ

但其補缺當選者ハ前任者ノ殘期ヲ繼グモノトス

第拾七條　取締役ハ其所有ノ株式五拾株ヲ會社ニ預ケ在職中ハ之ヲ引出スコトヲ得ズ

第拾八條　取締役ハ當會社ノ定款及總會ノ決議ヲ遵守シ當會社一切ノ業務ヲ統轄ス

第拾九條　當會社業務ノ順序方法ハ取締役會ニ於テ評決ノ上施行スルモノトス

第貳拾條　取締役ハ同條中ノ壹名ヲ選テ會長ト爲スベシ

第貳拾壹條　會長ハ取締役會ノ議長トナリ同會ニ關スル一切ノ事ヲ整理ス

第貳拾貳條　取締役ノ議事ハ過半數ニ依テ決ス可否相半スルトキハ會長之ヲ決ス

第貳拾參條　取締役ハ前條會長ノ外ニ同條中ノ一名ヲ選ヒ專務取締役ト爲スベシ

第貳拾四條　專務取締役ハ取締役會ノ評決ニ據リ業務ヲ施行ス

第貳拾五條　取締役ノ俸給及監査役ノ報酬ハ總會ニ於テ之レヲ定ム

第四章　株主總會ノ事

第貳拾六條　株主總會ハ通常總會臨時總會ノ二種トス

第貳拾七條　通常總會ハ毎年一月及七月ニ招集シ臨時總會ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ總株數ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ノ請求アリタルトキ招集ス

第貳拾八條　總會ヲ招集スルニハ時日場所會議ノ目的及事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ會日ヨリ少ナクモ十五日以前ニ各株主ヘ通知スルコトヲ要ス

但急速ヲ要シ止ムヲ得ザル場合ハ本條ノ期間ヲ短縮スルコトアルベシ

第貳拾九條　株主ヨリ臨時總會ノ招集ヲ請求スルトキハ其目的ヲ明記シテ會社ニ差出スベシ

第參拾條　凡ソ總會ハ總株主ノ半數總株金ノ半額以上ニ當ル株主出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第參拾壹條　總會ニ於テ出席株主定數ニ滿タザレバ出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ假リニ決議ヲ爲シ十五日以内ニ再ビ總會ヲ招集スベシ其通知ニハ第一總會ノ決議ヲ明記シ且ツ第二總會ニ於テ出席株主議決權ノ多數ヲ以テ第一總會ノ決議ヲ認可シタルトキハ之ヲ有効ト爲スベキ旨ヲ明告スベシ

第參拾貳條　總會ノ議長ハ取締役會長之レニ任ズベシ取締役會長差閊アル場合ニ於テハ他ノ取締役之ヲ代理ス

但株主ノ請求ニ依リ招集シタル總會ニ於テハ株主中ヨリ之ヲ選任ス

第參拾參條　總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他ノ議事ニ渉ルコトヲ得ズ

第參拾四條　株主總會ノ決議ハ出席株主議決權ノ過半數ニ依ル若シ可否同數ナルトキハ議長ハ自己議決權ノ外決票ヲ爲スコトヲ得

第參拾五條　株主ハ所有株數拾株マデハ壹株毎ニ壹個ノ議決權ヲ有シ拾壹株以上ハ貳株毎ニ壹個トスルコトヲ得

第參拾六條　株主未丁年ナルカ若クハ瘋癲白痴ナレバ後見人又ハ其他ノ正當ナル代理人之ニ代テ出席スルコトヲ得

第參拾七條　株主自ラ總會ニ出席スルコト能ハザルトキハ當會社株主ニ其代理ヲ委任スルコトヲ得

第五章　計算ノ事

第參拾八條　會社ノ計算期ヲ二期ニ分チ一月一日ヨリ六月三十日迄ヲ上半期トシ七月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ下半期トス

第參拾九條　計算期間ニ收入シタル總益金ノ内ヨリ一切ノ諸經費及損失金ヲ引去リ殘額ヲ純益金トス

第四拾條　純益金ハ左ノ各項ニヨリ通常總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

準備積立金　百分ノ五ヨリ二十迄

役員賞與金　百分ノ五ヨリ十五迄

別途積立金　便宜之ヲ置ク

株主配當金　若干

後期繰込金　若干

第六章　任意解散ノ事

第四拾壹條　營業期間內ト雖モ總會ノ決議ヲ以テ任意解散スルコトヲ得此場合ニ於テハ貳名以上ノ清算人ヲ選擧シ一切ノ事務ヲ處辨セシムベシ

第七章　定款ノ變更

第四拾貳條　此定款ノ箇條ハ株主總會ノ決議ニ依リ更正加除スルコトヲ得

現行定款

（昭和五年六月二十三日改定）

第一章　總則

第壹條　當會社ハ京都織物株式會社ト稱ス

第貳條　當會社ハ各種織物ノ製造買入販賣其取次仲立及染色加工再整撚糸幷ニ此等ノ賃業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第參條　當會社ハ本店ヲ京都市ニ置ク

第四條　當會社ノ公告ハ京都日出新聞ニ揭載ス

第二章　資本金及株式

第五條　當會社ノ資本金ハ金四百萬圓トシ之ヲ八萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第六條　當會社ノ株式ハ記名式トシ壹株券、拾株券ノ貳種トス

第七條　當會社株式ニ對スル拂込ノ金額時期及方法等ハ取締役會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第八條　株金ノ拂込ヲ遲延シタル者ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込ヲ爲シタル日迄金百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テスル遲延利息及其遲延ノ爲メ生ジタル費用ヲ支拂フベシ

第九條　讓渡ニ因リ株式ノ名義書換ヲ請求セントスル者ハ當會社所定ノ書式ニ依リ當事者双方記名捺印シタル請求書ヲ株券ニ添ヘ差出スベシ

相續、遺贈其他讓渡以外ノ原因ニヨリ名義書換其他ノ登記ヲ請求セントスル場合ニハ請求書ニ其原因ヲ證明スベキ書面ヲ添付シ株券ト共ニ差出スベシ

株主ガ其氏名ヲ變更シ又ハ其法定代理人ガ異動シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第拾條　株券ヲ汚損シタルトキ又ハ株券ノ種類ヲ變更セントスルトキハ其株券ヲ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第拾壹條　株券ヲ喪失シタルトキハ其事由ヲ明記シ當會社ノ相當ト認ムル保證人貳名以上ノ連署セル請求書ヲ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當會社ハ請求人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ貳ケ月ヲ經テ故障ノ申立ナク且株券ヲ發見セザルトキハ新株券ヲ交付スベシ

第拾貳條　株式名義書換其他ノ登記手數料ハ壹通ニ付金拾錢、新株券交付手數料ハ壹通ニ付金五拾錢トス

第拾參條　株主及其法定代理人ハ其氏名住所及印鑑ヲ當會社ニ屆出ヅベシ其變更アリタルトキ亦同ジ

外國ニ居住スル株主ハ日本國內ニ通知ヲ受クベキ場所又ハ代理人ヲ定メテ當會社ニ屆出ヅベシ其變更アリタルトキ亦同ジ

前二項ノ屆出ヲ怠リタル爲メ生ジタル損害ニ對シテハ當會社其責ニ任ゼズ

第拾四條　株主權ノ行使又ハ株券ノ名義書換等當會社ニ提出スル書類ニハ豫テ届出ノ印章ヲ押捺スルコトヲ要ス

第拾五條　當會社ハ毎年六月壹日及拾貳月壹日ヨリ各期定時株主總會終了ノ日迄株式ノ名義書換ヲ停止ス

前項以外ノ時期ト雖取締役會ノ決議ニ依リ豫メ公告シテ一定ノ期間名義書換ヲ停止スルコトヲ得

第三章　株主總會

第拾六條　定時株主總會ハ毎年六月及十二月ニ之ヲ招集ス

臨時株主總會ハ取締役會ノ決議ニ依リ必要アル毎ニ之ヲ招集ス

第拾七條　株主總會ノ議長ハ取締役會長之ニ任ズ取締役會長事故アルトキハ他ノ出席取締役之ニ代リ取締役悉ク事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第拾八條　株主ハ株主總會ニ於テ他ノ出席株主ニ委任シ其議決權ヲ行フコトヲ得

第拾九條　株主總會ノ決議ハ法律ニ別段ノ規定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第貳拾條　株主總會ノ決議ハ其要領ヲ記錄シ議長及監査役壹名以上記名捺印シテ之ヲ保存ス

第四章　役員

第貳拾壹條　當會社ハ取締役七名以内監査役參名以内ヲ置ク

第貳拾貳條　取締役ハ當會社株式貳百株以上監査役ハ壹百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第貳拾參條　取締役ノ任期ハ參年監査役ノ任期ハ貳年トス但任期中最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會前ニ任期滿了スルトキハ該定時株主總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長ス

補缺又ハ增員ノ爲メ選任セラレタル取締役及監査役ノ任期ハ現任同役アル場合ニ於テハ其者ノ殘任期間トス

第貳拾四條　取締役又ハ監査役中ニ缺員ヲ生ジタルトキト雖法定數ヲ缺カズ且業務ニ支障ナキ限リ其補缺選擧ヲ行ハザルコトヲ得

第貳拾五條　取締役ハ在任中其所有スル株式貳百株ヲ監査役ニ供託スベシ

前項ノ株式ハ取締役退任直後ノ定時株主總會ニ於テ諸報告及計算ガ承認セラレタルトキ之ヲ返戻ス

第貳拾六條　取締役ノ互選ヲ以テ取締役會長壹名ヲ置ク業務上必要ニ應ジ其互選ヲ以テ專務取締役壹名常務取締役若干名ヲ置クコトヲ得

第貳拾七條　取締役ハ取締役會ヲ組織シ當會社ノ重要ナル業務其他ノ事項ヲ決議ス

取締役會議長ハ取締役會長之ニ任ズ取締役會長事故アルトキハ出席專務取締役又ハ常務取締役之ニ任ズ

取締役會ハ取締役會長之ヲ招集ス但取締役ヨリ請求アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ招集スルコトヲ要ス

取締役會ハ取締役ノ半數以上出席スルニ非ザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ議事ハ出席取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第貳拾八條　取締役ハ取締役會ノ決議ニ依リ業務ヲ執行ス但常務ハ專務取締役及常務取締役之ヲ專行

ス

第貳拾九條　監査役ハ取締役會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得
監査役ハ互選ニ依リ常勤監査役壹名ヲ定ムルコトヲ得

第參拾條　取締役及監査役ノ報酬ハ壹ケ年總額金貳萬圓ヲ限度トシ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章　計　算

第參拾壹條　當會社ノ事業年度ハ一年ヲ二期ニ分チ前年十二月一日ヨリ當年五月三十一日迄ヲ前期トシ六月一日ヨリ十一月三十日迄ヲ後期トス

第參拾貳條　每事業年度ニ於ケル總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ左ノ通處分ス

一法定準備金　百分ノ五以上
一別途積立金及準備金　若干
一役員賞與金　若干
一株主配當金　若干
一後期繰越金　若干

第參拾參條　株主配當金ハ每年五月末及拾壹月末現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

第參拾四條　株主總會ニ於テ配當ノ通知ヲ發シタル後參ケ年ヲ經過シ株主其支拂ヲ請求セザルトキハ之ヲ拋棄シタルモノト看做シ其權利ヲ失フ

第二節　株　主

株主は創立當時明治二十一年六月末現在二百五十八名であつたが（第一部第一章第八節參照）昭和十二年五月末現在は八百三十四名となつてゐる。

創立當時より昭和十二年前期にいたる各期末現在の株主數は左表の通りである。

期別	株數	株主數	期別	株數	株主數	期別	株數	株主數	期別	株數	株主數
明治二十一年六月	一〇、〇〇〇	二五八	明治二十八年十二月	九、〇〇〇	一九九	明治三十六年六月	一八、〇〇〇	二八五	明治四十六年六月	五〇、〇〇〇	四六四
同　二十一年十二月	一〇、〇〇〇	二四二	同　二十九年六月	一八、〇〇〇	二五一	同　三十七年十二月	一八、〇〇〇	二八八	同　四十七年十二月	五〇、〇〇〇	四五九
同　二十二年六月	一〇、〇〇〇	二六〇	同　三十年六月	一八、〇〇〇	二五九	同　三十八年六月	一八、〇〇〇	二八六	同　四十八年六月	五〇、〇〇〇	四七〇
同　二十二年十二月	一〇、〇〇〇	二六二	同　三十年十二月	一八、〇〇〇	二五九	同　三十八年十二月	一八、〇〇〇	二八五	同　四十八年十二月	五〇、〇〇〇	四四五
同　二十三年六月	一〇、〇〇〇	二九七	同　三十一年六月	一八、〇〇〇	二六五	同　三十九年六月	一八、〇〇〇	二八九	同　四十九年六月	五〇、〇〇〇	四五〇
同　二十三年十二月	一〇、〇〇〇	三〇一	同　三十一年十二月	一八、〇〇〇	二七二	同　三十九年十二月	一八、〇〇〇	三一四	同　四十九年十二月	五〇、〇〇〇	四五〇
同　二十四年六月	一〇、〇〇〇	三〇六	同　三十二年六月	一八、〇〇〇	二七六	同　四十年六月	一八、〇〇〇	二八〇	同　五十年六月	五〇、〇〇〇	四三〇
同　二十四年十二月	一〇、〇〇〇	二九〇	同　三十二年十二月	一八、〇〇〇	二七一	同　四十年十二月	一八、〇〇〇	二四四	同　五十年十二月	五〇、〇〇〇	三五三
同　二十五年六月	一〇、〇〇〇	二七七	同　三十三年六月	一八、〇〇〇	二七六	同　四十一年六月	一八、〇〇〇	二四四	同　五十一年六月	五〇、〇〇〇	三五三
同　二十五年十二月	九、四八五	二五七	同　三十三年十二月	一八、〇〇〇	二七六	同　四十一年十二月	一八、〇〇〇	二八〇	同　五十一年十二月	五〇、〇〇〇	四三〇
同　二十六年六月	九、四八五	二八〇	同　三十四年六月	一八、〇〇〇	二七五	同　四十二年六月	一八、〇〇〇	二八九	同　五十二年六月	五〇、〇〇〇	四五九
同　二十六年十二月	九、〇〇〇	二一五	同　三十四年十二月	一八、〇〇〇	二七六	同　四十二年十二月	一八、〇〇〇	二八六	同　五十二年十二月	五〇、〇〇〇	四七〇
同　二十七年六月	九、〇〇〇	二一〇	同　三十五年六月	一八、〇〇〇	二七二	同　四十三年六月	一八、〇〇〇	二八五	同　五十三年六月	五〇、〇〇〇	四四五
同　二十七年十二月	九、〇〇〇	二〇一	同　三十五年十二月	一八、〇〇〇	二七二	同　四十三年十二月	一八、〇〇〇	二八八	同　五十三年十二月	五〇、〇〇〇	四五〇
同　二十八年六月	九、〇〇〇	二〇〇	同　三十六年六月	一八、〇〇〇	二七九	同　四十四年六月	一八、〇〇〇	二八五	同　五十四年六月	五〇、〇〇〇	四五〇